

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の
第3期中期目標期間の終了時に見込まれる
業務の実績に関する評価

平成30年8月

文部科学大臣

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価（見込評価） 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	
評価対象中期目標期間	見込評価	第3期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成26～30年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	高等教育企画課、蝦名 喜之
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、岡村 直子

3. 評価の実施に関する事項
平成30年7月30日に大学改革支援・学位授与機構に関する有識者会議を開催し、機構長、役員等からヒアリングを実施し必要な情報を収集した。その際、監事からの意見聴取も行った。ヒアリング結果を踏まえ、有識者から意見を聴取し評価を付した。

4. その他評価に関する重要事項
「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び「各独立行政法人の統廃合等に係る措置の実施時期について」（平成26年8月29日行政改革推進本部決定）を踏まえ、独立行政法人大学評価・学位授与機構と独立行政法人国立大学財務・経営センターを統合し、平成28年4月1日から独立行政法人大学改革支援・学位授与機構となった。

5. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の評価等に関する有識者会議 委員名簿
主査：山田 礼子 同志社大学社会学研究科長、学部長 教授 杉谷 祐美子 青山学院大学教育人間科学部教育学科 教授 前田 博 西村あさひ法律事務所 弁護士 舛川 博昭 公認会計士

様式 1-2-2 中期目標管理法 中期目標期間評価（見込評価） 総合評価

1. 全体の評価	
評価※ (S、A、B、C、D)	B
評価に至った理由	法人全体の評価に示すとおり、全体として中期目標に定められた業務が概ね達成されたと認められるため。

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	省庁大学校の課程修了者に対する口頭試問の実施について、限られた予算の中でスケジュール等を見直して申請者の利便性に配慮しているほか、オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）等の覚書締結機関との間でスタッフ交流プログラムの実施や、機構とマレーシア資格機構（MQA）における質保証のプロセス・結果にかかる比較調査を行うなど、様々な国と連携して質保証に資する活動を行っており、全体として順調に組織運営を行った。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、指摘事項など	
項目別評価で記載した主な課題、指摘事項	大学ポートレートの有効活用に向け、スピードを意識して改善を進めるとともに、効率的な運営を行うことが求められる。（P63 参照）
その他指摘事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事、有識者等からの意見	監事から意見を聴取し、特段重大な指摘はないことを確認した。
その他特記事項	特になし

※ S：中期目標管理法の活動により、全体として中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。A：中期目標管理法の活動により、全体として中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。C：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する。D：全体として中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

様式 1-2-3 中期目標管理法 中期目標期間評価（見込評価） 項目別評価総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			
Ⅰ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置								
既存経費の見直し、業務の効率化	B	B	B	B		B	I-1	
業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置	B	B	B	B		B	I-2	
独立行政法人国立大学財務・経営センターとの統合	B	B	/			B	/	
契約の適正化の推進	B	B	B	B		B	I-3	
情報システム環境の整備	B	B	B	B		B	I-4	
内部統制の充実・強化	B	B	B	B		B	I-5	
Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
総合的事項	/					/		
大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営	B	B	B	B		B	Ⅱ-1-(1)	
自己点検・評価の実施	B	B	B	B		B	Ⅱ-1-(2)	
教育研究活動等の評価	/					/		
大学等の教育研究活動等の状況に関する評価	/					/		
大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等	B	B	B	B		B	Ⅱ-2-(1)-①	
大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価	B	B	B	B		B	Ⅱ-2-(1)-②	
国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に関する評価	B	B	B	B		B	Ⅱ-2-(2)	

中期目標（中期計画）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調書No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			
Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置								
施設費貸付事業及び施設費交付事業	/					/		
施設費貸付事業	B	B	B	B		B	Ⅱ-3-(1)	
施設費交付事業	B	B	B	B		B	Ⅱ-3-(2)	
国から承継した財産等の処理	B	B	B	B		B	Ⅱ-4	
学位授与	/					/		
単位積み上げ型による学士の学位授与	B	B	B	B		B	Ⅱ-5-(1)	
省庁大学校修了者に対する学位授与	B	B	B	A		B	Ⅱ-5-(2)	
学位授与事業についての広報	B	B	B	B		B	Ⅱ-5-(3)	
質保証連携	/					/		
大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組	/					/		
大学等に関する情報の収集、整理及び提供	B	B	B	B		B	Ⅱ-6-(1)-①	
質保証人材育成	B	B	B	B		B	Ⅱ-6-(1)-②	
国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組	B	B	B	B		B	Ⅱ-6-(2)	
/								

中期目標（中期計画）	年度評価					中期目標 期間評価	項目別 調査No.	備考
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度			
Ⅱ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置								
調査研究								
大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究								
大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究	B	B	B	B		B	Ⅱ-7-(1)-①	
学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究	B	B	B	B		B	Ⅱ-7-(1)-②	
高等教育の質保証の確立に資する調査研究	B	B	B	B		B	Ⅱ-7-(1)-③	
調査研究の成果の活用及び評価	B	B	B	B		B	Ⅱ-7-(2)	
Ⅲ．予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 Ⅳ．短期借入金の限度額 Ⅴ．重要な財産の処分等に関する計画 Ⅵ．剰余金の使途	B	B	B	B		B	Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ	
Ⅶ．その他主務省令で定める業務運営に関する事項	B	B	B	B		B	Ⅶ	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※平成25年度評価までの評定は、「文部科学省所管独立行政法人の業務実績評価に係る基本方針」（平成14年3月22日文部科学省独立行政法人評価委員会）に基づく。

また、平成26年度評価以降の評定は、「文部科学省所管の独立行政法人の評価に関する基準」（平成27年6月30日文部科学大臣決定）に基づく。詳細は下記の通り。

平成25年度評価までの評定	平成26年度評価以降の評定
<p>S：特に優れた実績を上げている。（法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。）</p> <p>A：中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上）</p> <p>B：中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満）</p> <p>C：中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。（当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満）</p> <p>F：評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。（客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。）</p>	<p>S：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。</p> <p>A：中期目標管理法人の活動により、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。</p> <p>B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。</p> <p>C：中期目標における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。</p> <p>D：中期目標における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。</p>

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価（見込評価） 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	既存経費の見直し、業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 29 年度）4-1 行政事業レビューシート（平成 29 年度）0150

2. 主要な経年データ							
※ 27 年度は、上段が旧大学評価・学位授与機構、下段が旧国立大学財務・経営センターの額。							
評価対象となる指標	前中期目標期間最終年度値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(参考情報)
一般管理費	物件費（千円）	103,892	86,076	94,177	178,111	133,839	
	人件費（管理系）（退職手当を除く）（千円）	218,716	224,783	220,585	255,870	284,555	
	合計（千円）	322,608	310,859	314,762	433,981	418,393	
	削減割合	—	△3.6%	1.3%	△2.3%	△3.6%	
事業費 ※自己収入分を除く	物件費（千円）	297,360	297,954	473,112	331,372	344,930	
	人件費（事業系）（退職手当を除く）（千円）	582,618	585,538	563,494	742,596	766,493	
	合計（千円）	879,978	883,491	1,036,607	1,073,968	1,111,423	
	削減割合	—	0.4%	17.3%	△9.9%	3.5%	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
II 業務運営の効率化に関する事項	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<主な定量的指標> 一般管理費 3%以上（退職手当を除く。）削減 その他事業費 1%以上（退職手当を除く。）削減 <その他の指標>	<実績報告書等参照箇所> 第 3 期中期目標期間見込業務実績等報告書 P. 5~8 <主要な業務実績> 第 3 期中期目標期間中（平成 26 年~30 年度）における業務効率化については、計画の達成を妨げることなく業務を順調に進捗させた上で、既存経費の見直しによる	<自己評価書参照箇所> 第 3 期中期目標期間見込業務実績等報告書 P. 3~4 <評定と根拠> 評定：B 平成 29 年度決算（退職手当を除く）は平成 26 年度決算（退職手当を除く）と比較して、一般管理費は△10,071 千円（△2.4	評定	B	評定
運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつ	運営費交付金を充当して行う事業については、業務の質の向上を図りつつ、既				<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。		<評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見>

<p>つ、既存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>(1) 一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p>存経費の見直し、効率化を進める。また、法人統合により役員4名の削減及び管理部門の統合による事務の合理化を図っているところであるが、今後も、法人統合のメリットを最大限に生かしつつ、業務の効率化を図る。</p> <p>(1) 一般管理費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき3%以上を削減するほか、その他の事業費(退職手当を除く。)について、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%以上の業務の効率化を図る。</p> <p>また、効率化に際しては、機構の行う事業が長期的視点に立って推進すべき事業であることに鑑み、事業の継続性に十分留意する。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定に向けては、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意する。</p>	<p><評価の視点></p>	<p>業務の効率化及び経費の削減に努めた。</p> <p>既存経費の見直し、効率化を進めるため、平成26～30年度に、以下の取組を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 用紙代・印刷代等のコスト削減及び印刷、仕分け、配布作業の部分的廃止による業務の効率化を図り、平成28年度より給与明細等の電子化を、平成29年度より年末調整申請システムをそれぞれ導入した。 <p>平成29年度決算(退職手当を除く)は平成26年度決算(退職手当を除く)と比較して、小平本館～竹橋オフィス間通信回線契約、複写機リース、電気料等に係る契約の見直しやペーパーレス化の推進等により、一般管理費は△10,071千円(△2.4%)の減、その他の事業費(特殊経費及び退職手当を除く)は103,360千円(10.3%)の増となっている。</p>	<p>%)の減、その他の事業費(特殊経費及び退職手当を除く)は103,360千円(10.3%)の増となっている。しかし、その他の事業費(特殊経費及び退職手当を除く)の増は、平成27年度に大学ポートレート事業を拡充したこと及び平成29年度に新規事業として円滑な資格認証に関する調査を実施したことの影響による増であり、各年度の予算上は事業費(特殊経費及び退職手当を除く)について1%の効率化が盛り込まれた上で事業が拡充されたものである。平成29年度決算額から当該拡充分に係る事業費を除くと、その他の事業費(特殊経費及び退職手当を除く)については△76,326千円(△7.6%)となっている。</p> <p>一般管理費については平成28年度に法人統合があった影響等により、平成26年度決算と平成29年度決算を比較して2.4%の削減率であったが、その他の事業費については7.6%と目標以上の削減を達成したことから、中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>一般管理費及び事業費について、統合による一時的な業務の増加はあるものの、削減目標は概ね達成できている。引き続き、効率化に努めることが期待される。</p> <p><有識者からの意見></p> <p>一般管理費の年3%以上の削減は中期目標期間中で15%程度の削減になる。これを達成するには常に経費削減意識を持ち続けることが必要である。</p>	
---	--	----------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	業務量に応じた組織の見直し、人員の適正配置		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標		前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
常勤職員の増減状況	業務増に伴う人員増	—	2人	16人	38人	2人		
	業務減に伴う人員減	—	△1人	△9人	0人	△32人		
	人員数	131人	132人	139人	177人	147人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
II 業務運営の効率化に関する事項 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等に伴う事務・事業の業務量の変動に対応して、組織の見直しを図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の実施等の各事業の業務量の変動に伴い、必要に応じて組織の見直しを行うとともに、人員の適正配置を実施する。その際、管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などにより、法人全体として管理部門をスリム化することについて検討する。	<主な定量的指標> 常勤職員の増減状況 <その他の指標> 組織の見直し状況 人員の配置状況 <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.9~10 <主要な業務実績> 各事業の業務量の変動等を踏まえて、組織の見直し、人員の適正配置を以下のとおり実施した。 ・ 大学評価・学位授与機構と国立大学財務・経営センターが統合し、大学改革支援・学位授与機構が発足した。これに伴い管理部門の合理化を行った。 ・ 大学情報の収集・管理・公表等に関する業務を行うため、大学ポータルセンターを設置した。 ・ 情報業務の効率化のため情報企画支援室を設置した。 ・ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価の業務量の変動に応じた組織の見直し、人員配置を行った。 ・ 各年度の機関別認証評価、法科大学院認証評価の申請校数に応じた人員配置を行った。	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.3~4 <評価と根拠> 評価：B 人員の適正配置を実施したことから、中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評価	B	<評価に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 国立大学法人評価の実施に伴い、大幅な人員の調整が必要であったが、人員確保及び縮小に努め、適切に業務を遂行している。 <今後の課題・指摘事項> — <有識者からの意見> —	<評価に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見>

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標		前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
契約状況 一者応札・応募状況	競争入札等	件数	19	15	20	37	26	
		金額（千円）	287,006	250,081	298,005	450,755	601,775	
	企画競争、公募	件数	0	1	0	3	3	
		金額（千円）	0	6,480	0	21,870	21,870	
	競争性のある契約（小計）	件数	19	16	20	40	29	
		金額（千円）	287,006	256,561	298,005	472,625	623,645	
	競争性のない随意契約	件数	6	4	4	12	4	
		金額（千円）	13,523	6,216	12,664	36,936	8,465	
	合計	件数	25	20	24	52	33	
		金額（千円）	300,529	262,777	310,669	509,561	632,110	
	2者以上	件数	11	11	9	21	18	
		金額（千円）	212,960	69,697	65,527	176,005	461,234	
1者以下	件数	8	5	11	19	11		
	金額（千円）	74,046	180,384	232,478	296,620	162,411		
合計	件数	19	16	20	40	29		
	金額（千円）	287,006	256,561	298,005	472,625	623,645		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
II 業務運営の効率化に関する事項 (3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (3) 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決	<主な定量的指標> 契約状況 一者応札・応募状況 <その他の指標> 「調達等合理化計画」に沿った取組の実施状況	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.11~12	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.3~4	評価	B	評価
			<主要な業務実績> 「調達等合理化計画」を策定し、当該計画に沿って着実に取組を実施した。当該計画において共同調達等による経費の削減や複数年契約による調達事務の合理化を重点的に取り組む分野として掲げて実施するとともに、各課の契約手続に携わる職員を対象に勉強会を実施、契約手続業務の	<評価と根拠> 評価：B 平成28年度には契約件数が増加しているが、これは、法人統合や第2期中期目標期間における国立大学教育研究評価に係る業務量の増加による一時的なものである。 「調達等合理化計画」に基づき、平成27			

<p>日閣議決定) により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に基づき、適正化を推進する。</p>	<p>定) により決定された「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定) に基づき、適正化を推進するため、機構が策定する「調達等合理化計画」に沿って、取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。</p>		<p>知識向上並びに情報共有を図った。また、当該計画の取組状況については公表している。</p> <p>各年度において内部監査を実施し、会計伝票、契約書類等について確認した。</p>	<p>年度には 5 件の共同調達を実施、また、平成 28 年度及び 29 年度には合わせて 11 件(更新を含めると 16 件) の契約を単年度から複数年度に変更したほか、職員を対象とした契約手続に関する勉強会を実施するなど計画に沿った取組を着実に実施した。</p> <p>契約に関しては、内部監査や契約監視委員会による点検を行い、契約手続が適正に行われていることを確認した。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、B とした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p><有識者からの意見> -</p>	
---	--	--	--	--	-------------------------------	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし。</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-4	情報システム環境の整備		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
特になし								

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
II 業務運営の効率化に関する事項 (4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図る。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (4) 業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進するため、政府の方針を踏まえ、必要に応じて情報システム環境の見直しを図るとともに、事務情報化を推進し、事務処理のより一層の効率化を図る。	<主な定量的指標> 特になし <その他の指標> 情報セキュリティ対策の推進状況 ITの活用状況 <評価の視点> セキュリティ対策について、法人統合により一元化したシステムの情報システム上のトラブルや情報漏洩トラブルが生じないよう、平成28年度以降さらに細かくチェックを行うとともに、問題が生じたときに適切に対応できる体制を構築・維持したか。【平成27年度評価】	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.13	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.3~4	評価 B	評価 B	<評価すべき実績> グループウェアのリモートサービスの運用開始やタブレット導入による会議のペーパーレス化、オンラインストレージの導入等により、情報伝達の迅速化及びセキュリティの確保に努めている。
			<主要な業務実績> 1. 情報セキュリティ対策の推進 以下の取組を行った。 ・Plan (セキュリティ対応計画) セキュリティ対応計画を立案 ・Do (情報セキュリティ対策実施) 情報セキュリティマニュアルを改訂 情報セキュリティへの意識向上を目的とした研修を実施 要機密情報が保存されている外付け記憶装置の保管場所を変更 情報セキュリティポリシー対策基準を改訂 不審メール対応訓練を実施 ・Check (内部監査) 情報セキュリティの自己点検として、情報資産の管理状況に関する調査を実施 ・Act (ポリシーの見直し・改訂) 「情報資産の格付区分と取扱制限」の改訂	<評定と根拠> 評定：B PDCA サイクルに基づきセキュリティ対策を実施したこと、情報伝達の迅速化・情報の共有化等に向けた取組を実施した。 以上のことから、中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。	<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。	<評定に至った理由> <評価すべき実績> グループウェアのリモートサービスの運用開始やタブレット導入による会議のペーパーレス化、オンラインストレージの導入等により、情報伝達の迅速化及びセキュリティの確保に努めている。	

最高情報セキュリティ責任者
(CISO) 及び情報セキュリティインシ
デント対応チーム (CSIRT) を設置

自己点検内容の結果を確認したと
ころ、情報セキュリティポリシーの改
訂は不要であった。

2. 情報伝達の迅速化、情報の共有化

以下の取組を行った。

- ・ グループウェアのリモートサービスの運用開始
- ・ 竹橋オフィスへのタブレット導入による外部の委員が出席する会議における会議のペーパーレス化の実現
- ・ TV会議システムの活用促進
- ・ Web会議システムの学位授与事業の口頭試問での活用に向けての接続テストの実施
- ・ オンラインストレージの導入により、情報伝達の迅速化及びセキュリティの確保

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-5	内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ						
評価対象となる指標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
企画調整会議	11回	11回	11回	11回		月1回開催、8月は夏季休暇期間のため不開催
契約監視委員会における点検件数	6件	9件	7件	8件		
予算執行モニタリング	3回	3回	3回	3回		四半期ごとに実施
内部統制委員会	—	2回	2回	1回		平成27年度に設置

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
II 業務運営の効率化に関する事項 (5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、機構長をはじめとした関係職員で構成する企画調整会議を毎月開催し、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図るなど適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図り、必要に応じて見直しを行う。	I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 (5) 機構長のリーダーシップの下、新たな業務体制における内部統制の仕組みを整備するとともに、適切な業務運営を行うため、リスクマネジメント体制の整備、企画調整会議の毎月の開催等による組織にとって重要な情報の把握及び機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を行い、内部統制の充実・強化を図り必要に応じて見直しを行う。	<主な定量的指標> 会議開催回数 予算執行モニタリングの回数 <その他の指標> リスクの把握・対応、及び共有の状況 機構のミッション等の役職員への周知状況 内部監査及び監事監査の実施状況 監事、会計監査人及び監査担当部署間の連携状況 予算の配分及び執行に係る取組状況 <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.14~16 <主要な業務実績> 1. 新たな業務体制における内部統制の仕組みの整備と充実・強化 平成28年度に法人統合により新たな業務体制となったことから、平成27年6月に旧大学評価・学位授与機構で制定した「内部統制の推進に関する規則」を改正し、改めて内部統制委員会を中心とした内部統制体制を整備した。 リスクマネジメント及び内部統制の機能状況のモニタリングとして、毎年度「機構のミッション及び中期目標の達成を阻害する要因(リスク)への対応状況」について調査を実施した。調査結果については、内部統制委員会において報告され、各項目ごとに設定されたチェック項目に基づきそれぞれ必要な対応がなされていることについて、役職員と監事で確認・共有がなされた。また、平成	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.3~4 <評価と根拠> 評価：B 内部統制の体制を整備し、機能状況について調査を行い、機構のミッション等を阻害する要因の把握と対応について、適切に行われていることを確認した。組織の重要な情報についても、企画調整会議や説明会の開催などにより役職員の間で適切に共有した。 また、監事と連携の上、監査等を実施し、適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図った。 さらに、予算ヒアリングの実施、機構長裁量経費の確保及び四半期毎のモニタリングを確実に実施した。 以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。	評価 B <評価すべき実績> — <今後の課題・指摘事項> — <有識者からの意見> 「監事と連携の上、監査等を実施し、適切な業務運営と内部統制の充実・強化を図った。」ということであるが、どのような連携で強化されたかHP等で公表し、社会に対して広く示すことが期待される。 内部統制の整備・運用状況を毎年確認しリスク要因に対応していることは評価できるが、業務フローも含	評価 B <評価すべき実績> — <今後の課題・指摘事項> — <有識者からの意見>	<評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項>	<有識者からの意見>

また、監事による監査や会計監査人による法定監査により、機構の業務運営全般について厳格なチェックを行う。

(6) 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。

また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を行う。

28年度に事業ごとの業務フローの認識・明確化に取り組み、業務に関するマニュアルに基づき、学位授与及び認証評価の業務フロー図を作成し、内部統制委員会において役職員と監事で共有がなされた。

機構の管理・運営及び業務等に対し企画立案を行うとともに、その実施について必要な連絡調整を行うことを目的として、機構長を議長とする企画調整会議（機構長、理事、監事、審議役、調査役、部課長以下各部課室の担当補佐・係長が参集）を毎月1回開催した。同会議においては、機構内規則の改正、各種委員会委員等の選考、各年度の業務実績等報告書及び財務諸表等の作成、年度計画（案）及び予算案の作成、海外機関との協定の締結・更新等に係る協議を行ったほか、管理的事項や各事業に係る報告を行い、機構にとって重要な情報の把握に努めるとともに、機構のミッションや管理運営方針の役職員への周知徹底を図った。

そのほか、平成26年7月に、全構成員の指針として「機構憲章」を制定、公表した。また、法人統合前の平成27年12月には、全教職員を対象に「法人統合に係る機構内説明会」を開催して統合準備室長から新法人の姿や統合後の課題等について説明し、構成員の共通理解を図った。

2. 監査の実施

監事は監査担当部署と情報の共有に努めるとともに、各年度において監査等を実施した。また、役員や会計監査人とのディスカッションを定期的に行い、役員との意思疎通や会計監査人との連携を図った。

3. 予算の効率的な執行

予算編成前に、各部署に対して予算ヒ

<課題と対応>

特記すべき課題は検出していない。

めた内容の見直しの可否についても検討していただきたい。

アリングを実施し、重点分野と効率化を進める分野を明確にした戦略的かつメリハリのある予算配分を行った。

また、機構長のリーダーシップの下、戦略的に予算を配分するための機構長裁量経費を確保し、職員を海外の教育研究機関等における先進的な調査・研究等へ参加させるための海外派遣や、法人統合によるシナジー効果の十分な発揮のため国立大学法人等財務分析経費等を支出するなど、戦略的な予算執行を行った。

さらに、業務別に予算の計画的な執行と管理がなされているかを把握するため、四半期ごとに予算執行モニタリングを行い、運営費交付金が業務達成基準により収益化されることを踏まえて、各事業単位ごとに予算執行並びに収益化額を把握した。また、予算執行モニタリング結果に基づき、戦略的に予算の再配分（増額・減額）を行うなど、効率的な執行に努めた。

3. 事業ごとの評価・分析の実施と結果を踏まえた見直し

毎年3回の自己点検・評価委員会を開催し、定期的に各事業の進捗状況や課題等について点検・評価を行うとともに、その結果を次年度の年度計画の策定に反映させた。また、業務量の変動に応じた人員の適正配置や、四半期ごとの各事業ごとの予算の執行状況の確認結果に基づく予算の再配分など、状況に応じて業務運営の効率化を図った。

さらに、以降の項目（Ⅲ～Ⅵ）において示すように、内部監査の充実、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ることにより、財務内容等の一層の透明性を確保した。

4. その他参考情報

特になし。

様式 1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価（見込評価） 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-1-1 (1)	大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第15条	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
外部有識者数（委員に占める割合）	評議員会	19人 (100%)	19人 (100%)	20人 (100%)	20人 (100%)		/						
	運営委員会	15人 (75%)	14人 (74%)	16人 (76%)	15人 (75%)								
	大学機関別認証評価委員会	25人 (89%)	26人 (93%)	24人 (96%)	22人 (96%)								
	高等専門学校機関別認証評価委員会	15人 (88%)	14人 (88%)	16人 (88%)	15人 (83%)								
	法科大学院認証評価委員会	25人 (100%)	24人 (100%)	23人 (100%)	23人 (100%)								
	国立大学教育研究評価委員会	14人 (100%)	15人 (100%)	17人 (100%)	15人 (100%)								
	学位審査会	15人 (75%)	15人 (79%)	15人 (79%)	15人 (79%)								
	大学ポートレート運営会議	10人 (91%)	11人 (92%)	11人 (92%)	11人 (92%)								
	国立大学施設支援センター審議委員会	/	/	10人 (100%)	10人 (100%)								
	計	138人 (89.6%)	138人 (90.8%)	152人 (92.1%)	146人 (91.3%)								

注) 会議開催のみによった部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目のインプット指標は記載できない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	<主な定量的指標> 各委員会における外部有識者の人数及び割合	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.20~23	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.18~19	評価	B	評価
					<評価に至った理由>		<評価に至った理由>

<p>る事項</p> <p>1 総合的事項</p> <p>(1) 機構の高等教育の発展に資するという業務の性格に鑑み、幅広く大学関係者及び有識者等の参画を得た業務運営を行うため、会議における外部有識者(大学関係者及び有識者)の割合を80%以上とする。</p>	<p>に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>1 総合的事項</p> <p>(1) 大学関係者及び有識者等の参画を得て業務運営を行うため、会議における外部有識者(大学関係者及び有識者)の割合を80%以上とする。なお、評価事業及び学位授与事業の実施に当たっては、評価担当者や審査委員となる外部の学識経験者について負担の軽減を図りつつ、計画的な確保を行う。</p>	<p><その他の指標></p> <p>組織の設置状況</p> <p>大学関係者及び学識経験者等の負担軽減に係る取組状況</p> <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>機構の業務運営に関する重要事項を審議する評議員会、事業の運営実施に関する事項を審議する運営委員会、評価事業を行う大学機関別認証評価委員会等及び学位授与事業を行う学位審査会等の諸会議について、大学の学長、学長経験者、大学の教授、産業界等各方面の有識者等の参画を得て運営した。</p> <p>これらの組織では、業務・事業の内容に関し、幅広い見地から審議が行われ、機構の適切な運営のために重要な役割を果たした。</p> <p>また、これらの組織における外部有識者(大学関係者及び有識者)の割合は、平成26年度～平成29年度の平均で91.0%であった。</p> <p>なお、評価事業及び学位授与事業の実施にあたっては、研究開発部教員の関与を積極的に進めるなど、委員等の負担軽減に努めた</p> <p>委員会の実施にあたっては、論点が明確で意思確認が十分である場合は書面審議を行い、会議への出席の手間を削減するなど評価委員の負担軽減に取り組んだ。また、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供や、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付など、ペーパーレス化はもとより、業務の効率化、セキュリティの向上を図った。(大学等機関別認証評価委員会、法科大学院認証評価委員会)</p> <p>平成27年度に開催した第41回国立大学教育研究評価委員会においては、書面審議を行うことにより、委員の負担軽減を図った。平成28年度に実施した第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価にあたっては、国立大学教育研究評価委員会の下に適切な規模の評価体制を整備す</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>中期計画どおり大学関係者及び学識経験者等の参画を得て組織を設置し、必要な審議を行った。</p> <p>また、これらの組織における外部有識者(大学関係者及び有識者)の割合は、平成26年度～平成29年度の平均で91.0%であった。</p> <p>さらに、評価事業及び学位授与事業の実施にあたって、研究開発部教員の関与を積極的に進めるほか、以下のような取組により、開催回数の削減等、委員の負担軽減に努めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論点が明確で意思確認が十分である場合は書面審議を行ったほか、タブレット端末を利用した会議資料の電子媒体での提供や、オンラインストレージを利用した会議資料の事前送付など、ペーパーレス化はもとより、業務の効率化、セキュリティの向上を図った。(大学機関別認証評価委員会、高等専門学校機関別認証評価委員会、法科大学院認証評価委員会) ・平成27年度に開催した第41回国立大学教育研究評価委員会においては、書面審議を行うことにより、委員の負担軽減を図った。平成28年度に実施した第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価にあたっては、第1期中期目標期間における教育研究の状況についての評価において実施した訪問調査は原則として実施せず、複数の法人に対し短期間で集中して行うヒアリングに実施方法を変更したほか、専門委員への評価書類の送付、受領の方法について、紙媒体での郵送からオンラインでのストレージ等を利用したデータでのやり取りに変更するなど、評価者の評価作業の負担の軽減を図った。(国立大学教 	<p>中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。</p> <p><評価すべき実績></p> <p>—</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><有識者からの意見></p> <p>—</p>	<p><評価すべき実績></p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p><有識者からの意見></p>
---	---	--	---	--	---	--

るとともに、第1期中期目標期間における教育研究の状況についての評価において実施した訪問調査は原則として実施せず、複数の法人に対し短期間で集中して行うヒアリングに実施方法を変更したほか、専門委員への評価書類の送付、受領の方法について、紙媒体での郵送からオンラインでのストレージ等を利用したデータでのやり取りに変更するなど、評価者の評価作業の負担の軽減を図った。

(国立大学教育研究評価委員会)

委員の委嘱にあたっては、在任期間、年齢等を考慮した見直しを進め、原則、在任期間が10年以上の者及び70歳を超える者については、引き続いての委嘱を行わないこととするとともに、学位授与の申請数や対応する分野等を考慮して、臨時専門委員を必要に応じて確保した。(学位審査会)

育研究評価委員会)

以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。

<課題と対応>

特記すべき課題は検出していない。

4. その他参考情報

特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-1-(2)	自己点検・評価の実施				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人通則法、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(平成29年度)4-1 行政事業レビューシート(平成29年度)0150

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
自己点検・評価実施回数	3回	3回	3回	3回							

注) 自己点検・評価の実施のみに要した部分を切り出すことは不可能なため、当該評価項目のインプット指標掲載できない。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 総合的事項 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的かつ効率的に推進するために、PDCA(Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善))サイクルを構築することを目的とし、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催する。 また、本中期目標期間	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 総合的事項 (2) 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、自己点検・評価委員会を年に3回以上開催し、達成目標、実施体制を明確に設定した上で、その推進を図るとともに、進捗状況のフォローアップを適時、適切に行い、これらに関する自己点検・評価を実施して、その結果に基づき業務等の見直しを図る。 また、次期中期目	<主な定量的指標> 自己点検・評価実施回数 <その他の指標> 自己点検・評価の実施状況 業務実績報告書の作成・公表状況 調査研究の結果及び成果についての評価の状況 <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.24~25 <主要な業務実績> 機構の業務運営及び事業について、効果的、効率的に推進するために、毎年度、監事2人を含む自己点検・評価委員会を3回開催した。 各年度の業務の実績について自己点検・評価を実施し、企画調整会議、運営委員会及び評議員会での審議を経て、各年度における業務実績等報告書としてとりまとめ、文部科学大臣に提出するとともに、ウェブサイトで公表したほか、年度中の業務の進捗状況について自己点検・評価を実施した。 また、平成29年度には、外部の有識者で構成される外部検証委員会において、平成26年度から平成28年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、外部検証報告書を取りまとめ、公表した。 さらに、調査研究の成果及び結果については、高等教育関係者の評価を受けた。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.18~19 <評価と根拠> 評価：B 自己点検・評価委員会を毎年度3回開催し、前事業年度の業務実績と、当該事業年度の業務等の進捗状況について、自己点検・評価を実施した。また、自己点検・評価を反映し、翌事業年度計画を作成した。 また、外部の有識者で構成される外部検証委員会において、平成26年度から平成28年度までの自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、外部検証報告書を取りまとめ、公表した。 さらに、調査研究の成果及び結果については、外部検証委員会において高等教育関係者の評価を受けた。 以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。	評価 B <評価に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> - <今後の課題・指摘事項> - <有識者からの意見> -	評価 <評価に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見>	

<p>中に業務等に関する自己点検・評価の結果についての外部検証を行い、その結果に基づき、業務の見直しを図る。なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>	<p>標期間における業務の改善に資する観点から、本中期目標期間中に、外部検証委員会において、自己点検・評価の結果についての検証等を実施し、その結果に基づき、業務の見直し・改善を図る。</p> <p>なお、調査研究については、その成果及び活用状況等について高等教育関係者による評価を受ける。</p>					
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし。

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-2-(1)-①	大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第1号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
評価実施校数	大学	選択評価事項A 研究活動の状況	1	3	3	0	/	機関別認証評価					
		選択評価事項B 地域貢献活動の状況	4	6	7	2		予算額（千円）	—	356,476	172,714	102,535	
		選択評価事項C 教育の国際化の状況	3	2	1	0		決算額（千円）	—	260,105	185,131	138,238	
	高等専門学校	研究活動の状況	15	2	4	4		経常費用（千円）	287,608	261,517	185,853	139,296	
		正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況	15	1	4	4		経常収益（千円）	371,156	322,053	166,945	119,384	
その他の第三者評価		1	0	0	0	うち運営費交付金収益（千円）		0	0	0	0		
検証アンケート回答率		87.5%	87.2%	86.9%	91.2%	うち手数料収入（千円）		369,900	320,641	166,223	118,325		
						うちその他収入（千円）		1,256	1,412	722	1,059		
						従事人員数（人）		27.8(0)	26.8(0)	18.4(0)	13.1(1)		
						分野別認証評価							
						予算額（千円）		—	29,350	28,486	73,264		
						決算額（千円）		—	20,607	18,400	76,399		
						経常費用（千円）		30,065	19,846	18,129	75,692		
						経常収益（千円）		30,065	19,845	22,842	78,101		
						うち運営費交付金収益（千円）	19,479	16,139	22,764	53,608			
						うち手数料収入（千円）	10,500	3,596	0	24,041			
						うちその他収入（千円）	87	110	78	452			
						従事人員数（人）	5.4(0)	2.1(0)	2.2(0)	7.6(0)			

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-2-(1)-② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価」と切り分けることは不可能なため、II-2-(1)（大学等の教育研究活動等の状況に関する評価）の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 〇 書きで表記）

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務と密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅳ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅴ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅵ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅶ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅷ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
<p>2 教育研究活動等の評価</p> <p>我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、認証評価制度全体の改善に資するため、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用して新たな評価方法の開発等を行い、その実証を通じて、継続的に評価の進化を図るためのサイクルを構築する。こうした取組を推進し、民間認証評価機関や大学等への専門的知見の積極的提供を図るため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催するなど、先導的役割に特化することとする。</p> <p>さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関</p>	<p>2 教育研究活動等の評価</p> <p>我が国の評価機関が国際通用性のある質の高い評価を行えるよう、評価に関する調査研究や国内外の質保証機関との連携等により得られた知見を活用し、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関をいう。）の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価、及び、大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価を行う。また、民間認証評価機関や大学等に専門的知見の提供等を積極的に行うため、認証評価機関連絡協議会を年間2回以上開催する。これらの取組を推進することにより、認証評価全体の改善に資するための先導的役割に特化する。</p> <p>さらに、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>評価実施校数</p> <p>検証アンケート回答率</p> <p>＜その他の指標＞</p> <p>評価体制等の見直し状況</p> <p>評価担当者の研修の実施状況</p> <p>評価の検証の実施状況</p> <p>新たな評価基準等の策定に向けた検討状況</p> <p>＜評価の視点＞</p>	<p>＜実績報告書等参照箇所＞</p> <p>第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.31～39</p> <p>＜主要な業務実績＞</p> <p>《評価の実施》</p> <p>評価全体の改善に資するため先導的な取組として、以下のとおり、認証評価とは別に大学等の求めに応じて機関が独自に行う機関別選択評価を実施した。</p> <p>機関別選択評価では、大学からの求めに応じ、研究活動の状況（6校）、地域貢献活動の状況（19校）、教育の国際化の状況（5校）の評価を行った。</p> <p>また、高等専門学校については、選択的評価事項に係る評価として、選択的評価事項Aの研究活動の状況（31校）、選択的評価事項Bの正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況（24校）・地域貢献活動等の状況（6校）の評価を行った。</p> <p>以上の評価の結果については、当該大学等に通知するとともに、ウェブサイトに掲載した。</p> <p>《評価体制の整備等》</p> <p>平成26年度から、教育の国際化の状況（選択評価事項C）の評価体制として大学機関別認証評価委員会の下に評価部会選択評価事項C部会を、平成28年度からは、すべての選択評価事項についての評価体制として評価部会選択評価事項専門部会を設置した。</p> <p>大学の研究活動の状況（選択評価事項A）については、評価の実施に必要な書面調査担当の委員を確保した。</p> <p>評価担当者の研修を各年度の6月に実施した。</p> <p>《選択評価の検証》</p> <p>毎年度、機構内に研究開発部と評価事業部によるワーキンググループを組織し、前年度に実施した大学機関別選択評価及び高</p>	<p>＜自己評価書参照箇所＞</p> <p>第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.28～30</p> <p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：B</p> <p>予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により選択評価を実施した。また、すべての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。</p> <p>大学機関別選択評価は、認証評価とは別に機関が独自に実施する第三者評価であり、年度により評価実施校数にばらつきが生じる。なお、高等専門学校も同様であるが、慣例的に認証評価とあわせて評価を受ける対象校が多いため、認証評価の対象校数に比例する傾向がある。</p> <p>評価の検証についても、毎年度、機構内に研究開発部と評価事業部によるワーキンググループを組織し、前年度に実施した大学機関別選択評価及び高等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価の有効性・適切性を検証した。</p> <p>文部科学省の「先導的大学改革推進委託事業」に平成26年度から平成28年度の3年間に渡り採択され、最終年度となる平成28年度の調査研究では、分野別質保証を推進するにあたってのガイドラインとなる「教育の内部質保証に関するガイドライン」を作成し、今後望まれる内部質保証システムの考え方を提示した。</p> <p>中央教育審議会大学分科会における提言や、先導的大学改革推進委託事業等の調査研究の成果も踏まえながら、平成29年度においては、平成31年度からの3巡目の大学機関別認証評価に向けて、「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学機関別認証評価大学評価基準」をとりまとめ、平成30年3月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。</p> <p>以上のことから中期計画における所期</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。</p> <p>＜評価すべき実績＞</p> <p>－</p> <p>＜今後の課題・指摘事項＞</p> <p>－</p> <p>＜有識者からの意見＞</p> <p>－</p>	<p>評定</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>＜評価すべき実績＞</p> <p>＜今後の課題・指摘事項＞</p> <p>＜有識者からの意見＞</p>	<p>評定</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>＜評価すべき実績＞</p> <p>＜今後の課題・指摘事項＞</p> <p>＜有識者からの意見＞</p>

<p>法人の教育研究水準の向上に資するため、調査研究等の成果を活用し、評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>現行の評価制度の枠組みによらない取組として、毎年度、大学等の希望に応じ、大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等を実施する。これにより、評価の選択肢の拡充や、先進的な評価手法の開発等に資する。</p>	<p>究水準の向上に資するため、文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づき、調査研究等の成果を活用し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間における教育研究の状況について評価を行う。</p> <p>(1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価</p> <p>① 大学等の個性の伸長及び特色の明確化に一層資するための評価等</p> <p>ア 毎年度、大学等の希望に応じて、研究活動の状況、地域貢献活動の状況、教育の国際化の状況等について、それぞれ機構が定める評価基準に従って選択評価を行い、評価結果を当該大学等に通知するとともに公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 本中期目標期間中に、機構が行った評価の有効性、適切性について多面的な</p>	<p>等専門学校選択的評価事項に係る評価に関して、評価の有効性・適切性を検証した。具体的には、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が評価の目的に照らして適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを多面的に検証した。当該検証結果は報告書としてとりまとめ、毎年度末に機構のウェブサイトで公表した。</p> <p>アンケート調査の結果については、毎年度、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックするとともに、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上や資料の工夫に努めるなどの改善を図った。</p> <p>《新たな評価システム等の検討》</p> <p>文部科学省の「先導的大学改革推進委託事業」に平成26年度から平成28年度の3年間に渡り採択された。研究会の開催や外部有識者との意見交換、分野別質保証の取組状況に関するアンケート調査の実施、関係8団体に対するヒアリング等を通じ、我が国の分野別質保証の在り方について検討した。最終年度となる平成28年度の調査研究では、分野別質保証を推進するにあたってのガイドラインとなる「教育の内部質保証に関するガイドライン」を作成し、今後望まれる内部質保証システムの考え方を提示した。また、人文学系の大学教員や産業界の方などによって構成される研究会においては、人文学系の教育の質保証や評価における留意点をとりまとめた「人文学系の教育の質保証・評価のあり方について」を作成した。これらの調査研究の成果については、報告書としてとりまとめ、ウェブサイトで公表した。</p> <p>《大学機関別認証評価の3巡目に向けた基</p>	<p>の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
---	---	---	--	--

	<p>調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 評価の国際通用性や高等教育政策上の要請を踏まえた評価システムを構築するため、本中期目標期間中に評価に関する調査研究の成果を反映した新たな評価基準等の策定に向けた検討を行う。</p>		<p>準改定等》</p> <p>中央教育審議会大学分科会における提言や、先導的・大学改革推進委託事業等の調査研究の成果も踏まえながら、平成 29 年度においては、平成 31 年度からの 3 巡目の大学機関別認証評価における新たな評価基準の策定に向けて、大学機関別認証評価委員会の下に設置した検討ワーキンググループにおいて検討を進め、平成 29 年 10 月の意見公募手続（パブリックコメント）を経て、大学機関別認証評価委員会として「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学機関別認証評価大学評価基準」としてとりまとめ、平成 30 年 3 月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-2-(1)-②	大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第1号 学校教育法第109条、同法第123条	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証評価機関連絡協議会等		4回	4回	4回	3回		機関別認証評価						
機関別認証評価制度に関する連絡会		4回	4回	4回	4回		予算額（千円）		—	356,476	172,714	102,535	
評価対象校向け説明会参加者数	大学（2会場）	334人	178人	128人	132人		決算額（千円）		—	260,105	185,131	138,238	
	高等専門学校	34人	36人	42人	49人		経常費用（千円）		287,608	261,517	185,853	139,296	
	法科大学院	5人	54人	62人	74人		経常収益（千円）		371,156	322,053	166,945	119,384	
評価委員向け研修参加者数	大学	64人	75人	42人	37人		うち運営費交付金収益（千円）		0	0	0	0	
	高等専門学校	17人	5人	8人	7人		うち手数料収入（千円）		369,900	320,641	166,223	118,325	
	法科大学院	13人	8人	—	24人		うちその他収入（千円）		1,256	1,412	722	1,059	
評価実施校数	大学	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	29	33	18	14	従事人員数（人）		27.8(0)	26.8(0)	18.4(0)	13.1(1)	
		当機構で評価を実施した校数	29	33	18	14							
	高等専門学校	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	15	2	4	4	分野別認証評価						
		当機構で評価を実施した校数	15	2	4	4	予算額（千円）		—	29,350	28,486	73,264	
	法科大学院	申請校数（当機構での受審を希望した校数）	3	1	0	6	決算額（千円）		—	20,607	18,400	76,399	
		当機構で評価を実施した校数	3	1	0	6	経常費用（千円）		30,065	19,846	18,129	75,692	
検証アンケート回答率		88.8%	93.0%	86.1%	91.3%	経常収益（千円）		30,065	19,845	22,842	78,101		
							うち運営費交付金収益（千円）		19,479	16,139	22,764	53,608	
							うち手数料収入（千円）		10,500	3,596	0	24,041	
							うちその他収入（千円）		87	110	78	452	
							従事人員数（人）		5.4(0)	2.1(0)	2.2(0)	7.6(0)	

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-2-(1)-①大学等の個性の伸長及び特色の明確化（一層資するための評価等）」と切り分けることは不可能なため、II-2-(1)（大学等の教育研究活動等の状況に関する評価）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数）書きで表記。

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ② 大学、高等専門学校又は専門職大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 毎年度、大学又は高等専門学校の求めに応じて、その教育研究等の総合的状況に関する評価又は専門職大学院の教育研究活動の状況に係る評価を適切に実施し、その結果を当該大学等に提供し、教育研究活動等の質を保証するとともに、その改善に資する。併せて当該大学等の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、毎年度、評価結果を公表する。	Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 教育研究活動等の評価 (1) 大学等の教育研究活動等の状況に関する評価 ② 大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価 ア 毎年度、大学、高等専門学校及び法科大学院の求めに応じて、機構が定める評価基準に従って大学、高等専門学校及び法科大学院の教育研究活動等の状況について評価を行い、評価結果を当該大学、高等専門学校及び法科大学院に通知するとともに公表する。 イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるように評価体制等を適宜見直すとともに、毎年度、評価担当者の研修を実施する。 ウ 本中期目標期間中に、機構が行った	<主な定量的指標> 評価結果 評価対象校向け説明会 参加者数 評価委員向け研修参加者数 評価部会数、担当者数の評価 評価担当者の研修のアンケート結果 手数料収入の割合 検証アンケート回答率 <その他の指標> 評価体制等の見直し状況 評価担当者の研修の実施状況 評価の検証の実施状況 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価についての検討状況 <評価の視点> ※「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)民間の認証評価機関のみでも対応可能となった分野から、順次、廃止又は休止する。また、それまでの間にあって、業務全体の効率化を図るとともに、すべての高等教育機関を対象とする認証評価制度の普及・啓発のための先導的な取組に関する	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.40～55	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.28～30	評定	B	評定	<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価について運営費交付金の負担割合を70%以下に削減するという目標を掲げ、効率的な運営を行っている。 <今後の課題・指摘事項> 認証評価事業の在り方について、「認証評価事業の将来検討タスクフォース」において中間報告案をとりまとめ、第3期中期目標期間の方針は示しているが、次期以降の方針についても明確に示すことが求められる。 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、運営費交付金の負担割合のさらなる削減に向けて引き続き努力することが期待される。 <有識者からの意見> 認証評価事業の在り方について、次期以降の方針について他の認証評価機関との調整も含めて明確に示す必要がある。
			<主要な業務実績> 《評価の実施》 大学等の教育研究活動の状況について、評価を行う実施体制を整備した。(評価部会、運営小委員会、意見申立審査会等の編成、設置等) 大学、高等専門学校及び法科大学院を置く大学からの求めに応じ、教育活動等の状況について評価を行った。 【大学機関別認証評価】 各年度の3月末に、全対象大学及びその設置者に対して、当該大学が大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構が定める大学評価基準を満たしているかどうかを評価結果として通知するとともに、評価結果を「大学機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。なお、意見申立てのあった対象大学については、申立て内容や、その対応についても評価結果に記載し、対象大学に送付、公表した。平成26年度から平成29年度までに認証評価を実施した大学については、機構が定める大学評価基準を満たしていた。 【高等専門学校機関別認証評価】 各年度の3月末に、全対象高等専門学校及びその設置者に対して、当該高等専門学校が高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、機構が定める高等専門学校評価基準を満たしていることを評価結果として通知するとともに、評価結果を「高等専門学校機関別認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。平成26年度から平成29年度までに認証評	<評定と根拠> 評定：B 予定したすべての評価対象校について、所定の評価方法により認証評価を実施するとともに、法科大学院については予定した年次報告書等の分析・調査を実施した。また、すべての対象校について、説明会、研修及び申請受付を実施した。 大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの申請状況に応じた適切な評価体制を整備するとともに、評価担当者向けの研修においては、担当者からおおむね肯定的な満足が得られた。 評価の検証についても、毎年度、機構内に研究開発部と評価事業部によるワーキンググループを組織し、前年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価に関して、評価の有効性・適切性を検証した。 2巡目に実施した認証評価の検証に先立ち、評価対象校及び評価担当者に対して毎年度実施したアンケート結果の分析並びに評価結果の分析等により、大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る2巡目の中間検証を報告書としてとりまとめ、平成28年3月にそれぞれ公表した。 認証評価事業の今後の在り方を検討するため、平成27年9月に設置した「認証評価事業の将来検討タスクフォース」においてとりまとめた中間報告案(平成28年6月)に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価	<評定に至った理由> <評価すべき実績> 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価について運営費交付金の負担割合を70%以下に削減するという目標を掲げ、効率的な運営を行っている。 <今後の課題・指摘事項> 認証評価事業の在り方について、「認証評価事業の将来検討タスクフォース」において中間報告案をとりまとめ、第3期中期目標期間の方針は示しているが、次期以降の方針についても明確に示すことが求められる。 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、運営費交付金の負担割合のさらなる削減に向けて引き続き努力することが期待される。 <有識者からの意見> 認証評価事業の在り方について、次期以降の方針について他の認証評価機関との調整も含めて明確に示す必要がある。			

<p>なお、民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。また、法科大学院に係る評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減することとする。</p>	<p>評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うことにより検証する。また、その検証結果を踏まえ評価システムの改善につなげる。</p> <p>エ 民間認証評価機関が評価を実施することが可能な教育機関の数や評価を受ける教育機関への影響を考慮しつつ、機構自らが実施する認証評価について、本中期目標期間中にその数を段階的に削減し将来的な廃止を含めた在り方を検討する。</p> <p>オ 認証評価制度全体の改善に資するための先導的な取組に関する部分を除き、原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、合理化を図る。</p> <p>カ 法科大学院の教育研究活動等の状況に関する評価については、政府における法曹養成制度改革の動向を踏まえ、本中期目標期間中に当該評価に係る運営費交付金の具体的な削減目標を設定し、その負担割合を段階的に削減する。</p>	<p>部分を除き、民間と同様に原則として手数料収入で必要な経費を賄うよう、運営費交付金を段階的に削減する。</p> <p>※「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）</p> <p>民間評価機関による事業の実施に向けて、関係者の意見調整を図り、考え方を整理する。</p> <p>平成23年度から評価手数料を引き上げ、他の事業との経費を区分して収支を明らかにすることで、民間評価機関とのイコールフットイングを図る。</p> <p>各大学が認証評価結果をどのように活用しているのか更なる検証を行うなど、認証評価結果の活用について、大学及び社会に対して幅広く情報提供するとともに、今後の認証評価の見直しに活用したか。【平成26年度評価】</p>	<p>価を実施した高等専門学校については、すべて機構が定める高等専門学校評価基準を満たしていた。</p> <p>【法科大学院認証評価】</p> <p>各年度の3月末に、全対象法科大学院を置く大学に対して、機構が定める法科大学院評価基準に適合していると認められているかどうかを評価結果として通知するとともに、評価結果を「法科大学院認証評価実施結果報告」としてとりまとめ、ウェブサイトに掲載した。なお、平成26年度には、2法科大学院、平成29年度には、1法科大学院について、機構が定める法科大学院評価基準に適合していないことを評価結果として通知した。</p> <p>《評価体制の整備等》</p> <p>【大学機関別認証評価】</p> <p>各年度、大学機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置した。また、評価結果(案)において基準を満たしていないとの判断に対する意見申立てについて審議を行うため、意見申立審査会を設置した。さらに、評価部会が複数になる年度には、各評価部会間の横断的な事項や評価結果(原案)の調整等を行う運営小委員会を設置した。また、翌年度評価における対象大学の数や学部等の状況に応じた評価担当者を配置するため、大学機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、大学関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。</p> <p>【高等専門学校機関別認証評価】</p> <p>各年度、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に、評価部会及び財務専門部会を設置した。また、評価結果(案)において基準を満たしていないとの判断に対する意見</p>	<p>制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、第3期中期目標期間中においては、内部質保証や国際的な質保証に関する調査研究等の実施などにより認証評価制度全体の先導的役割を果たしている。</p> <p>また、「認証評価機関連絡協議会」に参画し、機構は議長機関として同協議会の事務局を務め、平成26年度から平成30年度末までに協議会を年2回(中期目標期間中、計10回)、協議会の下に設置されたワーキンググループを計6回開催した(予定)。機構は事務局として、同協議会及びワーキンググループの議論を主導し、認証評価制度全体の先導的役割を果たしている。</p> <p>さらに、認証評価の在り方の検討、合理化・効率化、法科大学院認証評価に係る検討についても、計画どおり取組を実施した。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
---	--	---	---	--	--

申立てについて審議を行うため、意見申立審査会を設置した。さらに、評価部会が複数になる年度には、各評価部会間の横断的な事項や評価結果（原案）の調整等を行う運営小委員会を設置した。また、翌年度評価における対象高等専門学校の数や学科等の状況に応じた評価担当者を配置するため、高等専門学校機関別認証評価委員会の中に専門委員選考委員会を設置し、高等専門学校関係団体、学協会及び経済団体等から推薦のあった候補者の中から、対象高等専門学校の学科等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を専門委員として選考した。

【法科大学院認証評価】

各年度、法科大学院認証評価委員会の下に評価部会を設置したほか、法科大学院認証評価委員会の会議の議案を整理するため、運営連絡会議を設置した。また、授業科目の内容と担当教員の教育研究業績等の適合性について調査を行う教員組織調査専門部会、適格と認定されない評価結果（案）に対する意見の申立ての審査を行う意見申立審査専門部会を設置した。さらに、評価を受けた法科大学院を置く大学から提出された法科大学院年次報告書等の調査を行う年次報告書等専門部会を設置した。

《評価担当者の研修》

評価担当者の研修を各年度の6月に実施した。参加者に対して、研修終了後に行ったアンケート調査においては、おおむね肯定的な回答が得られた。

《認証評価の検証》

毎年度、機構内に研究開発部と評価事業部によるワーキンググループを組織し、前年度に実施した大学機関別認証評価、高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価に関して、評価の有効性・適切性を

検証した。具体的には、評価終了後に評価対象校及び評価担当者に対して実施したアンケート調査の回答の傾向や意見の内容を整理・分析し、機構が定める評価基準等が評価の目的に照らして適切であったか、評価が対象校にどのような効果・影響を与えたかなどを検証した。当該検証結果は報告書としてとりまとめ、毎年度末にウェブサイトで公表した。

アンケート調査の結果については、毎年度、検証に先立って機構内の評価実施担当者にフィードバックするとともに、寄せられた意見に基づいて説明会における理解向上等に努めた。

《大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る2巡目の中間検証》

2巡目に実施した認証評価の検証に先立ち、評価対象校及び評価担当者に対して毎年度実施したアンケート結果の分析並びに評価結果の分析等により、大学及び高等専門学校の機関別認証評価に係る2巡目の中間検証を報告書としてとりまとめ、平成28年3月にそれぞれ公表した。検証結果については、大学機関別認証評価及び高等専門学校機関別認証評価の3巡目基準改定検討ワーキンググループの検討等に活用した。

《高等専門学校機関別認証評価及び法科大学院認証評価に係る2巡目の検証（予定）》

高等専門学校機関別認証評価は平成29年度に2巡目を終えたことから、2巡目に実施した評価の検証作業を進めており、検証結果報告書は、平成31年3月までに公表する予定である。

また、法科大学院については、5年以内に一度、認証評価を受審することが義務付けられており、平成27年度までに評価を受ける必要があるすべての機関が二度目の評価を受けた（2巡目の認証評価）。2巡目に実施した法科大学院認証評価の検証に係る

検証結果報告書については、平成 30 年 9 月までに公表する予定である。

《認証評価機関としての自己点検・評価の実施（予定）》

認証評価機関としての PDCA サイクルを確立・機能させるため、学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第 2 条第 4 号に基づき、機構の認証評価事業における「評価基準」「評価方法」「認証評価の実施状況」「組織及び運営の状況」について自己点検・評価を行い、平成 30 年 9 月に文部科学省に報告書を提出するとともに、年度内にその結果を公表する予定である。

《3 巡目に向けた評価基準の改定》

高等専門学校機関別認証評価の見直しを行うため、高等専門学校機関別認証評価委員会の下に検討ワーキンググループを設置し、評価実施要項の見直しを行った。平成 28 年 9 月に実施大綱、大学評価基準の改訂案を確定し、平成 28 年 10 月、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱（案）」、「高等専門学校機関別認証評価大学評価基準（案）」としてとりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を行った。その結果について、平成 28 年 12 月に各 1 回の検討ワーキンググループを経て、平成 29 年 1 月、機関別認証評価委員会として、「高等専門学校機関別認証評価実施大綱」、「高等専門学校機関別認証評価大学評価基準」としてとりまとめ、平成 29 年 1 月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。大学機関別認証評価の見直しを行うため、大学機関別認証評価委員会の下に検討ワーキンググループを設置し、評価実施要項の見直しを行った。平成 29 年 9 月に実施大綱、大学評価基準の改訂案を確定し、平成 29 年 10 月、「大学機関別認証評価実施大綱（案）」、「大学機関別認証評価大学評価基準（案）」として

とりまとめ、意見公募手続（パブリックコメント）を行った。その結果について、平成29年11月、12月に各1回の検討ワーキンググループを経て、平成30年1月、機関別認証評価委員会として、「大学機関別認証評価実施大綱」、「大学機関別認証評価大学評価基準」としてとりまとめ、平成30年3月に文部科学大臣に届出を行い、公表した。

《認証評価事業の在り方に関する検討》

実施校数の段階的な削減や、将来的な廃止も含めた在り方について検討するため、毎年度、以下の取組を行った。

- ・ 認証評価機関連絡協議会等を通じ、民間認証評価機関の動向等の情報の共有。
- ・ 次年度以降の申請校把握を目的とした意向調査の実施。

また、認証評価事業の今後の在り方を検討するため、平成27年9月に設置した「認証評価事業の将来検討タスクフォース」においてとりまとめた中間報告案（平成28年6月）に基づき、機構は、民間の認証評価機関における評価の実施体制の整備状況や評価を受ける教育機関への影響、中央教育審議会における認証評価制度の改善に向けた議論の状況を踏まえつつ、認証評価制度全体の質の保証・向上を担う先導的な機能をより重視し、我が国の認証評価を発展させていくべきと考えており、第3期中期目標期間中においては、内部質保証や国際的な質保証に関する調査研究等の実施などにより認証評価制度全体の先導的役割を果たしている。

《認証評価機関連絡協議会における活動》

我が国の高等教育の質の保証と認証評価の充実に向けた関係者間の意識の醸成を図るとともに、認証評価機関間の連携及び情報の共有を促進することを目的とする、「認証評価機関連絡協議会」（機関別及び専門分野別の認証評価機関13機関により組織）

に参画し、機構は議長機関として同協議会の事務局を務め、平成 26 年度から平成 30 年度末までに協議会を年 2 回（中期目標期間中、計 10 回）、協議会の下に設置されたワーキンググループを計 6 回開催した（予定）。同協議会及びワーキンググループでは、各評価機関における評価人材育成のための研修の充実や評価結果の活用、評価方法等に関する諸課題の改善、諸外国の動向等を踏まえた評価活動の新たな方向性等についての議論を行い、機構は事務局として議論を主導し、認証評価制度全体の先導的役割を果たしている。

《合理化・効率化》

機関別認証評価事業を実施するための経費については、合理化、効率化を図り、すべて評価手数料収入により賄った。

《法科大学院認証評価に係る運営費交付金負担割合等の検討》

運営費交付金の具体的な削減目標の設定や、負担割合の段階的な削減について検討するため、以下のような取組を行った。

- ・政府における法曹養成制度の動向の継続的な把握。
- ・第 3 期中期目標期間中における運営費交付金投入率を 70%以下に削減。
- ・運営費交付金投入率を削減する要因の一つとして、平成 29 年度実施分以降の法科大学院認証評価手数料額を改定。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-2-(2)	国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況についての評価				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第2項 国立大学法人法第31条の3第1項	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上v	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
評価実務担当者向け説明会	参加者数	297人	378人	—	228人		予算額（千円）	—	273,610	680,011	176,378	
	参加機関 （参加割合）	90法人 （100%）	90法人 （100%）	—	86法人 （95.5%）		決算額（千円）	—	250,031	622,302	139,376	
専門委員向け研修参加者数	参加者数 （達成）	—	161人	—	—		経常費用（千円）	94,701	230,661	614,081	141,021	
	参加者数 （現況）	—	238人	—	—		経常収益（千円）	94,701	230,661	614,137	152,476	
	参加者数 （研究）	—	513人	—	—		うち運営費交付金 収益	88,353	221,351	604,359	148,893	
パブリックコメント	意見数	43件	—	—	—		うちその他収入	6,348	9,310	9,778	3,583	
	対応割合	100%	—	—	—		従事人員数（人）	7.8(1)	17.3(1)	46.1(15)	11.9(1)	
実施対象機関数		—	—	90法人	—							

注) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。
(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 0) 書きで表記
なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況につ	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 2 教育研究活動等の評価 (2) 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の	<主な定量的指標> 評価実務担当者向け説明会の参加者数、参加機関（参加割合） パブリックコメントの意見数（対応割合） <その他の指標> パブリックコメントの実施状況 「評価作業マニユア	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.58~62	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.57	評価	B	評価
			<主要な業務実績> 第2期中期目標期間における教育研究の状況について、国立大学法人及び大学共同利用機関法人から、平成28年5月末に研究業績説明書、同年6月末に中期目標の達成状況報告書及び学部・研究科等の現況調査表の提出を受け、評価を開始した。 研究業績水準判定組織では、研究分野ご	<評定と根拠> 評定：B 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況について、平成28年度に評価を実施し、平成29年4月には評価報告書を文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、同年6月に公表した。			

<p>いての評価</p> <p>文部科学省国立大学法人評価委員会からの要請に基づいて、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の質の向上と個性の伸長に資するとともに、社会に対する説明責任を果たすことを実施方針とし、国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の教育研究の状況についての評価を適切に実施する。</p>	<p>状況に関する評価</p> <p>ア 国立大学法人及び大学共同利用機関法人90法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況について、評価を行い、評価結果について、文部科学省国立大学法人評価委員会に提出するとともに、社会に公表する。</p> <p>イ 効率的かつ効果的に評価を実施できるよう、評価体制等を構築し、大学の教育情報に係るデータベースを活用するとともに、評価担当者の研修を実施する。</p> <p>ウ 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の有効性、適切性について多面的な調査を行うこと等により検証し、第3期の評価に向けた評価方法を改善するための検討を行う。</p>	<p>ル」の決定状況</p> <p>法人への説明会の実施状況</p> <p>評価の実施に向けた体制の整備等についての検討状況</p> <p><評価の視点></p>	<p>とに研究業績の水準を判定し、研究業績の水準判定結果をとりまとめた一覧表を現況分析部会及び達成状況判定会議へ提供した。</p> <p>現況分析部会では、分野別に編成された10の学系部会において、1429組織の現況について分析を行い、平成28年11月に現況分析結果（原案）を確定し、同年12月開催の運営小委員会（現況分析部会）で調整の上、達成状況判定会議へ提出した。</p> <p>達成状況判定会議では、8つのグループに分けて、各国立大学法人等の中期目標の達成状況の分析を行い、ヒアリングを経た上で、平成29年2月に中期目標の達成状況の評価結果（原案）を確定し、同月開催の運営小委員会（達成状況判定会議）で調整の上、国立大学教育研究評価委員会に評価報告書（原案）として提出した。</p> <p>平成29年2月末に開催した国立大学教育研究評価委員会において評価報告書（原案）を確定し、同年3月に評価報告書（案）として各国立大学法人等に送付した。その後、意見申立ての審査を経た上で、同年4月に国立大学教育研究評価委員会において評価報告書を確定するとともに文部科学省国立大学法人評価委員会に提供し、同年6月にはウェブサイトにて公表した。</p> <p>本評価の実施にあたっては、国立大学教育研究評価委員会の下に達成状況判定会議、現況分析部会及び研究業績水準判定組織を設置するなど、評価体制を構築し、平成28年2月～3月に評価者となる専門委員に対して、教育研究評価の目的、内容、方法等に関する研修を実施し、共通認識を深めた。</p> <p>また、各法人から提出されたデータを基に、機構の大学ポートレートを通じて、データ分析集・入力データ集を作成の上、法人及び評価者に提供し、第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に使用した。</p>	<p>本評価の実施にあたっては、達成状況判定会議、現況分析部会、研究業績水準判定組織等の評価体制を構築し、平成28年2月～3月に評価者となる専門委員に対して、教育研究評価の目的、内容、方法等に関する研修を実施し、共通認識を深めた。</p> <p>第2期中期目標期間における教育研究の状況の評価の検証を行うため、評価者及び国立大学法人等にアンケート調査を実施し、アンケート結果を集計・分析の上とりまとめ、平成30年3月に検証結果報告書を公表した。</p> <p>第3期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に向けた評価方法の検討にあたっては、国立大学教育研究評価委員会の下にワーキンググループを設置するなど、第3期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検証を行うための体制を整備し、第2期の検証を踏まえた「評価実施要項（案）」等について検討を行い、平成30年3月に開催した国立大学教育研究評価委員会において、「評価実施要項（案）」を審議・決定の上、意見公募手続（パブリックコメント）を実施した。</p> <p>平成30年度には、意見公募手続（パブリックコメント）を踏まえて、評価実施要項を確定し、国立大学法人等に説明会を開催する予定である。さらに、実績報告書作成要領、評価作業マニュアルの策定に向けて検討を行う予定である。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>なる数百人の専門委員に対して、教育研究評価の目的、内容、方法等に関する研修を実施することで、共通認識を深め、円滑に評価を遂行させている。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><有識者からの意見></p> <p>第2期の検証を踏まえた第3期中期目標期間における「評価実施要項（案）」を作成したことは評価方法の改善につながる。</p>
--	---	---	---	---	--

第2期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検証を行うため、評価者及び国立大学法人等にアンケート調査を実施し、アンケート結果を集計・分析の上とりまとめ、平成30年3月に検証結果報告書を公表した。

第3期中期目標期間における教育研究の状況についての評価に向けた評価方法の検討にあたっては、国立大学教育研究評価委員会の下にワーキンググループを設置するなど、第3期中期目標期間における教育研究の状況についての評価の検討を行うための体制を整備し、第2期の検証を踏まえて、「評価実施要項(案)」等について検討を行い、平成30年3月に開催した国立大学教育研究評価委員会において、「評価実施要項(案)」を審議・決定の上、意見公募手続(パブリックコメント)を実施した。

平成30年度には、意見公募手続(パブリックコメント)を踏まえて、評価実施要項を確定し、国立大学法人等に説明会を開催する予定である。さらに、実績報告書作成要領、評価作業マニュアルの策定に向けて検討を行う予定である。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-3-(1)	施設費貸付事業				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第2号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設費貸付事業の実施状況	計画値	—	—	—	—	—	—	—	予算額（千円）	157,921,428	155,820,361	151,390,973	145,198,041	
	実績値	—	73件	83件	91件	84件	79件	決算額（千円）	152,486,869	156,070,703	144,002,347	151,289,361		
	達成度	—	—	—	—	—	—	経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051		
貸付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	年間5箇所以上	—	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271		
	実績値	—	5箇所	5箇所	6箇所	7箇所	7箇所	行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—		
	達成度	—	—	100%	120%	140%	140%	従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)		
投資家の訪問件数	計画値	年間5箇所以上	—	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所							
	実績値	—	—	9箇所	10箇所	15箇所	23箇所							
	達成度	—	—	180%	200%	300%	460%							

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務別に配賦した後の金額を記載
表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継権等処理）にかかっているものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 国立大学法人等の健全かつ安定的な運営のため、機構は、我が国の高等教育及び学術研究の中心的な役割を果た	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であ	<主な定量的指標> 施設費貸付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数、投資家の訪問件数 <その他の指標> 施設費貸付事業の実施状況 <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.67~81	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.65~66	評定 B	評定 B	評定
			<主要な業務実績> 1. 施設費貸付事業の実績 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、附属病院の施設整備等に必要な資金として、第3期中期目標期間において297,110百万円の貸付けを行う予定である。なお、大学共同利用機関法人及び国立大学の移転に対する貸付けの実績はなく、平成30年度においても予定していない。	<評定と根拠> 評定：B 施設費貸付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人に対し、大学附属病院の施設整備等に必要な資金として貸付けを適切に行っている。 施設費貸付事業の財源として財政融資			

<p>している国立大学法人等における教育研究環境の整備充実と財務及び経営の改善を図ることにより、国立大学法人等が、より一層、活性化及び発展し、社会に貢献できるよう支援することを基本とする。</p> <p>国立大学法人等の施設は、独創的・先端的な学術研究や創造性豊かな人材育成のための活動基盤であって、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。また、訪問調査を年に5回以上実施することにより、事業が適切に機能しているかを確認する。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務の推進に努める。</p> <p>(1) 施設費貸付事業</p>	<p>って、質の高い、安全な教育研究環境の確保が求められていることから、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等の施設整備等を多様な財源により安定的に実施し、教育研究環境の整備充実を図るため、文部科学省の策定する方針に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に要する資金の貸付け及び交付を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、法令等を遵守し、国立大学法人等と密接な連携を図りつつ、円滑な業務実施に努める。</p> <p>(1) 施設費貸付事業</p>	<p>貸付けの審査に当たり、各法人の収支状況に即した精度の高い審査を実施し、償還確実性が確保されているか</p>	<p>また、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、当該貸付けに係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対し、貸付事業の留意点等について毎回説明を行った。さらに、各国立大学法人に対して毎年度事務連絡を发出し、当該年度の最終貸付けのスケジュールについて周知徹底を図った。</p> <p>各国立大学法人の工事進捗状況については、大学からの報告に基づき、文部科学省に定期的に報告し、情報共有を図っている。</p> <p>2. 施設費貸付事業の財源の調達</p> <p>施設費貸付事業の財源として、第3期中期目標期間において財政融資資金から275,196百万円の長期借入れを行う予定である。</p> <p>また、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構債券(5年債・50億円)(平成26年度、平成27年度は独立行政法人国立大学財務・経営センター債券)を毎年度発行し、第3期中期目標期間において市場から25,000百万円の資金調達を行う予定である。</p> <p>発行に向けては、毎年度、主幹事証券会社、受託会社及び格付け機関の選定を行い、I R(インベスター・リレーションズ)資料を作成し、ウェブサイトへ掲載するとともに、個別投資家訪問を行うなど、I R活動を積極的に実施した。また、投資家向けの債券内容説明書を作成し公開することで、機構の事業内容や財務状況等の透明性の確保に努めた。また、発行体(機構)及び債券の信用格付取得のため格付会社による調査を受審し、発行体及び債券の信用格付は、第3期中期目標期間中、毎年度AAを取得している。</p> <p>3. 償還確実性の審査等</p>	<p>資金から長期借入れを行うとともに、債券の発行により市場から効率的に資金調達を行っている。</p> <p>施設費貸付事業については、「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、関係規則に基づき、事業目的及び内容が文部科学大臣の定めた範囲内であり、かつ償還能力及び担保能力があるか、大学附属病院の公的使命を果たしているか等を総合的に審査する体制を構築しており、内部統制の強化及び審査の向上に努めつつ、適正に実施している。</p> <p>貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付するとともに、各国立大学法人から提出される状況報告書や財務諸表等により、財務状況等の確認を行っている。また、延べ30法人に対して、貸付対象事業に係る現地調査を実施し、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行っている。毎年度の国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率はともに100%であり、適切に実施している。</p> <p>資金調達に係る債券の発行に際し、I R活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき最適な投資家層を把握し、地方投資家等を対象に個別投資家訪問を延べ62箇所実施している。</p> <p>「病院経営分析検討チーム」、「国立大学附属病院の財務・経営分析の在り方WG」、「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を開催し、貸付事業を効果的・効率的に行うための調査、分析を行っている。また、その成果として、ワークショップの開催や冊子・データのとりまとめを行い、国立大学法人へ提供している。</p> <p>さらに、各国立大学法人の前事業年度の</p>	<p>的に審査しており、平成28年6月からは「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、審査をより確実に実施できる体制を構築している。</p> <p>貸付事業を効果的・効率的に実施するため、医療設備における経費削減策や財務指標の可視化等の検討を行い、その成果を冊子として大学に配布するなどして還元している。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><有識者からの意見></p> <p>第3期中期目標期間における債権回収並びに財政融資資金及び債券の償還は確実に行われており、審査体制も確立され業務が効果的に実施されている。</p>
---	---	--	--	---	--

<p>については、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、教育研究環境の整備充実のため、毎年度、長期借入金等を財源として土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けを行う。特に、大学附属病院については、近年の社会情勢や医療構造の変化に対応すべく教育・研究・診療等の機能を確実に提供することが求められていることから、これらを十分に踏まえた資金の貸付けを実施する。</p> <p>それに際しては、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善にも資するよう、効率的な資金の調達を実施するとともに、国立大学法人等の収支状況等に即した精度の高い審査を実施し、債権の確実な償還に努め、債権を確実に回収する。</p>	<p>① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対し、大学附属病院の施設整備及び国立大学の移転による整備等に必要な資金として貸付けを行う。</p> <p>② 貸付事業に必要な財源として、長期借入れ又は債券発行により資金の調達を行う。</p> <p>その際、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の財務及び経営の改善に資するよう、公募等による効率的な資金の調達に努める。</p> <p>③ 貸付けの審査に当たって、個々の国立大学法人等の収支状況に即した精度の高い審査を実施することにより償還確実性の確保に努める。</p> <p>また、大学附属病院の審査の際には、教育、研究及び診療に係る各機能の達成状況とそのバランス等を確認する。</p> <p>なお、これらが確実に実施できる審査体制の構築に努める。</p> <p>④ 貸付事業に係る債権について確実に</p>	<p>貸付けの審査にあたり、「施設費貸付規則」、「貸付金債権管理規則」、「施設費貸付事業審査基準」等に基づき、事業目的・内容、償還能力、担保力及び教育・研究・診療等の公的使命を果たしているか等を総合的に審査した。平成28年6月からは「国立大学施設支援センター貸付審査会」を設置し、審査をより確実に実施できる体制を構築しており、第3期中期目標期間において36回の開催及び審査を実施する予定である。</p> <p>4. 債権回収及び債務償還の確実な実施</p> <p>「貸付金債権管理規則」等に基づき、国立大学法人からの貸付金債権の回収及び財政融資資金への長期借入金債務の償還及び債券の償還を確実に行った。貸付金の回収にあたっては、貸付先に払込通知書を発行・送付し、回収の確実性を確保した。</p> <p>貸付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案して第3期中期目標期間中に延べ30法人を対象に実施する予定であり、事業の執行状況の確認や法人からの意見聴取等を行っている。</p> <p>第3期中期目標期間における国立大学法人からの債権回収率並びに財政融資資金及び債券の債務償還率は、ともに100%である。</p> <p>5. IR活動の実績</p> <p>貸付事業にかかる民間資金調達としての機構債券の発行に際し、IR活動の一環として、主幹事証券会社の販売戦略に基づき中央及び地方の個別投資家訪問を、第3期中期目標期間中に延べ62箇所実施する予定である。また、投資家と直接対話する主幹事証券会社の販売担当者に対する説明を実施した。説明の際には、文部科学省監修の下制作・発行した、国</p>	<p>財務諸表等について、国立大学の財務に係る調査、分析、データのとりまとめを行い、当該成果物である「国立大学法人の財務」を毎年度刊行している。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>		
---	--	---	--	--	--

回収し、長期借入金債務等の償還を確実に
行うため、年間5
箇以上の貸付先訪
問調査を実施する。
⑤ 民間資金の調達
にあたり、IR活動
として年間5箇以
上の投資家を訪問
し、説明及び情報発
信を行う。
⑥ 機構が蓄積して
きた成果を活用しつ
つ、貸付事業を効果
的・効率的に行うた
めの調査、分析を行
う。

立大学附属病院の現状等を収載した「大
学病院の現状」と併せて、平成28年度か
らは国立大学附属病院長会議発行の「国
立大学附属病院の将来像～現状と展望～
『グランドデザイン2016』」、「将来像
実現化行動計画2017」を活用し、個別投
資家等に対し機構の事業内容のみなら
ず、国立大学附属病院の教育・研究・診療
の各機能について広報した。

また、平成28年度からは、主幹事証券
会社による施設費貸付先訪問を実施し、
国立大学附属病院の役割や意義につい
て、主幹事証券会社のレポートを通じて
投資家へ発信した。

6. 貸付事業を効果的・効率的に行うため
の調査、分析に関する実績

施設費貸付事業等を通して国立大学附
属病院の公的機能の向上を図るため、国
立大学施設支援センターが行う分析等の
業務の在り方について検討することを目
的に、「病院経営分析検討チーム」及びそ
の下に「国立大学附属病院の財務・経営
分析の在り方WG」（平成26年度は「国
立大学病院施設の在り方WG」）を設置
し、毎年度検討を行っている。

平成26年度は、医療設備における経費
節減策について、国立大学附属病院関係
者のほか、私立大学病院関係者、コンサ
ルタントを交えて医療設備の共同調達の
仕組み等について検討を行い、その結果
を報告書としてとりまとめた。

平成27年度は、各国立大学附属病院に
おける経営判断等に寄与することを目的
に、国立大学法人の財務諸表等から見た
病院経営のアラームとなる財務指標及び
その可視化の実現に向けた検討を行い、
冊子「国立大学附属病院における決算資
料から見る経営判断の指標等について」
としてとりまとめた。なお、当該指標等
については、平成28年度以降毎年度更新

版を作成し、各国立大学へ配布している。

平成 28 年度は、前年度にとりまとめた「国立大学附属病院における決算資料から見る経営判断の指標等」について、国立大学附属病院の病院経営企画担当者や大学本部の財務担当者を対象に、全国 3 会場（東京・岡山 7 月、名古屋 8 月）で説明会を実施した。説明会には、延べ 44 大学、200 人の参加があった。また、全国国立大学病院事務部長会議と連携して「国立大学病院経営分析ワークショップ」（平成 29 年 1 月）を企画・開催し、国立大学附属病院の経営分析担当者を対象に、実践的な分析手法について検討を行った。ワークショップには、全国 34 大学から 35 人の参加があった。

平成 29 年度は、国立大学附属病院における事業継続性の担保及び内部での経営判断の材料として活用することを目的に、貸借対照表の作成について検討を行い、冊子「国立大学附属病院セグメントの貸借対照表の試作について」としてとりまとめた。また、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会等と連携して「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（平成 30 年 1 月）を企画・開催し、係長相当職を含む若手事務職員を対象に、財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行った。ワークショップには、各病院から 44 人の参加があった。さらに、国立大学附属病院長会議等と連携して「病院経営次世代リーダー養成塾」（平成 30 年 2 月）を企画・開催し、次世代の病院経営に参画することが期待される医師・歯科医師・メディカルスタッフを対象に、病院経営に関する基礎的知識の修得と併せて、経営改善策のための様々なデータ分析の手法を確認した。ワークショップには、各病院から 82 人の参加があった。

平成 30 年度は、前年度にとりまとめた

「国立大学附属病院セグメントの貸借対照表の試作について」に関して、国立大学附属病院の事務部長及び経営企画担当課長並びに大学本部の財務担当課長等を対象に、全国3会場（東京・名古屋・福岡8月）で説明会を実施する予定である。また、全国国立大学病院事務部長会議総務委員会等と連携して「国立大学附属病院経営分析ワークショップ」（平成31年2月）を企画・開催し、事務職員を対象に財務的及び医事的知識を駆使した経営分析の手法について検討を行う予定である。

また、国立大学法人における財務マネジメント機能の向上を図るため、国立大学施設支援センターが行う支援事業の在り方について検討することを目的として、平成28年度から「国立大学法人の財務等に関する勉強会」を設置し、検討を行っている。

平成28年度は、複数の国立大学法人における財務等に関する取組を事例集としてとりまとめ、文部科学省が全国各地で行う予算の説明会において、各国立大学法人に対して情報提供を行った。

平成29年度は、国立大学法人の財務に関する制度の運用に際して理解が十分ではない又は曖昧となっている事例を収集した上で、各事例の解説を作成し、冊子「制度とおカネのもやもや話（国立大学法人会計編）」としてとりまとめた。また、委員の所属大学における資金運用拡大に向けた取組や契約事例集の紹介等を行い、前年度にとりまとめた財務等に関する取組事例集を更新し、平成30年度に文部科学省及び各国立大学法人へ配布した。

さらに、貸付事業を効果的・効率的に行うため、毎年度、各国立大学法人の前事業年度に係る財務諸表等について、国立大学の財務に関する調査、分析、デー

タのとりまとめを行い、当該成果物を刊行し、文部科学省及び各国立大学法人へ配布した。

平成 30 年度は、より有用な情報の提供を図るため、「国立大学法人の財務」の財務分析指標等に係る有識者会議を設置し、検討を行う予定である。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-3-(2)	施設費交付事業				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第3号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
施設費交付事業の実施状況	計画値	—	—	—	—	—	—	—		予算額（千円）	157,921,428	155,820,361	151,390,973	145,198,041
	実績値	—	100件	97件	93件	93件	91件		決算額（千円）	152,486,869	156,070,703	144,002,347	151,289,361	
	達成度	—	—	—	—	—	—		経常費用（千円）	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	
交付対象事業に係る現地調査の実施件数	計画値	年間5箇所以上	—	—	—	—	—		経常利益（千円）	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	
	実績値	—	12箇所	14箇所	14箇所	13箇所	10箇所		行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	
	達成度	—	—	100%	100%	100%	100%		従事人員数（人）	7	7	11.0(3)	13.1(4)	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
表中の情報は、センターの事業（施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理）にかかるとを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (2) 施設費交付事業については、毎年度、国立大学法人等に対し、教育研究環境の整備充実のため、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付を行う。	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 3 施設費貸付事業及び施設費交付事業 (2) 施設費交付事業 ① 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国から承継した旧特定学校財産を処分すること で得られる収入、各	<主な定量的指標> 施設費交付事業の対象である国立大学法人への現地調査実施件数（年間5箇所以上が100%とする） <その他の指標> 施設費交付事業の実施状況 <評価の視点> 事業の適正な実施に当り、各法人の事業目的・内容や事業実績等の審査、また予算執行	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.82~86 <主要な業務実績> 1. 施設費交付事業の実績 文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として、第3期中期目標期間において22,549百万円の交付を行う予定である。 施設費交付事業の財源として、第3期中期目標期間において、旧特定学校財産処分収入12,850百万円、旧特定学校財産賃貸収入761百万円（財源としては、固定資産税相当分212百万円（内数）を除いた549百万円）、国立大学法人等から	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.65~66 <評価と根拠> 評価：B 施設費交付事業の適切な執行に向け、文部科学省及び国立大学法人と連携し、情報共有等を図りつつ、文部科学省の施設整備等に関する計画に基づき、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として適切に交付を行っている。 各国立大学法人等の交付申請額や事業目的・内容の審査と交付決定後の事業実績の審査を適切に行っており、また、延べ56法人に対し、施設費交付対象事業に係る現	評価 B <評価に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> 交付事業財源の確保等について、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」において、各国立大学等に対する実態調査を踏まえて検討を行い、次期中期目標期間では現在の規模で継続は可能との結論を得ている。 <今後の課題・指摘事項>	評価 <評価に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項>	

<p>なお、中長期的視点からその在り方及び財源の確保について検討を行い、本中期目標期間中に一定の結論を得る。</p>	<p>国立大学法人等からの財産処分収入の一定部分の納付金等の財源により、国立大学法人等に対し、施設整備等に必要な資金として交付を行う。</p> <p>② 施設費交付事業の実施に当たっては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」に準じ、交付対象事業の適正な実施の確保を図るため、年間5箇所以上の交付先訪問調査を実施する。</p> <p>③ 交付事業財源の確保について、文部科学省及び国立大学法人等の関係機関との連携を図るとともに、外部有識者、専門家の協力を得る等により本中期計画期間中に具体的な検討を行い、一定の結論を得る。</p>	<p>状況等のチェックが適切に行われているか</p>	<p>の財産処分収入納付金 4,515 百万円を得ている。</p> <p>2. 施設費交付事業の適正な実施</p> <p>「大学改革支援・学位授与機構法（平成15年7月16日法律第114号）」及び同法により準用する「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」、「施設費交付事業費交付規則」等に基づき、毎年度、各国立大学法人等からの交付申請額、事業の目的・内容等について審査し、適正と認められることを確認して交付決定を行った。各事業完了後に各国立大学法人等から提出される実績報告書により、事業が上記法令等に違反することなく実施されたか、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかなどの審査を行い、適正と認められた事業について交付金の額の確定を行った。</p> <p>交付先訪問調査（現地調査）については、過去の調査実績等を総合的に勘案し、第3期中期目標期間中に延べ56法人を対象に実施する予定である。調査にあたっては、施設費交付事業の財源が国立大学法人等の土地処分収入によるところから、当該法人における土地処分等の計画についても聴取し、状況把握に努めている。</p> <p>また、文部科学省主催の「国立大学法人等施設整備に関する説明会」において、当該交付に係る国立大学法人等の事業の適切な執行に資するよう、各法人の施設担当部課長等に対して、工事進捗状況の管理の徹底と早期執行への協力要請及び財産処分制限について毎回説明を行った。</p> <p>3. 施設費交付事業の財源の確保等に関する取組</p> <p>国立大学法人等が保有している資産</p>	<p>地調査を実施するなど、施設費交付事業に係る予算執行の適正を期している。</p> <p>国立大学法人等が保有している資産（未利用の土地、建物及び資金等）の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、「資産活用に関する勉強会」を14回開催している。また、「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」を開催し、その検討結果を踏まえ、交付事業財源の確保等についての結論をとりまとめている。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>全国的に均衡のとれた整備を図る仕組みとしての施設費交付事業の役割を踏まえ、より長期的な視点から必要な財源措置等の施策について検討を行うことが期待される。</p> <p><有識者からの意見></p> <p>施設費交付事業の財源が長期的には枯渇することから、今後の財源措置とともに国立大学法人の在り方等根本的な議論を開始する必要がある。</p>	
--	---	----------------------------	---	---	---	--

			<p>(未利用の土地、建物及び資金等)の有効活用方策等の検討に資するため、文部科学省、民間金融機関及び私立大学の資金運用を行っている民間団体から講師を招き、第3期中期目標期間において「資産活用に関する勉強会」を14回開催した。</p> <p>また、交付事業財源の確保等について検討することを目的として、平成30年1月に機構職員及び文部科学省職員を委員とする「施設費交付事業財源の確保等に関する検討会」を設置した。平成30年3月末までに3回(平成30年1月31日、2月21日、3月12日)開催し、検討結果を3月28日に報告書にまとめた。</p> <p>当該検討会での検討結果を踏まえ、機構の次期中期目標期間である平成31年度から35年度までは、施設費交付事業を現在の規模(毎年度約40億円程度)で行うことは可能との結論をとりまとめた。</p> <p>また、より長期的な視点で考えた場合には、この施設費交付事業の仕組み上、財源は有限であり、いずれ枯渇することを考慮しつつ、今後の国立大学法人等の施設を良好な状態に保っていくためには、全国的に均衡のとれた整備を図る仕組みとしての施設費交付事業の役割を踏まえ、国を中心としながら、国、機構及び国立大学法人等が連携を図り必要な財源措置等の施策について検討を行うことが必要と考える。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-4	(1) 旧特定学校財産の管理処分等 (2) 承継債務償還				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法附則第13条第1項	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(平成29年度)4-1 行政事業レビューシート(平成29年度)0150

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等		達成目標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率	計画値	—	—	—	—	—	—	—		予算額(千円)	157,921,428	155,820,361	151,390,973	145,198,041
	実績値	—	68.4%	73.9%	79.0%	83.9%	89.5%		決算額(千円)	152,486,869	156,070,703	144,002,347	151,289,361	
	達成度	—	—	—	—	—	—		経常費用(千円)	18,887,793	16,890,220	13,340,682	11,080,051	
承継債務償還率	計画値	—	—	100%	100%	100%	100%		経常利益(千円)	16,516,690	14,490,638	13,346,947	10,545,271	
	実績値	—	100%	100%	100%	100%	100%		行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	
	達成度	—	—	—	—	—	—		従事人員数(人)	7	7	11.0(3)	13.1(4)	

注) 予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
表中の情報も、センターの事業(施設費貸付事業・施設費交付事業・承継財産等処理)にかかっているものを合算

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 4 国から承継した財産等の処理 (1) 国から承継した旧国立学校設置法第9条の5第1号に規定する特定学校財産の処分については、公用・公共用優先の原則等を勘案しながら、処分の予定時期	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 4 国から承継した財産等の処理 (1) 旧特定学校財産の管理処分 国から承継した旧特定学校財産である東京大学生産技術研究所跡地については、施設費交付事業	<主な定量的指標> 東京大学生産技術研究所跡地の売却持分比率 国から承継した債務の 確実な償還及び利子の 支払い <その他の指標> 特になし <評価の視点> 承継財産の適切な管理 ・処分ができてい	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.89~91 <主要な業務実績> 1. 旧特定学校財産の管理処分の実績 東京大学生産技術研究所跡地については、平成19年度から独立行政法人国立美術館に措置される予算の範囲内で段階的に売却を行っているところであり、第3期中期目標期間において土地全体面積(29,974.81㎡)のうち21.10%(6,324.53㎡)を12,850百万円で売却した。これにより、土地全体面積の89.53%(26,838.26㎡)の売却が完了し、未売却の土地は10.46%(3,136.55㎡)となった。未売却	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.88 <評価と根拠> 評価:B 東京大学生産技術研究所跡地については、順調に売却が進んでおり、未売却の土地については、使用契約を締結し、使用料を徴収している。また、平成25年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大が進めるプロジェクトの実施状況を適切に把握している。 毎年度の国立大学法人からの債権回収及び財政融資資金への債務償還について	評価	B	<評価すべき実績> — <今後の課題・指摘事項> — <有識者からの意見> —	<評価すべき実績> — <今後の課題・指摘事項> — <有識者からの意見> —
			<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 <今後の課題・指摘事項> — <有識者からの意見> —	<評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見>				

<p>等を定めた計画を策定し、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>(2) 国立大学法人法附則第 12 条第 1 項の規定により国立大学法人から納付される金銭を徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>等の財源に充てるため、独立行政法人国立美術館に対し国立新美術館用地として貸与しつつ、売却を進める。</p> <p>なお、処分の予定時期等の計画については、年度計画において策定することとし、毎年度その進捗状況を明確にする。</p> <p>(2) 承継債務償還 国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの債務について、関係国立大学法人から納付される金銭を確実に徴収し、承継債務（旧国立学校特別会計法に基づく国立学校特別会計の財政融資資金からの負債）の償還及び当該債務に係る利子の支払いを確実に行う。</p>	<p>承継債務について、各法人からの適切な回収と償還ができています。</p>	<p>の土地については、独立行政法人国立美術館と使用契約を締結し、第 3 期中期目標期間において使用料として 761 百万円（うち、固定資産税相当分 212 百万円）を徴収した。売却完了時期については、予算額や土地価格の変動に左右されることが、平成 33 年度に完了する見込みである。</p> <p>また、平成 25 年度に処分が完了した広島大学本部地区跡地については、広島市と広島大学が主体となり進めている「ひろしまの『知の拠点』再生プロジェクト」において「知の拠点を支えるゾーン」と位置づけられ、事業者として選定されている三菱地所レジデンス株式会社を代表とするグループが事業を進めているところである。その進捗状況については、広島市から毎年度報告を受けることによって把握しており、平成 30 年 3 月末現在において、平成 32 年 7 月に事業完了予定と承知している。</p> <p>2. 承継債務の償還等の確実な実施</p> <p>国から承継した旧国立学校特別会計の財政融資資金からの借入に係る債務について、国立大学法人からの債権の回収及び財政融資資金への債務の償還を確実に行った。</p> <p>第 3 期中期目標期間における国立大学法人からの債権回収率及び財政融資資金への債務償還率は、ともに 100%である。</p>	<p>は、回収率及び償還率はともに 100%であり、適切に実施している。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	
--	---	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-5-1	単位積み上げ型による学士の学位授与				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第4号 学校教育法第104条第4項第4号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ																			
①主要なアウトプット（アウトカム）情報							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）												
指標等		達成目標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度					
4月期	申請者数	—	316人	302人	329人	302人		予算額（千円）	—	373,527	281,221	273,257							
	学位取得者数	—	276人	256人	286人	257人		決算額（千円）	—	313,202	274,863	260,267							
	電子申請利用率 ※（）は特例申請を除いた値	—	56.9%	64.9%	72.6% (71.5%)	78.8% (77.9%)		経常費用（千円）	345,190	297,417	275,082	258,404							
10月期	申請者数	—	2,349人	2,373人	2,263人	2,283人		経常収益（千円）	345,190	297,417	275,731	274,214							
	学位取得者数	—	2,262人	2,281人	2,181人	2,209人		うち運営費交付金収益 （千円）	205,005	159,369	149,947	143,468							
	電子申請利用率 ※（）は特例申請を除いた値	—	63.2%	87.2% (66.5%)	92.4% (75.6%)	94.7% (81.2%)		うち手数料収入（千円）	124,433	121,912	118,404	123,002							
認定審査件数	短期大学	—	2専攻	—	2専攻	2専攻		うちその他収入（千円）	15,752	16,135	7,380	7,743							
	高等専門学校	—	5専攻	2専攻	3専攻	3専攻		従事人員数（人）	23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)	17.3(6)							
認定専攻科数 ※当該年度4月1日時点	短期大学	—	80専攻	78専攻	75専攻	73専攻													
	高等専門学校	—	126専攻	128専攻	123専攻	117専攻													
教育の実施状況等の審査件数	短期大学	—	11専攻	14専攻	6専攻	6専攻													
	高等専門学校	—	18専攻	28専攻	—	23専攻													
認定の再審査件数	短期大学	—	—	1専攻	—	1専攻													
	高等専門学校	—	2専攻	2専攻	—	—													
新たな審査方式の適用審査件数	短期大学	—	19専攻	1専攻	2専攻	—													
	高等専門学校	—	122専攻	11専攻	7専攻	3専攻													
運営費交付金の負担割合	5割程度	62.2%	56.7%	55.8%	50.9%														

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(2)省庁大学校修了者に対する学位授与」及び「II-5-(3)学位授与事業」についての広報と切り分けることは不可能なため、II-5（学位授与事業）の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 〇 書きで表記）

なお、評価項目II-7（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務と密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
<p>Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 学位授与</p> <p>我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年3回開催する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>また、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時点で運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げることとする。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与について</p>	<p>Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 学位授与</p> <p>我が国の教育システムの生涯学習体系への移行及び高等教育機関の国際通用性を伴った多様な発展等に寄与するため、大学による学位授与の原則を踏まえつつ、高等教育の段階の様々な学習の成果を評価し、大学の卒業生又は大学院の修了者と同等の水準にあると認められる者に対して学位を授与する。なお、学位授与事業の実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>さらに、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、学位審査手数料の引上げにより、中期目標期間終了時点で運営費交付金の負担割合を概ね5割程度に下げる。また、省庁大学校修了者に</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>申請者数</p> <p>学位授与者数</p> <p>電子申請の利用率</p> <p>専攻科認定等審査件数</p> <p>新たな審査方式の適用を希望する専攻科の認定審査件数</p> <p>運営費交付金の負担割合</p> <p>アンケートの実施件数</p> <p><その他の指標></p> <p>単位積み上げ型による学士の学位授与の実施状況</p> <p>利便性向上の取組の推進状況</p> <p>専攻科の認定に関する審査の実施状況</p> <p>新たな審査方式の適用を希望する専攻科の審査の実施状況</p> <p>運営費交付金の負担割合引き下げに向けた取組状況</p> <p>アンケート調査の実施状況</p> <p><評価の視点></p>	<p><実績報告書等参照箇所></p> <p>第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.96～106</p>	<p><自己評価書参照箇所></p> <p>第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.94～95</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p>評定</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。</p> <p><評価すべき実績></p> <p>申請者の利便性向上のため、電子申請を推進し、電子申請利用率は、平成29年4月期は77.9%（対平成26年度比21.0ポイント増）、10月期は81.2%（同18.0ポイント増となっている。</p> <p>特例適用による小論文試験の受験者減を踏まえて小論文試験の会場を縮減するなど、状況に応じた柔軟な運営を行うとともに、審査委員への謝金について業務内容に応じた価格を設定するなど、きめ細やかな運営を行うことにより、運営費交付金の負担割合を引き下げている。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><有識者からの意見></p> <p>経費その他の見直しにより運営費交付金の負担割合は中期目標の概ね5割を達成できそうである。</p>
			<p><主要な業務実績></p> <p>1. 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>4月期及び10月期に申請を受け付け、申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修成果・試験の審査、合否判定、単位修得の確認を行い、学位を授与した。</p> <p>第3期中期目標期間（平成26年度から平成29年度）においては、5,795人の申請を受け付け、5,342人に学士の学位授与を行った。</p> <p>申請者の利便性向上のため、電子申請を推進し、平成26年度同期と比較して、平成29年4月期は21.0ポイント、10月期は18.0ポイント、利用率が上昇した。学修成果・試験で不可となった不合格者に対しては、個別の不可判定の理由を具体的に通知した。</p> <p>また、平成30年度においては、4月期の受付期間は同様としているが、業務効率化を図り、受付期間の前倒しを行い、10月期の申請受付期間を9月25日から10月5日まで受付を行うこととした。</p> <p>なお、申請者の利便性に配慮した上で、平成31年度から、申請の受付は、原則として、電子申請のみとすることとした。</p> <p>加えて、申請者が、修得した単位を分類しやすいように、法令の改正や学問の進展や大学における教育の実施状況等を踏まえ、例示科目の追加や変更、新たな専攻の区分の設置を行った。なお、新たな専攻の区分の設置にあたっては、調査研究協力者会議を設置し、検討を行った。</p> <p>2. 専攻科の認定及び教育の実施状況等の</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>単位積み上げ型による学士の学位授与を行った。</p> <p>また、インターネットを利用した電子申請の利用率は平成26年度に比較して上昇しており、特例による学位授与申請においてはすべて電子申請により受け付けている。また、不合格者に対する個別理由の通知なども行っているほか、必要に応じて、修得単位の審査の基準等について見直しを行った。</p> <p>申出のあった短期大学及び高等専門学校専攻科について、中期計画のとおり、審査を行い認定を行った。</p> <p>また、認定を受けている専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。</p> <p>特例の適用を希望する専攻科の審査については、機構の認定を受けた高等専門学校の専攻科からの申出を受け付け、中期計画のとおり、審査を行い適用認定を行った。また、特例適用専攻科に対し、教育の実施状況等の審査を実施し、必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。</p> <p>さらに、4月期と10月期に特例による学位授与申請を受け付け、中期計画のとおり、審査を行い、6月以内に学位を授与した。</p> <p>学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合の縮減を図るため、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、受益者負担の観点から、学位審査手数料を見直</p>	<p>評定</p> <p>B</p>	<p>評定</p>	

<p>では、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させることとする。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>単位積み上げ型による学士の学位授与については、審査により学士の水準を有していると認められる者に対して学士の学位を授与する。</p> <p>また、短期大学及び高等専門学校の専攻科の申し出に基づき、学校教育法第104条第4項第1号に規定する文部科学大臣の定める学習として、専攻科の教育内容等が大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、機構が定める要件を満たすものについて認定することにより、当該専攻科で修得した単位が大学で修得した単位と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。</p> <p>機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科修了見込み者に対する審査については、学位の審査と授与を円滑に行うため、新たな審査方式を導入する。</p>	<p>対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡させる。</p> <p>(1) 単位積み上げ型による学士の学位授与</p> <p>① 単位積み上げ型による学士の学位授与については、申請者に係る修得単位の審査並びに学修成果についての審査及び試験等を行い、各専攻分野の学士の水準を有していると認められる者に対して、申請後6月以内に学士の学位を授与する。</p> <p>また、引き続き、インターネットを利用した電子申請の推進、不合格者に対する個別理由の通知など、利便性向上の取組を推進する。</p> <p>② 短期大学及び高等専門学校の専攻科の認定申し出に基づき、大学教育に相当する水準を有しているか審査を行い、基準を満たす専攻科については認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p>	<p>審査</p> <p>第3中期目標期間(平成26年度から平成29年度)においては、短期大学5校6専攻、高等専門学校10校13専攻の認定の審査を行い、すべてを「可」と判定した。また、短期大学29校34専攻、高等専門学校23校46専攻の教育の実施状況等の審査を行い、すべて「適」と判定した。加えて、教育課程について重要な変更が生じると認められた認定専攻科に対する再審査を、短期大学2校2専攻、高等専門学校4校4専攻に対して行い、「可」と判定した。</p> <p>3. 特例の適用認定の審査及び特例適用専攻科修了見込者への学位授与</p> <p>平成26年度から、新たな審査方式の適用を希望する機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科からの申出を受け付けた。</p> <p>第3期中期目標期間(平成26年度から平成29年度)においては、短期大学19校22専攻、高等専門学校72校143専攻の認定の審査を行い、短期大学19校22専攻、高等専門学校67校139専攻を「可」と判定した。</p> <p>平成29年度より実施した特例適用専攻科の教育の実施状況等に関する審査については、短期大学2校3専攻及び高等専門学校10校23専攻の審査を行い、すべて「適」と判定した。</p> <p>インターネットを利用した電子申請システムにより、第3期中期目標期間(平成26年度から平成29年度)においては、4,722人から申請を受け付けた。また、申請者に対しては6月以内に修得単位の審査、学修総まとめ科目の履修に関する審査、合否判定、単位修得や専攻科修了等の合格に係る要件の確認を行い、4,666人</p>	<p>し、平成26年度から学位授与申請に係る学位審査手数料を引き上げた。</p> <p>また、ペーパーレス会議の実施を推進するとともに各種審査の効率化を図るため、関係規程を制定・改正し、事業全体について効率化及び合理化を図った。</p> <p>学位取得者に対するアンケート調査を実施し、その結果は、研究開発部と共有し、学位授与業務の改善及び学位授与事業の検証等を行う際のデータとして確実に蓄積している。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は提出していない。</p>	
--	--	--	---	--

③ 機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の特攻科の修了見込み者に対する審査については、学位の質を担保しつつ、円滑な学位の審査と授与を行うための新たな審査方式を平成27年度中に導入する。

に学位を授与した。

4. 学位審査手数料の引上げ

学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合の縮減を図るため、事業全体について効率化及び合理化を図るとともに、受益者負担の観点から、学位審査手数料を見直し、平成26年度から学位授与申請に係る学位審査手数料を引き上げた。

	《改定前》		《改定後》
学士	25,000円	→	32,000円

5. 運営費交付金の負担割合の引下げ

- ・ 特例適用による小論文試験の受験者減を踏まえ、平成27年度10月期の小論文試験会場を3地区に、平成28年度4月期の小論文試験会場から2地区に縮減した。また、これまで外部に委託していた東京地区の小論文試験会場の机と椅子の調達及び設営について、平成28年10月期以降は機構内の備品を利用して職員において行った。
- ・ 平成27年度には特例による学位授与申請に係る審査委員への謝金について、審査業務の内容に応じた価格を設定し、運営費交付金の負担割合の引き下げを図った。
- ・ 平成28年度3月の学位審査会よりタブレット端末によるペーパーレス会議として実施するとともに、専門委員会・部会においては、平成29年度より段階的にパソコンを活用した会議とすることにより、業務の効率化及び合理化を行った。これに伴い、専攻科の認定等の各種審査に必要な書類の提出部数を削減し、データでの資料提出をするため、関係規程を改正した。これらの結果、複写機の利用枚数が削減され、平成30年度以降の複写機の契約台数も削減した。
- ・ 平成29年度より実施する特例適用専攻

			<p>科の教育の実施状況等の審査については、従来の認定専攻科の教育の実施状況等の審査と一本化することにより合理化を図り、審査を行うにあたり効率化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度において、平成 30 年度に提出される特例適用専攻科の変更の届出について、審査の簡素化を図るため、関係内規を新設し、審査の効率化及び合理化を行った。 上記の事務合理化の結果、平成 26 年度に 27 人いた学位審査課職員（非常勤職員含む）が平成 30 年度には 21 人となった。 <p>5. アンケート調査の実施</p> <p>今後の学位授与業務の改善の参考とするため、学位取得者の満足度、「新しい学士への途」の分かりやすさ等に関するアンケート調査を、研究開発部と調査項目を精査の上、学位取得者に学位記を送付する際に同封し実施した。</p> <p>なお、平成 27 年度 10 月期から開始した特例による学位取得者のうち、10 月期の取得者に対してはオンラインによるアンケート調査を実施した。また、平成 29 年度 4 月期以降、通例による学位取得者についても、オンラインでの回答を可能とした。</p> <p>第 3 期中期目標期間（平成 26 年度から平成 29 年度）においては、10,008 人に送付し 6,314 人の回答を得た。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-5-(2)	省庁大学校修了者に対する学位授与				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第4号 学校教育法第104条第4項第4号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）								
指標等		達成目標	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認定の審査件数		—	1 課程	1 課程	1 課程	—		予算額（千円）		—	373,527	281,221	273,257	
認定課程数	学士相当	—	8 課程	8 課程	8 課程	8 課程		決算額（千円）		—	313,202	274,863	260,267	
	※当該年度4月1日時点	—	4 課程	4 課程	5 課程	5 課程		経常費用（千円）		345,190	297,417	275,082	258,404	
		—	3 課程	4 課程	4 課程	4 課程		経常収益（千円）		345,190	297,417	275,731	274,214	
教育の実施状況等の審査件数		—	3 課程	2 課程	3 課程	2 課程		うち運営費交付金収益（千円）		205,005	159,369	149,947	143,468	
学士	申請者数	—	1,016 人	927 人	907 人	1,085 人		うち手数料収入（千円）		124,433	121,912	118,404	123,002	
	学位取得者数	—	1,016 人	927 人	907 人	1,085 人		うちその他収入（千円）		15,752	16,135	7,380	7,743	
修士	申請者数	—	114 人	89 人	82 人	77 人 ※3月修了者除く		従事人員数（人）		23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)	17.3(6)	
	学位取得者数	—	114 人	88 人	82 人 ※前年度保留者1人含む	74 人		/						
博士	申請者数	—	31 人	31 人	31 人	28 人 ※3月修了者除く								
	学位取得者数	—	29 人	30 人	31 人	26 人								
省庁大学校修了者に対する学位授与に係る運営費交付金負担割合		0%	0%	0%	0%	0%								

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-3-(1) 単位積み上げ型による学位授与」及び「II-3-(3) 学位授与事業についての広報」と切り分けることは不可能なため、II-3（学位授与事業）の決算額及び従事人員数を再掲。なお、省庁大学校修了者に対する学位授与には、運営費交付金を充当していない。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 〇 書きで表記）
なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
III 国民に対して提供するサービスその他の	II 国民に対して提供するサービスその他の	<主な定量的指標> 学位授与者数	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書	評価	B	評価
					<評価に至った理由>		<評価に至った理由>

<p>業務の質の向上に関する事項</p> <p>5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 学校教育法第104条第4項第2号に規定する学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものの認定に当たっては、省庁大学校からの認定の申出に基づき、大学の学部、大学院の修士課程又は博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定することにより、当該課程が大学又は大学院の水準と同等であることを保証し、機構が授与する学位の水準を確保する。また、省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により、学士、修士又は博士の学位の水準を有していると認められる者にそれぞれの学位を授与する。</p>	<p>他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</p> <p>5 学位授与 (2) 省庁大学校修了者に対する学位授与 ① 省庁大学校から学校以外の教育施設の課程で大学又は大学院に相当する教育を行うものは博士課程の水準を有しているか審査を行い、認定するとともに、一定期間ごとに、その水準を維持しているか審査を行う。</p> <p>② 省庁大学校の課程を修了し、学位授与申請を行う者に対しては、審査により各専攻分野の学士、修士又は博士としての水準を有していると認められる者に、学士は申請後1月以内に、修士及び博士は原則として申請後6月以内に学位を授与する。</p>	<p>課程認定審査件数</p> <p>収支均衡状況</p> <p><その他の指標></p> <p>学位授与の実施状況</p> <p>省庁大学校の課程認定に関する審査の実施状況</p> <p><評価の視点></p>	<p>P. 107～112</p> <p><主要な業務実績></p> <p>1. 省庁大学校の課程の認定及び教育の実施状況等の審査</p> <p>第3期中期目標期間(平成26年度から平成29年度)において、省庁大学校の課程の認定について、3課程を対象とした審査を行い、すべて「可」と判定した。また、認定課程に対する教育の実施状況等の審査については、10課程を対象に審査を行い、いずれも「適」と判定し、結果を通知した。加えて、教育課程について重要な変更が生じると認められた認定課程に対する再審査を、1課程に対して行い、「可」と判定した。</p> <p>2. 省庁大学校修了者に対する学位授与</p> <p>第3期中期目標期間(平成26年度から平成29年度)において、学士については、単位修得及び課程修了に係る証明書に基づいて審査を行い、申請者3,935人を合格と判定し、学位を授与した。また、修士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者のうち358人を合格と判定し、学位を授与した。加えて、博士については、証明書により単位修得と課程修了の確認を行うとともに、論文の審査と面接による口頭試問を実施し、申請者のうち116人を合格と判定し、学位を授与した。</p> <p>なお、留学生等配慮が必要な3月修了者の申請を受け付け、3月末までに論文の審査と面接による口頭試問を実施した。証明書により単位修得と課程修了の確認を行った上で、次年度開催の学位審査会で判定を行った。</p> <p>3. 学位審査手数料の引上げ</p> <p>学位授与事業に係る運営費交付金の負担割合の縮減を図るため、事業全体につ</p>	<p>書 P. 94～95</p> <p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>申出のあった省庁大学校の課程について、中期計画どおり、審査を行い認定を行った。また、認定を受けている課程に対し、教育の実施状況等の審査を実施した。必要に応じて審査結果に基づく所要の改善等を求めた。また、教育課程について重要な変更が生じると認められた課程に対し、審査を実施した。</p> <p>認定された省庁大学校の課程修了者に対する学位授与について、学士、修士、博士の学位授与の申請があったものに対し、所定の審査を行い定められた期間内に学位の授与を行った。</p> <p>学位審査手数料を値上げするとともに、口頭試問の開催日程を調整し、集中開催とすることや、審査スケジュールの見直しと併せて遠隔会議システムによる口頭試問を実施することにより、中期計画どおり、事業の合理化・効率化に努め、収支均衡を図った。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。</p> <p><評価すべき実績></p> <p>省庁大学校の課程修了者に対する口頭試問の実施について、遠隔会議システムの導入や集中開催により、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制し、運営費交付金を充当せず収支均衡させている。限られた予算の中で、平成29年度においては年度末までに口頭試問を実施できるようスケジュール等を見直すなど、申請者の利便性に配慮している。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><有識者からの意見></p> <p>—</p>	<p><評価すべき実績></p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p><有識者からの意見></p>
---	--	--	--	--	--	--

いて効率化及び合理化を図るとともに、受益者負担の観点から、学位審査手数料を見直し、平成26年度から学位授与申請に係る学位審査手数料を引き上げた。

また、省庁大学校修了者に対する学位授与については、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡を図った。

	《改定前》		《改定後》
学士	25,000円	→	32,000円
修士	34,000円	→	44,000円
博士	67,000円	→	87,000円

4. 収支の均衡

口頭試問に係る日程について、専門委員会・部会の日程を考慮しながら適切に割り振り、審査委員の移動の負担や旅費等の支出が減少するよう努め、引き続き運営費交付金を充当せずに収支均衡を図った。

平成28年度より、口頭試問の集中開催を行い、審査担当委員の移動の負担や旅費支出を抑制することができた。

平成29年度に、遠隔会議システムの利用を希望する委員に対して、システムの接続テストを実施し、平成30年2月以降に実施する口頭試問でのシステム利用が可能な状況を整備した。

さらに、省庁大学校の課程修了者に対する論文の審査及び口頭試問について、配慮が必要な申請者に対して、平成30年3月までに実施できるようスケジュールを見直すとともに、遠隔会議システムを利用して口頭試問を実施することにより、審査に係る業務の効率化及び合理化を図った。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-5-(3)	学位授与事業についての広報				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第4号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
パンフレット等配布数						予算額（千円）	—	373,527	281,221	273,257	
「新しい学士への途」	12,870部	6,620部	4,414部	4,039部		決算額（千円）	—	313,202	274,863	260,267	
「学位授与申請書類」	8,075部	5,658部	3,036部	3,212部		経常費用（千円）	345,190	297,417	275,082	258,404	
「学士をめざそう！」	9,009部	14,997部	15,139部	16,599部		経常収益（千円）	345,190	297,417	275,731	274,214	
「大学評価・学位授与機構が授与する学位を理解していただくために」 ※平成28年度より冊子名を「機構が授与する学士の学位」に変更	22,485部	21,762部	17,497部	15,921部		うち運営費交付金収益（千円）	205,005	159,369	149,947	143,468	
						うち手数料収入（千円）	124,433	121,912	118,404	123,002	
						うちその他収入（千円）	15,752	16,135	7,380	7,743	
						従事人員数（人）	23.5(5)	20.4(5)	19.3(4)	17.3(6)	

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-3-(1)単位積み上げ型による学位授与」及び「II-3-(2)省庁大学校修了者に対する学位授与」と切り分けることは不可能なため、II-3（学位授与事業）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数〇書きで表記）

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務と密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 5 学位授与 (3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希望す	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 5 学位授与 (3) 学位授与事業についての広報 単位積み上げ型の学位授与に申請を希	＜主な定量的指標＞ パンフレット等の配布数 ＜その他の指標＞ ウェブサイト等を通じた情報発信の状況 ＜評価の視点＞ 学位授与事業の広報について、配布件数やウ	＜実績報告書等参照箇所＞ 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.113～116	＜自己評価書参照箇所＞ 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.94～95	評定 B ＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ 学位授与事業を推進するため、学士を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対し、機構長より表彰状を	評定 ＜評定に至った理由＞ ＜評価すべき実績＞ ＜今後の課題・指摘事項＞ ＜有識者からの意見＞	
			＜主要な業務実績＞ 学位授与制度を紹介するリーフレット『学士をめざそう』について、機構の学位授与制度をよりの確かつ分りやすく紹介する観点から、毎年度見直しを行うとともに、平成29年度には、これまで配布していた短期大学、高等専門学校、専門学校、都道府県の公立図書館及び生涯学習センター等	＜評定と根拠＞ 評定：B 各種リーフレットについて、申請者の拡大や学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、効果的に配布先を見直した。 また、今後の申請者の増加につなげるため、学位授与申請者数の傾向を分析し今後			

<p>る学習者に対して有用な情報を提供するとともに、学位授与事業に関する情報を積極的に発信し、社会における理解の増進や申請者の拡大に資する。</p>	<p>望する潜在的な学習者に対する支援のため、また、学位授与事業に関する情報を積極的に発信して、社会における理解の増進や申請者の拡大に資するため、電子媒体やパンフレット等により、機構の学位授与制度について広報する。また、学位授与事業に関する情報発信のための説明会を毎年度3回開催する。</p>	<p>ウェブサイトへの掲載などのインプットだけでなく、ウェブサイトのアクセス件数や機構への問い合わせ件数などのアウトカムにも着目した評価指標を検討したか。【平成26年度評価】</p>	<p>の関係機関に加え、新たに基礎資格に追加された高等学校専攻科も加えるなど、申請者の拡大に資するため配布先を見直した。</p> <p>また、機構が授与する学位を説明したリーフレット『機構が授与する学士の学位』については、学位授与事業の社会における理解の増進の観点から、平成27年度に名称を変更し全面的に見直しを行い、平成29年度から大学のほかハローワークや商工会議所などの産業界へも配布した。</p> <p>なお、今後どのような対象者にアピールし申請者の増加につながるかを検討するため、学位授与申請者数の傾向を分析し、平成30年3月の学位審査会へ報告し、今後の広報活動などに活かすこととした。</p> <p>平成28年度から一定の要件を満たす高等学校の専攻科、中等教育学校後期課程の専攻科及び特別支援学校高等部の専攻科の修了者についても基礎資格を有する者として学位授与申請の受付を開始したことに関し、平成28年度は、全国水産高等学校長協会主催で開催された総会・研究協議会及び文部科学省主催で開催された高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会に職員を派遣し、学位授与制度に関する説明を行った。</p> <p>また、平成29年度には、全国看護高等学校長協会主催で開催された総会・研究協議会や文部科学省主催で開催された高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会に、高等学校専攻科修了者向けの学位授与申請に係る資料を配布し、広報の充実に努めた。</p> <p>平成27年度より、申請者の拡大に資するため、放送大学との連携事業として機構の学位授与制度に関する説明会を研究開発部との協働により開催し、研究開発部教員及び学位審査課職員から参加者に対し学位取得までの流れについて説明を行ったほか、説明会終了後、参加者に対し個別相談会を実施した。なお、平成29年度の説明会</p>	<p>の広報活動などに活かすこととした。</p> <p>さらに、学位授与制度や学位授与申請、認定等の手続に係る説明会を毎年度3回以上開催し、学位授与事業に関する情報を発信した。</p> <p>そのほか、「機構ニュース」の発行等を通じ、学位授与事業に関する情報発信を行った</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>授与する学位取得者表彰制度を創設している。</p> <p><今後の課題・指摘事項> —</p> <p><有識者からの意見> 学位授与事業に関する理解を広め申請者の拡大のためリーフレットの配布先の見直しや説明会の開催等の努力が認められる。</p>	
--	--	---	---	--	---	--

の開催にあたっては、これまでのウェブサイトでの案内のほか、学位取得者アンケート調査の分析結果を踏まえ、新たに、学位取得者に対し、友人や知人等に紹介するよう依頼するなどの方法で、参加者を募った。また、例年認定専攻科の教育の実施状況等の審査の対象となっている短期大学及び高等専門学校事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を開催した。

さらに、平成 29 年度より、特例適用専攻科の教育の実施状況等の対象となっている短期大学及び高等専門学校事務担当者を対象として、審査書類の作成等に関する説明会を開催した。

学位授与事業に関する情報を積極的に発信するため、学士を取得した者のうち、生涯学習に努め、特に精励したと認められた者若干名に対し、機構長より表彰状を授与する学位取得者表彰制度を平成 28 年度に創設し、平成 29 年度の学位取得者より表彰候補者の選考を開始した。

広報誌「機構ニュース」をウェブサイトにおいて毎月発行し、学位授与事業に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。また、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス数と比較し、利用動向の分析を行った。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-6-(1)-①	大学等に関する情報の収集、整理及び提供				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第6号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証評価に関するリーフレット	大学	2,650部	2,650部	950部	-	予算額（千円）	-	458,762	443,401	495,595	
	高等専門学校	950部	350部	100部	-	決算額（千円）	-	525,003	349,116	439,309	
「国際連携ウェブサイト」年間アクセス件数	180,459件	206,016件	305,895件	314,655件		経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961	509,416	
諸外国の質保証に関する動向記事の年間発信件数	126件	111件	119件	114件		経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335	511,989	
「大学質保証フォーラム」参加者数	432人	208人	402人	329人		うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,289	330,751	
大学ポータル参加割合	86%	87%	89.7%	91.8%		うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0	0	
大学ポータルウェブサイト年間アクセス件数 （注1）H26年度はH27.3.10～3.31 （注2）（）内は新規訪問者数	73,062件	773,710件 （74,151件）	503,735件 （112,236件）	640,642件 （200,966件）		うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047	181,238	
						従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)	30.6(2)	

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-4(1)-②(質保証人材育成)及び「II-4(2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組」と切り分けることは不可能なため、II-4(質保証取組)の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数）書き表記

なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務と密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 6 質保証連携 我が国の高等教育の発展に資するため、大学等と連携し、大学等における質保証を支援する。また、国内外の質保証機	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 質保証連携 大学等における質保証を支援するため、大学等と連携し、大学等における内部質保証システムの確	<主な定量的指標> 認証評価に関するリーフレット配布数 「国際連携ウェブサイト」アクセス件数 「大学質保証フォーラム」参加者数 大学ポータル参加者数 大学数 大学ポータルウェブサイトアクセス状況	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.123～135	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.119～122	評定 B	B	評定
			<主要な業務実績> 《国内の評価等に関する情報の収集、整理、提供》 大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報については、大学ポータル及び認証評価機関連絡協議会ウェブサイト等での情報提供が開始されたことから、大学評価情報ポータルサイトにおける情報提供の在り方について整理	<評定と根拠> 評定：B 諸外国等の質保証に関する情報収集、整理及び発信については、教職協働による国際連携連絡会議にてアクションプランを設定し、計画的に実施した。また月に1回開催される同会議において、進捗状況を毎回確認している。 さらに、「機構ニュース」の発行等を通			

<p>関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善と高等教育への国際的な信頼性を高めるための活動を行う。</p> <p>なお、これらの事業実施に当たっては、調査研究の成果を活用する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に役立てるとともに、機構が行う評価の改善・向上に活用するため、諸外国の質保証の動向等についてウェブサイト等により情報提供を行うなど、大学等の教</p>	<p>立に資するよう、国内外の質保証に係る情報の収集、整理及び提供、質保証に関わる人材の能力開発を行う。また、大学等における各種の学習の機会等に関する情報の収集、整理及び提供を行う。</p> <p>さらに、国内外の質保証機関と連携し、研修会等を毎年度5回以上実施するなど、我が国の評価制度全体の改善に資する活動を行う。また、我が国の高等教育への国際的な信頼性を高めるため、国際的な質保証活動に積極的に参画し、関係機関と協力して活動を行う。</p> <p>併せて、これらの活動について社会に広く発信する。</p> <p>(1) 大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組</p> <p>① 大学等に関する情報の収集、整理及び提供</p> <p>大学等における評価活動や教育研究活動等の改善に資するための情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>国際的な動向を踏まえた高等教育の質保証活動に資する</p>	<p><その他の指標></p> <p>ウェブサイトの利便性向上のための取組状況</p> <p>諸外国の質保証に関する概要資料の提供状況</p> <p>国際連携ウェブサイト等での発信状況</p> <p>大学質保証フォーラムの開催状況</p> <p>各種調査の実施状況</p> <p>大学ポートレートの運用状況</p> <p><評価の視点></p> <p>大学ポートレートについて、ステークホルダーへの理解が深まるよう広報の充実を図るとともに、使い勝手が良くなるよう不断の見直しを検討したか。【平成26年度評価】</p> <p>大学ポートレートについて、引き続き情報提供の充実や利便性の向上を検討し、有用なシステムとして確立するため、大学情報分析ツールの整備と併せて検討を行ったか。【平成27年度評価】※評価結果Ⅱ-6-(2)に記載された意見</p> <p>大学ポートレートについて、新規訪問者数が増加傾向にある一方で、アクセス数全体は減少傾向にあるので、</p>	<p>を行い、関係団体との調整の結果、平成28年末日をもって当該サイトを閉鎖した。</p> <p>国公立大学・公立短期大学の大学基本情報を平成24年度分から平成29年度分まで、毎年度ウェブサイトに掲載している。</p> <p>広報誌「機構ニュース」をウェブサイトにおいて毎月発行し、質保証連携に係る活動内容について掲載・情報発信を行った。</p> <p>また、ウェブサイトのアクセス件数を月ごとに調査し、広報活動の成果の評価に役立てるとともに、前年度のアクセス数と比較し、利用動向の分析を行った。</p> <p>《国際連携連絡会議の開催》</p> <p>諸外国等の高等教育や質保証の動向に関する情報収集、整理及び発信については、教職協働による国際連携連絡会議にて設定したアクションプランの下、実施した。</p> <p>・平成26～29年度における年間の国際連携連絡会議開催数：10～11回</p> <p>《諸外国の質保証動向に関する情報収集と発信》</p> <p>アクションプランに基づき、海外関係機関への現地調査、ウェブサイト等の文献調査、国際ネットワーク会議等への参加等を通じ、幅広い手段で情報収集を行った。収集した情報のうち、最新の質保証動向については、国内の高等教育関係者の質保証活動等に資するよう記事を作成し、国際連携ウェブサイトで発信した。</p> <p>諸外国の質保証制度に関する基本的な情報は、「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」9カ国版の作成・改訂作業に活用した。平成26年度からアジア6カ国・地域の質保証システムに関するブリーフィング資料を作成し、ウェブサイト等でも公表した。</p> <p>平成27年度に国際連携ウェブサイトを改訂し、動向記事発信のための特設サイト「QA UPDATES - International」を新設す</p>	<p>じ、大学における評価活動等に関する情報発信を行った。</p> <p>「大学質保証フォーラム」を毎年度開催し、参加者対象のアンケート結果で高い評価を得た。</p> <p>国際連携にかかる重点的調査研究として、文部科学省の補助事業として、平成27年度より3年間に渡り実施したモビリティ調査の結果に基づき、平成29年度より外国学修履歴の国際的な認証促進のための教育情報整理に向けた調査を実施した。最新の質保証動向については、国内の高等教育関係者の質保証活動等に資するよう記事を作成し、国際連携ウェブサイトで発信した。平成27年度に動向記事発信のための特設サイトを新設し、年間111件～126件の記事を配信した。併せて平成27年度よりメールマガジンの配信を開始し、平成29年度には登録者数が1,000人を超えた。</p> <p>諸外国の質保証制度に関する基本的な情報をまとめた「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」を9カ国版作成・改訂したほか、平成26年度からアジア6カ国・地域の質保証システムに関するブリーフィング資料を作成し、国際連携ウェブサイトに掲載した。このほか、同ウェブサイトのフライヤー(チラシ)を作成して積極的な広報活動を行った結果、国際連携ウェブサイト年間アクセス数が平成26年度の180,456件から平成29年度の314,655件へと大きく増加している。</p> <p>国公立大学・公立短期大学の大学基本情報を平成24年度分から平成29年度分まで、毎年度ウェブサイトに掲載している。</p> <p>毎年度、大学院を置く全国公私立大学の学位授与状況等の調査を実施し、回答を集計した結果を文科省に提出しており、調査結果は文部科学省より公表・提供されている。</p> <p>「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」の作成・</p>	<p>基本的な情報を「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要」(9カ国)として作成している。</p> <p>大学ポートレートにおける属性別利用状況を踏まえ、大学情報分析ツールや情報活用ガイドブックを国公立大学へ提供するなど、大学におけるIR活動を促進するとともに、モバイル対応や一覧表示機能の導入などの受験生の利便性を高める取組を行っている。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>大学ポートレートの有効活用に向け、スピードを意識して改善を進めるとともに、効率的な運営を行うことが求められる。</p> <p><有識者からの意見></p> <p>大学ポートレートの有効活用がそれほど進展していない。有効活用には、その社会での認知度や活用の広がりなども入るが、それらの検証の取組も進展していないので、早急な進展と運営が求められる。</p>
--	--	--	---	--	--

<p>育研究活動等の状況に係る情報の収集、整理及び提供を行う。この際、国際連携ウェブサイトの年間アクセス数を16万件以上を目指す。</p> <p>また、学習機会の多様化や生涯学習の展開が進む社会の状況を踏まえて、各種の学習に関する情報及び学位授与状況等の情報の収集、整理、提供を行う。</p> <p>これらの業務の一環として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。大学ポートレートでは、大学の機能・特色に応じた多様な情報を国内外の様々な者に提供することにより、社会において実態に即した大学像の共有が図られるように努める。当該目標を達成するため、毎年度、大学ポートレートへの大学の参加状況や利用者の利用状況等の把握・分析等を行い、その改善に取り組むものとする。</p>	<p>ため、諸外国の質保証に係る制度情報や動向について収集・整理し、ウェブサイト等により提供する。国際連携ウェブサイトの年間アクセス数は、16万件以上とする。</p> <p>ウ 高等教育の段階化における学習機会の多様化や生涯学習への展開に対応するため、各種の学習に関する情報及び大学における学位授与状況調査等の学位に関する情報を収集・整理し、提供する。</p> <p>エ データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表の仕組みとしての大学ポートレートを、日本私立学校振興・共済事業団と連携して、運用する。その際、毎年度、大学ポートレートへの参加大学数や大学による情報公表の状況、大学ポートレートウェブサイトにアクセス状況及び利用者の意見の把握・分析等を通じてその効果を検証するとともに、その結果を踏まえて改善に取り組むものとする。</p>	<p>その要因分析とともに、アクセス数の拡大、利便性の更なる向上のために、見直し改善を行ったか。【平成28年度評価】</p>	<p>ることにより、諸外国の情報をよりタイムリーに発信した。併せてメールマガジン「海外高等教育質保証動向ニュース」の配信を開始したが、平成29年度には登録者数が1,000人を超えた。</p> <p>質保証概要等や国際連携ウェブサイトの周知を図るため、フライヤー(チラシ)を作成・改訂し、大学関係者の集うフォーラムや会議で配布するなど積極的な広報に努めた。これらの広報活動の結果、国際連携ウェブサイトのアクセス数は、平成26年度には18万件であったのが、平成29年度には30万件を越え、16万件の目標を大きく上回った。</p> <p>(主な実績)</p> <p>情報収集に関する国際会議参加件数は、平成26年の10件から平成29年度の24件に増加している。また、国内会議へは各年度10件程度参加した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26～29年度における年間の諸外国の質保証の動向記事の発信実績：111件～126件 平成26～29年度における年間の国際連携ウェブサイト年間アクセス数：180,456件～314,655件 諸外国の高等教育分野に関する質保証システムの概要の作成実績：ドイツ第1版、英国第2版、オランダ追補資料、豪州第2版、米国第2版、英国追補資料、フランス第2版、オランダ第2版 アジア地域の高等教育分野の質保証システムに関するブリーフィング資料の作成実績：マレーシア、インドネシア、台湾、香港、タイ、ベトナム、台湾第2版 平成26～29年度における年間の教育学位新聞への記事投稿実績：4件～6件 <p>《国内の質保証動向に関する情報収集と発信》</p> <p>アクションプランに基づき、機構英文ウェブサイトの改善・充実、国際会議での発</p>	<p>公開、「科目等履修生制度の開設大学一覧」の作成・公開を毎年度実施し、平成29年度からは新たに、機構の学位授与事業に関して、特別なプログラム等を設けている大学も紹介した。</p> <p>平成27年3月より公表を開始した大学ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用、情報提供の充実を図った。平成30年3月末日の参加大学数は、国立大学86校、公立大学76校、公立短期大学13校、株式会社立大学3校で参加割合は91.8%であった。なお私立大学586校、私立短期大学300校で、国公立全体での参加割合は96.2%である。また、平成29年4月1日から平成30年3月末日までのアクセス件数は640,642件、新規訪問者数は200,966件である。なお、国公立全体でのアクセス件数は3,604,296件であった。</p> <p>大学ポートレート(国内版)の閲覧者の利便性を向上させるため、平成28年度にモバイル対応を行い、平成29年度に一覧表示機能を追加した。</p> <p>平成30年4月から新しい情報分析システム導入等を含むシステム更新を行い、平成31年3月に新システムをリリース予定である。</p> <p>大学ポートレート(国際発信版)については、大学ポートレート運営会議において国際発信版のシステム構築に関する方針が了承されたことを受けて、平成29年4月から11月末にかけてシステムを構築した。また、国公立大学等を対象に大学ポートレート(国際発信版)に関する説明会を平成29年8月に開催した。平成30年8月以降に大学ポートレート(国際発信版)を正式に公開し、運用を開始する予定である。</p> <p>認証評価機関連絡協議会と連携して認証評価へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供</p>	
--	---	--	---	---	--

表や海外からの来訪者への説明等を通じて、日本の高等教育に関する質保証制度や機構が行う質保証の取組について発信した。国際会議等での発表実績は平成26年度の2件から平成29年度の9件に増加している。

日本の高等教育及び質保証に関する情報発信の整備・強化の取組として、平成26年度に「諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要：日本（第2版）」、2巡目の大学機関別認証評価に係る実施大綱及び大学評価基準の英語版、また、平成28年度に「高等教育に関する質保証関係用語集（第4版）」を刊行するなど、日本の高等教育質保証制度の理解促進を図った。さらに、機構事業の国際的な発信力強化を目的として、平成28年度から「機構事業ニュース」の英訳記事の配信を開始した。

《大学質保証フォーラムの開催》

質保証に関する時宜を得たテーマを取り上げ、国内外の有識者の講演等を通じて、我が国における質保証文化の醸成や大学等の質保証活動の改善につなげることを目的とした「大学質保証フォーラム」を毎年1回開催している。毎回実施している参加者アンケート結果では、フォーラムの満足度について、75.9%～85.6%（※）の参加者から「とても良かった」及び「まあまあ良かった」という回答を得るなど、高い評価を得ている。

（※）満足度は5段階で調査。

《国際連携にかかる重点的調査研究》

・学生移動（モビリティ）に伴い国内外の高等教育機関に必要とされる情報提供事業の在り方に関する調査

文部科学省の補助事業として、大学における学生の国際的な流動化を促進するために必要な今後の支援の在り方について検討するための調査を平成25年度から平成27

する準備を進めており、平成31年度より統一様式に対応可能となるためのシステム改修を平成30年度内に終える予定である。

平成28年度に大学情報分析ツールを国公立大学（短期大学含む）へ提供した。これを踏まえ、各大学におけるIR（インスティテューショナル・リサーチ）等での活用促進のため、国公立大学・短期大学の大学ポートレート担当部署及び国立大学の法人評価担当部署へ「大学における情報活用ガイドブックー大学ポートレート関連データの利用法ー」を平成30年3月28日に提供した。

以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。

＜課題と対応＞

特記すべき課題は検出していない。

年度にかけて実施した。平成 27 年度には公開研究会を開催し、調査結果は、論考の寄稿等により発表した。

・外国学修履歴の国際的な認証促進のための教育情報整理に向けた調査

平成 29 年度より、外国学修履歴の国際的な認証促進のための国内情報センターの基本的機能に係る調査として、日本の教育制度及び高等教育機関について、関係機関等と連携しながら調査を行った。教職協働による機構内ワーキンググループを設置（平成 29 年度は 7 回開催）し、日本の教育制度や高等教育機関一覧の海外発信に向けた調査を行った。

《学位授与状況等調査》

毎年度、大学院を置く各国公私立大学へ調査票を送付し、調査対象である全大学から回答を得て、各大学からの回答を集計し、調査結果を文部科学省へ提出した。

《学習機会等に関する情報の収集・整理及び提供》

機構が認定した短期大学及び高等専門学校の専攻科の学生募集の概要について照会し、出願資格、選考方法、受験料及び学費等の情報を収集した。その結果をまとめ、「大学改革支援・学位授与機構認定短期大学・高等専門学校専攻科一覧」を作成して、毎年度 7 月にウェブサイトで公開した。

なお、「科目等履修生制度の開設大学一覧」については毎年度 1 月又は 2 月に作成し、公開するとともに、平成 29 年度においては、新たに、機構の学位授与事業に関して、特別なプログラム等を設けている大学も紹介した。

《大学ポートレートによる教育情報の公表》

平成 27 年 3 月より公表を開始した大学

ポートレートについては、日本私立学校振興・共済事業団と連携して運用、情報提供の充実を図った。

なお、大学ポートレートの掲載情報のうち国公立大学・公立短期大学等に関する情報については機構が、私立大学・私立短期大学に関する情報については日本私立学校振興・共済事業団が、それぞれ担当している。

《参加大学数及びアクセス件数》

平成 30 年 3 月末日の参加大学数は、国立大学 86 校、公立大学 76 校、公立短期大学 13 校、株式会社立大学 3 校で参加割合は 91.8%であった。なお私立大学 586 校、私立短期大学 300 校で、国公立全体に参加割合は 96.2%である。

また、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月末日までのアクセス件数は 640,642 件、新規訪問者数は 200,966 件である。なお、国公立全体でのアクセス件数は 3,604,296 件であった。

《大学ポートレートの利用促進の取組》

学校関係者への広報チラシの配布やメールマガジンへの寄稿、機構 twitter による周知を行った。

平成 30 年度は大学ポートレート（国際発信版）公開にあたって、関連団体に協力を依頼、留学イベント等におけるチラシ配布などを行う予定である。

《閲覧者の利便性向上のための取組》

大学ポートレート（国内版）の閲覧者の利便性を向上させるため、平成 28 年度にモバイル対応を行い、平成 29 年度に一覧表示機能を追加した。

《大学ポートレートによる国際発信》

大学ポートレート（国際発信版）については大学平成 28 年 7 月開催の大学ポート

レート運営会議（第5回）において国際発信版のシステム構築に関する方針が了承された。これを受けて仕様書を作成し、平成29年3月に契約を行い、同年4月から11月末にかけてシステムを構築した。また、国公立大学等を対象に大学ポートレート（国際発信版）に関する説明会を平成29年8月28日に開催した。

平成30年1月より、希望する大学が当該大学のページを公開できるよう、大学のシステム入力を可能とした。平成30年8月以降に大学ポートレート（国際発信版）を正式に公開し、運用を開始する予定である。

《大学情報の利活用について》

大学情報の利活用については、認証評価機関連絡協議会と連携して認証評価へ利用するための統一様式により大学ポートレートデータを各大学に提供する準備を進めており、平成31年度より統一様式に対応可能となるためのシステム改修を平成30年度内に終える予定である。

平成29年度より評価企画課（大学ポートレートセンター）に情報活用TFを設置し、収集、蓄積した大学情報を国公立大学・公立短期大学の担当者等が分析、活用を推進するための方策について検討を進めた。

平成28年度に大学情報分析ツールを国公立大学（短期大学含む）へ提供した。これを踏まえ、各大学におけるIR（インスティテューショナル・リサーチ）等での活用促進のため、国公立大学・短期大学の大学ポートレート担当部署及び国立大学の法人評価担当部署へ「大学における情報活用ガイドブックー大学ポートレート関連データの利用法ー」を平成30年3月28日に提供した。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-6-(1)-②	質保証人材育成				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第6号及び第7号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
「自己評価担当者等に対する研修会」参加者数	大学	367人	182人	133人	132人		予算額（千円）	—	458,762	443,401	495,595	
	高等専門学校	29人	30人	34人	49人		決算額（千円）	—	525,003	349,116	439,309	
	法科大学院	5人	54人	62人	74人		経常費用（千円）	415,468	483,222	441,961	509,416	
「大学教育の質保証研修」参加者数		127人	—	—	—		経常収益（千円）	415,468	483,222	438,335	511,989	
「EA（自己評価力）に関するワークショップ」参加者数		27人	31人	27人	—		うち運営費交付金収益（千円）	254,948	293,026	259,289	330,751	
大学連携ワークショップ参加者数 （平成29年度より「人材育成セミナー」として開催）		—	—	71人	75人		うち補助金等収益（千円）	28,592	17,138	0	0	
							うちその他収入（千円）	131,928	173,057	179,047	181,238	
							従事人員数（人）	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)	30.6(2)	

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-4(1)-①大学等に関する情報の収集、整理及び提供」及び「II-4(2)国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組」と切り分けることは不可能なため、II-4（質保証連携）の決算額及び従事人員数を再掲。
注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 0 書きで表記）
なお、評価項目II-5（調査研究）の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 6 質保証連携 （1）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活動を	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 質保証連携 （1）大学等と連携した高等教育の質保証に係る取組 ② 質保証人材育成 大学及び評価機関等の質保証に係る活	＜主な定量的指標＞ 研修参加者数 ＜その他の指標＞ 研修終了後のアンケート調査結果等 研修の実施状況 ＜評価の視点＞	＜実績報告書等参照箇所＞ 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.136～139	＜自己評価書参照箇所＞ 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.119～122	評定	B	評定
			＜主要な業務実績＞ 《大学等の評価関係者等に対する研修等》 大学等の自己評価担当者等に対し実効性のあるものとするため、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価、並びに法科大学院認証評価のそれぞれについて研修を実施した。 なお、研修会終了後にアンケート調査（設問に対し「4：そう思う」から「1：そう思	＜評定と根拠＞ 評定：B 大学等の自己評価担当者等に対し実効性のあるものとするため、大学機関別認証評価及び大学機関別選択評価、高等専門学校機関別認証評価及び選択的評価事項に係る評価、並びに法科大学院認証評価のそれぞれについて研修を実施した。 なお、研修会終了後にアンケート調査を	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ — ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜有識者からの意見＞		＜評定に至った理由＞ ＜評価すべき実績＞ — ＜今後の課題・指摘事項＞ — ＜有識者からの意見＞

<p>実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、質保証に関わる人材の能力向上に資する活動を行う。</p>	<p>動を実効性のあるものとするため、大学等の担当者に対する研修を毎年度実施するなど、自己点検・評価、IR（インスティテューショナル・リサーチ）、大学評価等の質保証に関わる人材の能力向上のための取組を行う。</p>	<p>わない」を4段階で調査)を行い、翌年度に向けて、資料の見直しや研修内容の改善を図った。</p> <p>《質保証人材育成事業》 評価事業部と研究開発部が協働の上、また大学等と連携しながら、大学等の質保証関係者等に対する能力向上のための研修プログラムの教材開発を進めた。機構内職員研修等における試行を通じてプログラムをブラッシュアップし、第3期中期目標期間中は以下の大学等の質保証関係者向けの研修等を開催した。</p> <p>【平成26年度】 ・大学教育の質保証研修（平成26年11月26日開催、参加者数は132人） ・EAワークショップ「指標の選び方&指標信頼性・妥当性のチェックリスト」（平成27年1月29日開催、参加者数は27人）</p> <p>【平成27年度】 ・EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方&指標の選び方」（平成28年1月28・29日開催、参加者数は31人）</p> <p>【平成28年度】 ・EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方」（平成28年12月16日開催、参加者数は27人） ・大学連携ワークショップ「内部質保証と3つのポリシー」～認証評価における優れた取組から学ぶ～（平成29年3月16日開催、参加者数は71人）</p> <p>【平成29年度】 ・人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」（平成29年11月6日・平成30年1月29日開催、参加者数は2回合計75人）</p> <p>【平成30年度】 IR（インスティテューショナル・リサ</p>	<p>修内容の改善を図った。</p> <p>大学、高等専門学校及び法科大学院それぞれの自己評価担当者向けの研修を実施するとともに、研修後のアンケートにおいては、おおむね肯定的な回答が得られた。</p> <p>第3期中期目標期間中に実施した大学等の質保証関係者向けの研修等のアンケート結果から、総合的な満足度や研修の理解度について高い評価が得られた。</p> <p>【平成26年度】 ・大学教育の質保証研修（回収率：88%） 研修全体の理解度：「理解しやすかった・やや理解しやすかった」→72%</p> <p>・EAワークショップ「指標の選び方&指標信頼性・妥当性のチェックリスト」（回収率：100%） 総合的な満足度：「満足・やや満足」→96%</p> <p>【平成27年度】 ・EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方&指標の選び方」（回収率：97%） 総合的な満足度：「満足・やや満足」→97%</p> <p>【平成28年度】 ・EAワークショップ「評価力を上げるための目的・計画の作り方」（回収率：96%） 総合的な満足度：「満足・やや満足」→96%</p> <p>・大学連携ワークショップ「内部質保証と3つのポリシー」～認証評価における優れた取組から学ぶ～（回収率：86%） 総合的な満足度：「満足・やや満足」→92%</p> <p>【平成29年度】 ・人材育成セミナー「内部質保証ワークショップ」（回収率：第1回94%、第2回92%）</p>	<p>—</p>
---	---	---	---	----------

		<p>一子) をテーマとして、大学ポートレートセンター・評価事業部評価企画課で作成した「大学における情報活用ガイドブック」を使ったセミナーの開催を予定している。</p> <p>また、平成 29 年度にウェブサイト「大学質保証ポータル」を立ち上げ、人材育成セミナーや機構内職員研修で使用した教材や説明動画を掲載するなど、ポータルサイト内のページの充実を進めた。</p>	<p>総合的な満足度：「満足・やや満足」 →第 1 回：97%、第 2 回：91%</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>		
--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-6-(2)	国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第6号及び第7号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(平成29年度)4-1 行政事業レビューシート(平成29年度)0150

2. 主要な経年データ											
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
認証評価機関連絡協議会等	4回	4回	4回	3回		予算額(千円)	—	458,762	443,401	495,595	
機関別認証評価制度に関する連絡会	4回	4回	4回	4回		決算額(千円)	—	525,003	349,116	439,309	
海外の質保証機関等との交流実績	26件	28件	32件	33件		経常費用(千円)	415,468	483,222	441,961	509,416	
						経常収益(千円)	415,468	483,222	438,335	511,989	
						うち運営費交付金収益(千円)	254,948	293,026	259,288	330,751	
						うち補助金等収益(千円)	28,592	17,138	0	0	
						うちその他収入(千円)	131,928	173,057	179,047	181,238	
						従事人員数(人)	19.2(2)	21.1(4)	24.3(6)	30.6(2)	

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-4(1)-①大学等に関する情報の収集、整理及び提供」及び「II-4(1)-②質保証人材育成」と切り分けることは不可能なため、II-4(質保証連携)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数)書きで表記。

なお、評価項目II-5(調査研究)の従事人員も、当該評価項目の業務に密接に関連している。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 6 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 我が国の高等教育に係る国際的な信頼性を高めるため、国内外の質保証機関や評価機関等	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 6 質保証連携 (2) 国内外の質保証機関等との連携による質の向上への取組 ① 我が国の大学等の評価の効果的かつ効率的な実施のため	<主な定量的指標> 認証評価機関連絡協議会等開催回数 機関別認証評価制度連絡会開催回数 <その他の指標> 認証評価機関連絡協議会等を通じた取組状況 国際ネットワークを通じた交流実績 日中韓質保証機関連携の取組状況 各種調査の実施状況	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.140~147	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.119~122	評定	B	評定
			<主要な業務実績> 《国内外の質保証機関と連携した研修会等の開催》 国内外の質保証機関との連携による質の向上への取組として、毎年度、以下の研修会等を行い、中期計画に定める毎年度5回以上の実施を達成している。 ・大学機関別認証評価等に関する自己評価担当者等に対する研修会 ・高等専門学校機関別認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会	<評定と根拠> 評定：B 国内外の質保証機関との連携による質の向上への取組として、毎年度、以下の研修会等を行い、中期計画に定める毎年度5回以上の実施を達成している。 平成27年4月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイト을立ち上げ、認証評価に関する情報発信を開始した。ウェブサイトでは、前年度に認証評価を受けた大学等の評価結果の概況と優れた取組をとりまと	<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> オーストラリア高等教育質・基準機構(TEQSA)や台湾高等教育評鑑中心基金会(HEEACT)等の覚書締結機関との間で、スタッフ交流プログラムを実施しているほか、機構とマレーシア資格機構(MQA)における質保証のプロセス・結果にかかる比較調		<評定に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見>

<p>と連携し、国際的な質保証活動に参画するとともに、多様化する高等教育の質の向上及び質保証に資する活動を行う。</p>	<p>め、認証評価機関連絡協議会等を通じて、国内の評価機関等との連携・協力を進めるとともに、国内の評価機関等に対して評価に関する専門的知見等の提供を行う。</p> <p>② 我が国の高等教育の質保証に係る国際通用性の確保を図るとともに、グローバル時代に即した質保証の発展に資するため、諸外国の質保証機関及び国際的な質保証ネットワーク等と連携・協力した活動を行う。また、大学等の国際的な連携に伴う教育の質保証に資する活動を行う。</p>	<p><評価の視点> 質保証機関としての事業を明確化するとともに、国外の質保証機関の動向に関する広報活動や質保証の取り組みへの社会の認知度と理解度を高める取組を行ったか。【平成27年度評価】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法科大学院認証評価に関する自己評価担当者等に対する研修会 ・認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修 ・大学教育の質保証研修（平成26年度） ・E A（自己評価力）に関するワークショップ（平成26～28年度） ・大学連携ワークショップ（人材育成セミナー）（平成27～28年度） ・海外の質保証機関による講演会 <p>《国内の評価機関との連携》</p> <p>平成27年4月に認証評価機関連絡協議会のウェブサイト을立ち上げ、認証評価に関する情報発信を開始した。ウェブサイトでは、前年度に認証評価を受けた大学等の評価結果の概況と優れた取組をとりまとめ、毎年度公表している。また、平成27年9月からは各認証評価機関の評価結果一覧を掲載しているほか、平成29年3月にはウェブサイトの英語版を作成・公表するなど充実を図った。</p> <p>認証評価に対する社会的認知度の向上のための取組として、平成27年5月に東京都高等学校進路指導協議会において、同協議会議長による「認証評価機関の評価結果で大学選びが変わる」と題した講演を行った。また、平成28年度には認証評価機関連絡協議会のリーフレットを作成するとともに、高校関係機関への周知や文部科学省初等中等教育局のメールマガジンへの寄稿等を行った。</p> <p>また、同協議会では毎年度、同協議会参加機関の若手職員が企画した「認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を実施し、認証評価機関職員の能力向上に取り組んでいる。</p> <p>さらに、大学基準協会、日本高等教育評価機構及び短期大学基準協会との4機関で構成する「機関別認証評価制度に関する連絡会」を輪番制により毎年度4回開催し、</p>	<p>め、毎年度公表している。また、平成27年9月からは各認証評価機関の評価結果一覧を掲載しているほか、平成29年3月にはウェブサイトの英語版を作成・公表するなど充実を図った。</p> <p>また、平成28年度には認証評価機関連絡協議会のリーフレットを作成するとともに、高校関係機関への周知や文部科学省初等中等教育局のメールマガジンへの寄稿等を行った。</p> <p>さらに、同協議会では毎年度、同協議会参加機関の若手職員が企画した「認証評価機関連絡協議会評価担当職員研修」を実施し、認証評価機関職員の能力向上に取り組んだ。</p> <p>国際的な質保証ネットワークへの参画について、INQAAHE、APQN 及び CHEA-CIQG の総会、フォーラム等へ積極的に参加し発表等を行った。APQN では、研究開発部教員がプロジェクトリーダー及び co-opt 理事に就任し、調査を実施している。</p> <p>諸外国質保証機関との交流・取組については、14 機関等との間で連携協力の覚書を交わし、機関訪問やスタッフ交流等による人材交流を図るほか、共同プロジェクトの実施やセミナーの共同開催等を通じて、日本の高等教育の質保証活動の改善に資するよう取り組んだ。平成27年度より豪州 TEQSA、台湾 HEEACT、香港 HKCAAVQ の3機関との間でスタッフ交流を行い、派遣、受入を計8回実施した。マレーシア MQA との合同専門委員会では、平成29年度に調査報告書を取りまとめ、「両機関における質保証の成果の信頼にかかる共同声明」への両機関長による署名を取り交わした。</p> <p>ASEAN+3（ASEAN 諸国及び日中韓）質保証専門家会合では、平成29年度開催の第4回会合において、機構が原案を作成した「パクセー宣言」が採択された。</p> <p>日中韓三国の質保証機関で実施しているキャンパス・アジアの共同モニタリングに</p>	<p>査を行うなど、様々な国と連携して質保証に資する活動を行っている。</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><有識者からの意見></p> <p>—</p>	
--	---	---	--	--	---	--

<p>認証評価の円滑な実施に向けた連絡調整や各機関が実施している評価についての情報交換等を行った。</p> <p>《国際的な質保証ネットワークへの参画及び諸外国質保証機関との交流・取組》</p> <p>高等教育の質保証に関する国際会議への参加や、覚書締結機関等との連携活動を通じて、海外の質保証の取組に関する情報収集を行うのみならず、日本の取組の情報発信を行いながら、人的ネットワークを構築し、国際的な連携強化を図った。</p> <p>《国際的な質保証ネットワークへの参画》</p> <p>高等教育質保証機関国際ネットワーク（INQA/AHE）、アジア太平洋質保証ネットワーク（APQN）並びに米国高等教育アクレディテーション協議会（CHEA）及びCHEA国際質保証グループ（CIQG）の総会、フォーラム等への参加、発表を行った。APQNでは、研究開発部教員がAPQNプロジェクトリーダーを務め（平成28年度～）、平成30年度からはアジア太平洋地域における質保証用語の共通理解に係る調査を実施している。</p> <p>《諸外国質保証機関との交流・取組》</p> <p>諸外国の質保証機関等との間で連携協力の覚書を交わし、機関訪問やスタッフ交流等による人材交流を図るほか、共同プロジェクトの実施やセミナーの共同開催等を通じて、日本の高等教育の質保証活動の改善に資するよう取り組んだ。第3期中期目標期間中には4件の新規締結を行い、覚書締結機関等は14機関となっている。</p> <p>・スタッフ交流プログラム</p> <p>平成27年度より覚書締結機関との間で、調査や意見交換等を行うことにより両機関の連携強化や業務の参考に資することを目的として、スタッフの相互派遣・受入を実施した。オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）、台湾高等教育評鑑中心基金</p>	<p>については、平成26年度に日本側1次モニタリングの優れた取組について紹介するシンポジウムを開催し、優良事例集を配布した。2次モニタリングについて、平成27年度に日中韓質保証機関協議会を開催の上、三国の専門家による書面調査を行い、共同訪問調査を実施した。2次モニタリングの結果を、平成28年度に各プログラム別報告書にとりまとめ、実施大学に提供した。また、優良事例等を紹介する共同モニタリング報告書を刊行し、平成29年度には共同ガイドラインを三国合同で作成した。こうした日中韓三国の共同の取組が評価され、平成29年度に2018APQNクオリティ・アワードを受賞した（質保証における国際協力賞）。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>
---	--

会（HEEACT）、香港學術及職業資歷評審局（HKCAAVQ）の3機関との間で交流を行い、派遣、受入ともに計8回実施した（平成30年度予定を含む）。

・機構とマレーシア資格機構（MQA）における質保証のプロセス・結果にかかる比較調査

平成26年度に相互認証（相互信頼関係）の実現可能性を探るための合同専門委員会を設置し、両機関における学士レベルの質保証について比較調査を行った。平成29年に調査報告書を取りまとめ、両機関の長により「両機関における質保証の成果の信頼にかかる共同声明」の署名取り交わしを行った。

・覚書締結機関との重点的調査研究

平成29年度より、台湾HEEACTとの質保証手法に関する比較共同研究、韓国大学教育協議会・大学評価院（KCUE-KUAI）との共同研究を実施した。成果は共著論文にまとめ、国際会議等で発表することとしている（平成30年度予定）。

《ASEAN+3（ASEAN諸国及び日中韓）質保証専門家会合》

「教育に関するASEAN+3行動計画2010-2017」に基づき、平成25年度に開催された「第1回ASEAN+3高等教育の流動性・質保証に関するWG」において、「ASEAN+3学生交流ガイドライン」を作成すること、及び「ASEAN+3質保証専門家会合」を設置し、ASEAN+3各国の質保証機関関係者や政府関係者が定期的集まることが提案された。当行動計画期間の最終年である平成29年度に開催された第4回会合では、成果のまとめとして機構が原案を作成した「パクセー宣言」が採択された。

《日中韓質保証機関連携と「キャンパス・アジア」モニタリング》

「キャンパス・アジア」モニタリングは、

日中韓三国の質保証分野における連携強化を推進し、質保証を伴った大学間交流を促進する取組で、三国の質保証機関間の連携を図るための枠組として、機構、中国教育部高等教育教学評価センター（HEEC）、韓国大学教育協議会（KCUE）による「日中韓質保証機関協議会」を平成22年度に組織している。機構は国際的な教育の質保証における連携に係るプロジェクトグループの主査を担当し、「キャンパス・アジア」モニタリングの開発・実施を行った。

・キャンパス・アジアの質保証における共同の取組

平成 25 年度に実施した日本側 1 次モニタリングの成果について、モニタリングで得られた優れた取組について紹介するシンポジウムを平成 26 年度に開催し、冊子として刊行した『優良事例集：質保証からみた「キャンパス・アジア」』を配布した。2 次モニタリングについて、三国の専門家による書面調査を行い、3 件のコンソーシアムについては、共同訪問調査（平成 27 年 11 月（於：中国）、12 月（於：日本）、平成 28 年 1 月（於：韓国））を実施した。2 次モニタリングの結果を、平成 28 年 8 月に各プログラム別報告書にとりまとめ、実施大学に提供した。また、優良事例等を紹介する共同モニタリング報告書「Useful Tips on How to Design an International Cooperative Academic Program」を刊行した。平成 29 年 6 月には国際共同教育プログラムの質保証を行う実施体制、手順等を明記した共同ガイドラインを三国合同で作成した。こうした日中韓三国の共同の取組が評価され、平成 29 年度に 2018APQN クオリティ・アワードを受賞した（質保証における国際協力賞）。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-7-(1)-①	大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ												
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業資料）	5件 （「報告書等」と重複記載）	6件 （研修会資料）	1編 （研修会資料） 7件 （説明会・研修会講演担当）	9件 （説明会講演担当）		予算額（千円）	—	335,041	344,683	399,870	
	事業協働研究会開催（調査研究・事業協働）	13回	6回 （研修会）	10回 （研究会）	2回 （研修会）		決算額（千円）	—	289,285	313,321	328,731	
	調査結果とりまとめ（調査研究・事業協働）	6編 （「調査結果の公表」、「報告書等」と重複記載）	5編 （「報告書等」と重複記載）	5編 （「報告書等」と重複記載）	3編 （「報告書等」と重複記載）		経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566	323,298	
社会への成果の提供	調査結果の公表（認証評価の検証）	5編 （下記「報告書等」と重複記載）	5編 （「報告書等」と重複記載）	3編 （「報告書等」と一部重複記載）	2編 （「報告書等」と重複記載）		経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575	331,319	
学術論文・学会発表等	学術論文等	3編	5編	5編	4編		うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874	324,681	
	学会発表等	9件	10件	3件	16件		うちその他収入（千円）	4,247	6,022	4,702	6,638	
	報告書等	11編	5編	5編	3編		従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)	

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」及び「II-5-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-5（調査研究）の決算額及び従事人員数を記載。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数）書きで表記

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）		（期間実績評価）
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 7 調査研究 我が国の大学等の教	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 7 調査研究 機構における大学	＜主な定量的指標＞ ・ 機構の事業への成果の活用（事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他） ・ 社会への成果の提	＜実績報告書等参照箇所＞ 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.154～165	＜自己評価書参照箇所＞ 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.151～153	評価	B	評価
			＜主要な業務実績＞ ① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究 ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関	＜評価と根拠＞ 評価：B 内部質保証、分野別評価、教育・研究水準の評価など、我が国の高等教育政策や教育・研究評価における課題であり、かつ、	＜評定に至った理由＞ 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 ＜評価すべき実績＞ —		＜評定に至った理由＞ ＜評価すべき実績＞ ＜今後の課題・指摘事項＞ ＜有識者からの意見＞

<p>育研究について、国際通用性を踏まえた質の保証や向上に向けた環境を整備するための調査研究を行い、調査研究の成果を機構の事業に活用するとともに、シンポジウム及び研究会等を開催し、その成果の活用・普及を図る。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定することとする。調査研究の実施に当たっては、社会的要請の高い課題に取り組む。なお、調査研究業務の実施に当たっては、経費の削減及び業務の効率化に配慮して実施することとする。</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 次の調査研究を行う。</p>	<p>評価、学位授与及び質保証連携の各事業等の基底となる基盤的研究並びに事業の検証等に係る実証的研究を推進するとともに、我が国の高等教育の質保証に関する政策課題に対応した重点的調査研究を実施する。その際、認証評価に係る調査研究について、機構が先導的役割を担うためのものに限定する。調査研究の実施に当たっては、機構の事業担当課と共同で取り組むほか、経費の削減及び業務の効率化にも配慮しつつ、大学等及び国内外の質保証機関等との連携により研究成果の共有と定着を図る。これらの調査研究の成果を機構の事業に反映させるとともに、シンポジウム及び研究会等の開催等を通じて社会へ公開して普及に努め、調査研究の実績を適切に評価する。</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 次の調査研究を行い、本中期目標期間中に、各調査研究に</p>	<p>供（成果の種類ごとの件数・対象者数等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学術論文・学会発表・報告書等の件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査研究の実施状況 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況 	<p>する研究</p> <p>機構が行う大学機関別認証評価等の認証評価、国立大学法人等の教育研究面の評価、並びに、機構以外が行う分野別第三者評価等との間の関係を含めた、我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究を行った。</p> <p>《我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究（第二期国立大学法人評価における学系別参考例の開発）》</p> <p>平成 28 年度に機構が実施する「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」における学部・研究科等ごとの教育・研究水準の評価（「現況分析」）へ反映することを念頭に、各学系（分野）に即した評価基準のあり方について調査研究を行った。第一期中期目標期間の評価結果の分析、政府・学術界・産業界の答申等における大学への期待事項の整理、学系別の研究会の開催を通して、7 学系について「参考例」を作成した。「参考例」は評価者のための資料として配布するとともに、公表した。結果、評価後のアンケート調査では、評価者の 81%、大学の学部・研究科の 66%が参照したことが示された。</p> <p>《大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究》</p> <p>大学教育における分野別の質保証について、文部科学省先導的大学改革推進委託事業を 3 回受託し、調査研究を行った。平成 26 年度委託事業では、米国、英国、フランス、オランダ等諸外国の分野別質保証に関する取組の現状把握、国内での日本学術会議の分野別参照基準を分野別質保証に活用する可能性についての意見調査を行った。</p> <p>平成 27 年度受託事業では、国内の学協</p>	<p>国際的通用性が求められる課題に対して、先導的に調査研究を行ったと評価される。</p> <p>また、調査研究の成果は、学術論文や学会発表で公表した（上記指標欄を参照）だけでなく、研修会の開催や、評価設計や評価作業へ反映がなされるなど、実務への活用が実現されており、評価者・大学へのアンケート調査からもその有効性が確認されたことから、研究成果の意義があったと認められる。</p> <p>以上のことから、中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><有識者からの意見></p> <p>—</p>	
---	--	--	--	---	---	--

<p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>我が国の大学等が質の確保及び教育研究活動等の社会への説明責任を果たすことを支援するため、国際通用性のある質の高い評価システムの在り方に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する大学等の評価を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果等を公表する。</p>	<p>係る成果等を公表する。</p> <p>① 大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究</p> <p>ア 大学等の教育研究の評価の在り方に関する研究</p> <p>我が国における大学等の教育研究活動等の評価の適切性や効果の検証を通じて、今後の我が国の大学等の評価の在り方を追究するとともに、評価の国際通用性を企図した教育研究活動等の評価の在り方及び高等教育政策の進展に伴う要請に対応した評価システムに関する研究を行う。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究</p> <p>機構の実施する大学等の教育研究活動等の評価実施の結果を分析し、評価が大学等において有効に機能しているかどうかを検証するとともに、効果的で効率的な評価の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>会や資格・専門職団体に質保証に関連する取り組み状況や意識についてのアンケート調査を実施した。また、分野別の質保証に関連する取組を行っている8団体にはヒアリングを行って現状を調査した。</p> <p>平成28年度受託事業では、内部質保証システムのあり方についての検討を行うとともに、人文学を対象とした分野別質保証の検討を検討会を設置して行い、報告書を作成した。</p> <p>《内部質保証システムの在り方、ならびに内部質保証システムを中心とする機関別認証評価の在り方に関する調査研究》</p> <p>内部質保証システムやその中核となるプログラム・レビューのあり方について、計7回の研究会や国内・英国の大学への訪問調査を通じて検討を行い、「教育の内部質保証に関するガイドライン」を策定し、冊子やウェブサイトの形で公表した。さらにガイドラインを基にしたワークショップを2回開催した。また、このガイドラインの内容を踏まえて第三サイクルの認証評価基準の策定が行われた。</p> <p>《第二期国立大学法人評価の検証と第三期のあり方に関する調査研究》</p> <p>第三期国立大学法人評価の在り方を検討するために、第二期評価の検証調査を行った。研究業績水準判定、現況分析、達成度評価の評価者、並びに、大学及び学部・研究科を対象にしたアンケート調査を実施するとともに、5大学に対してヒアリング調査を行った。平成30年3月に報告書を公表した。また、併行して法人評価における各種の評価結果の分析を進め、その成果を学会等で発表した。</p> <p>イ 機構の実施する教育研究活動等の評価の有効性に関する調査研究</p>		
--	--	--	--	--

機構が実施した認証評価について、評価方法の適切性並びに評価の効果の検証を行うことにより、評価事業の説明責任を果たすととともに、評価の改善に反映させるための調査研究を行った。

《機構の実施する評価の有効性に関する検証》

機構で実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価、及び法科大学院認証評価、並びに選択評価について、毎年、評価事業部と研究開発部が協働して、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を実施し、評価の有効性を確認するための検証を行った。得られた内容については、今後の対応方針を評価事業部とともに検討するとともに、結果を報告書としてとりまとめ、ウェブサイトで公表した。さらに、第2サイクルの大学機関別認証評価、並びに高等専門学校認証評価に関する中間報告書を平成28年度3月にそれぞれ刊行した。

《認証評価における重要テーマの分析》

第2サイクルの認証評価の検証として、平成28年度までの第2サイクルの評価結果報告書について、質保証の重要テーマである「単位制度の実質化」、「学習成果」、「成績評価の厳格化」に関する観点を対象に内容分析を行い、その成果の一部を発表した。単位の実質化については、単位制度の見直しを実施している米国の政策動向及びア krediteーションへの影響について調査するなどの俯瞰的な分析を行い、論文等を発表した。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-7-(1)-②	学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（事業資料）	1件	1件 (学位審査システムの設計)	1件 (「事業関連説明会等」と一部重複)	1件 (「事業関連説明会等」と一部重複)		予算額（千円）	—	355,041	344,683	399,870		
	学位授与申請資格判定（外国学校修了者）	3件	4件	4件	6件			—	289,285	313,321	328,731		
	事業関連説明会等（資料作成・説明担当）	11件 (「事業への成果の移転」、「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	20件 (「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	8件 (「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)	8件 (「事業説明会開催」、「調査研究の公表・活用」と重複記載)			經常費用（千円）	299,232	270,851	308,566	323,298	
	事業説明会開催（学位審査担当委員）	3回	2回 (発表7件)	3回	1回			經常収益（千円）	299,232	270,851	308,575	331,319	
	事業説明会開催（申請者・機関）	2回 (350名)	4回 (発表7件)	2回	1回			うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874	324,681	
	調査研究の公表・活用（学位関係）	1件	6件 (研究会)	2件 (研究会)	3件 (研究会) 1件 (WEB公表)			うちその他収入（千円）	4,247	6,022	4,702	6,638	
社会への成果の提供	調査研究の公表・活用（学位関係）	1件	6件 (研究会)	2件 (研究会)	3件 (研究会) 1件 (WEB公表)		従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)		
学術論文・学会発表等	学術論文等	4編	3編 (報告書2編を含む)	8編 (報告書4編を含む)	2編		/						
	学会発表等	2件	2件	4件	1件								

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」及び「II-5-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-5（調査研究）の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分。（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数 〇）書きで表記

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成果の活用（事業へ	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.166～176	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.151～153	評定	B	評定
					<評定に至った理由>		<評定に至った理由>

<p>る事項</p> <p>7 調査研究</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p>② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>学位の質の確保及び多様な学習機会への社会の要請に応えるため、学位授与の要件となる学習の成果の評価に関する調査研究を行うとともに、機構の実施する学位授与を実証的に検証し、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。</p>	<p>に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>7 調査研究</p> <p>(1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究</p> <p>② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究</p> <p>学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能について、学位・単位制度に関する理論的基底及び学位授与業務を通じて蓄積された知見と実績を踏まえて研究する。</p> <p>イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究</p> <p>高等教育レベルの多様な学習の成果を、学位につながる単位として認定する方法を研究するとともに、機構の学位授与の現状及び社会的要請を把握し、実施状況を検討して、今後の学位授与の在り方を実証的に研究する。</p>	<p>の成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会への成果の提供(成果の種類ごとの件数・対象者数等) 学術論文・学会発表等の件数 <p><その他の指標> 調査研究の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 機構の事業への成果の活用状況 社会への成果の提供状況 調査研究の成果と実績の状況 	<p><主要な業務実績></p> <p>② 学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究</p> <p>ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究</p> <p>《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》</p> <p>機構の第3期中期目標・中期計画期間に合わせて、高等教育研究を専門とする外部学識経験者と行政担当の文部科学省関係者、及び研究開発部教員からなる「学位システム研究会(第3期)」を平成26年度に発足させ、学位授与の要件となる学習の体系的な構成と学位の構造・機能に関する比較研究を進めた。</p> <p>高等教育(学士課程)レベルの職業教育が学位の取得に結びつき、その学位が国際的な通用性を確保するためには、学位授与権を有する高等教育機関の要件、学修・教育の内容と水準の質的保証を含めて、高等教育システムの構造と職業教育の位置づけに関する批判的な検討が必要であるとの観点から、「高等教育レベルの職業教育と学位に関する7か国比較研究」を実施した。アメリカ、ヨーロッパ、東アジアの7か国における高等教育システムと職業教育との関係について、制度的、社会的、政策的側面から分析し、国際比較研究の成果を『高等教育における職業教育と学位ーアメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告ー』(大学評価・学位授与機構研究報告第2号)及び学会発表により公表した。</p> <p>平成26年度以降、学位システム研究会を8回、ワーキンググループ研究会を5回開催して研究を遂行し、平成29年度からは「学位」を与える課程(学位プログラム)に着目した教育・学修のあり方について、主要諸国と日本の比較研究を実施</p>	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>日本の大学及び機構が授与する「学位」に関する諸課題について、理論的・実証的研究に取り組んだ。「ア 学位の要件となる学習の体系性に関する研究」においては、高等教育レベルの職業教育と学位、及び学位プログラムと大学の教育組織との関係に焦点を当て、学修・教育の内容と水準の質的保証を含めて、制度的、社会的、政策的側面からアメリカ、ヨーロッパ、東アジア7か国の比較研究を実施し、成果を報告書や学会発表により公表した。「イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究」においては、機構の学位授与事業に密接に関わる調査研究を行い、その成果を事業実施に活かすとともに、分析結果を事業の改善を検討するための資料とした。大学が授与する学位との同等性に常に留意しながら調査研究を遂行し、調査の過程で得られた情報等は、我が国の高等教育政策に関わる関係者に提供するとともに、機構の学位授与事業の改善に反映させた。</p> <p>以上のことから、中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。</p> <p><評価すべき実績></p> <p>ー</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>ー</p> <p><有識者からの意見></p> <p>ー</p>	<p><評価すべき実績></p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p><有識者からの意見></p>
--	--	---	--	--	---	--

している。

《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会に対して、機構の学士の学位授与制度への申請資格の有無について調査し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。平成 26 年度から平成 29 年度までに 17 件（中国 7 件、台湾 1 件、韓国 1 件、オーストラリア 2 件、インドネシア 1 件、アメリカ 3 件、イタリア 1 件、英国 1 件）の照会を受けて、外国における学校教育の課程の修了状況及び当該教育機関の正統性に関する調査を行った。このうち、中国の高等教育機関修了者の申請資格については、中国高等教育研究の専門家である研究開発部客員教授にも調査を依頼し、また、インドネシアの短期高等教育機関修了者については同国の研究・技術・高等教育省課長ほか高等教育関係者の助言を得て、申請資格の有無と基礎資格を有する者の区分（日本の大学等で学修する年数と修得単位数）を慎重に確認して、最終的な判断を下した。

イ 機構の実施する学位授与の教育的・社会的機能に関する調査研究

《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》

平成 27 年度の特例適用専攻科修了見込み者から適用されることになった、学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の実施にあたって、研究開発部と学位審査課で協働して円滑な事業実施の方策を検討し、説明会を開催して周知を図った。さらに、新たな審査方式による申請と審査に関する説明書を取りまとめるとともに、審査のためのオンラインシステムを設計し、これらを用いて審査

の実施を支援するなど、調査研究の成果を機構の学位授与事業に活かした。

平成 28 年度からは、特例適用専攻科修了見込み者の「学修総まとめ科目」の履修に関する審査の結果、専門委員が付した各申請者に対するコメントと、特例適用専攻科に対する学修総まとめ科目の実施状況に関するコメントを分析し、分析結果から特例適用専攻科に共通する問題点と、個別に早急に改善を要する問題点等を抽出して、早急に改善を要する問題点については、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、当該特例適用専攻科に毎年度 8 月下旬に通知した。

また、単位積み上げ型の学士の学位授与に関して、従来の審査方式（通例）の申請者が学修成果（レポート）を作成する際に留意すべき倫理的配慮について研究開発部で検討し、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、学位授与申請の手引きである「新しい学士への途」に掲載した。

《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》

単位積み上げ型による学士の学位取得者（4 月期、10 月期）を対象に、従来の審査方式（通例）と新たな審査方式（特例）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析して学位授与事業に反映させるべき事項を抽出した。

学位取得者に対するこれらのアンケートに加えて、平成 28 年度には、新たな審査方式の実施による特例適用専攻科の教育状況の変化の調査を目的として、特例適用専攻科専攻長に対する Web アンケートを 8 月後半から 9 月前半にかけて実施した。高等専門学校の特例適用専攻科専攻長及び短期大学の特例適用専攻科専攻

長に対するアンケート結果（高専：110 専攻、回答率 93.2%、短大：18 専攻、回答率 100%）の解析を行い、特例の適用認定に係る審査実施の問題等を整理した。さらに、学位審査会専門委員会の退任委員への自由記述によるアンケートを実施し、回答を整理した結果を研究開発部と学位審査課で検討した。これらの調査結果を、学位授与事業の改善に活かした。

また、放送大学と共同で「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」を開催し、参加者からの個別相談にも応じて、機構の学位授与制度を広く知らせることに努めた。

《修士課程の多様化と修士の学位審査の実態に関する調査研究》

修士論文を課さずに特定の課題についての研究（以下、課題研究）の成果の審査に基づく修士の学位授与について機構の認定を受けた省庁大学校からの要望があり、その検討のため修士課程の多様化と学位審査に関する実態調査を遂行した。課題研究の成果の審査により修士の学位を授与している大学院研究科・専攻への訪問調査を行い、アンケート調査の質問項目を検討して、実際に課題研究の成果の審査に係る修了要件を学内規定として整備している大学の研究科・専攻を対象に、規定の実際の運用状況についてアンケート調査（第1次）を実施した（対象 390 大学、回答率 95%）。回答を得た大学のうち、課題研究の成果の審査により修士の学位授与を実施している大学（269 校、783 専攻）の教務担当職員及び各専攻の専攻長等の教員を対象に、アンケート調査（第2次）を平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月にかけて実施した。243 大学の教務担当職員と 574 専攻・コースの専攻科長等教員から回答があり、単純集計の結果を 3 月末までにまとめて、日本の

大学院・研究科で課題研究の成果の審査に基づいて修士の学位を授与している各専攻の教育体制、研究指導と学位審査の実情等について、全体の傾向を把握した。

《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》

我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、全国の国公立大学を対象にオンライン調査を継続的に実施した。平成28年度の調査結果に基づき、日本語での付記名称と英語による学位の表記に関して整理した結果を、平成29年度にウェブサイト上に公表して機構外からの閲覧に供した。さらに付記名称とディプロマ・ポリシーの整合に関する実証的研究を開始し、調査研究の幅を拡大した。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-7-(1)-③	高等教育の質保証の確立に資する調査研究				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報						②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）							
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転（ソフトウェアツール）	1件	1件 (開発環境)	2件	1件		予算額（千円）	—	335,041	344,683	399,870		
	事業への成果の移転（研修教材）	6編 (「事業関連説明会等」と重複記載)	7編 (「事業協働研究会開催」と重複記載)	6編 (「事業協働研究会開催」と重複記載)	1編 (「事業関連説明会等」と重複記載)		決算額（千円）	—	289,285	313,321	328,731		
	事業協働研究会開催（調査研究・事業協働）	7回	3回 (発表4件)	4回 (発表4件)	3回		経常費用（千円）	299,232	270,851	308,566	323,298		
	事業協働国際ワークショップ開催	1回	1回 (発表1件)	1回	—		経常収益（千円）	299,232	270,851	308,575	331,319		
	事業関連説明会等（資料作成・説明担当）	13件	2回 (発表2件)	1回	4回		うち運営費交付金収益（千円）	294,986	264,829	303,874	324,681		
社会への成果の提供	研修会開催（調査研究・事業協働）	1回 (127名参加)	—	—	2件		うちその他収入（千円）	4,247	6,022	4,702	6,638		
	ワークショップ開催	1回 (27名参加)	3回 (発表4件)	1回 (30名参加)	—		従事人員数（人）	18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)		
学術論文・学会発表等	学術論文等	2編	3編	8編	5編		/						
	学会発表等	7件	8件	15件	20件								
	報告書等	2編	—	—	1編								
研究成果の検証	成果検証研究会	1回	—	—	—								

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」及び「II-5-(2)調査研究の成果の活用及び評価」と切り分けることは不可能なため、II-5(調査研究)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分（年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数）書きで表記。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成果の活用（事業への成果の移転件	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.177~189	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.151~153	評定	B	評定
			<主要な業務実績>	<評定と根拠>	<評定に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められる		<評定に至った理由>

<p>7 調査研究 (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 高等教育の質保証に係る情報の活用、大学等における質保証システムの構築及び国際的な質保証と学位・単位の通用性に関する調査研究を行い、本中期目標期間中に上記の調査研究に係る成果を公表する。</p>	<p>するためとるべき措置 7 調査研究 (1) 大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究 ③ 高等教育の質保証の確立に資する調査研究 ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究 質保証を確立するための評価において必要とされる情報の収集・整理・分析・公表等の検討及び教育研究活動に関する指標の開発等、大学等における自己評価及び評価機関等による評価の活用に関する研究を行う。 イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究 我が国の大学等における教育研究の質保証に資するため、学位授与に至る教育課程の編成及び学習成果の評価手法等の在り方に関する調査研究を行うとともに、自律的な質保証活動を機能させるための多様な自己評価手法等に関する参照指針とそれに基づく人材育成及び能力開</p>	<p>数、事業関連説明会等担当数、その他) ・ 社会への成果の提供 (成果の種類ごとの件数・対象者数等) ・ 学術論文・学会発表等の件数 <その他の指標> 調査研究の実施状況 <評価の視点> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況</p>	<p>「ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」においては、《大学ポートレートのための技術開発》及び《大学情報の活用のための分析ツールの開発》として大学情報の公表を支援するツールの開発と実装を行ったほか、各大学が使用可能な評価指標探索のための支援システムを開発し提供する一方で、《大学の財務情報と質保証情報の連携活用に関する調査研究》として、今後大学の財務データ解析ツールの開発を行う上で基盤となる調査研究を遂行した。 「イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」においては、《大学における民間的手法の実態に関する調査研究》、《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》、《教育成果にかかる指標のチェックリストの開発》、《評価書分析による内部質保証の認識に関する研究》、《学習成果の評価手法の検討》、《3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》といった多彩なテーマに関して、精力的に研究を実施した。これらは大別すると、1) 質保証の制度や基準に関するもの、2) 質保証人材育成に関するもの、3) 学習成果に関するもの、4) 3ポリシーと学位に関するものにまとめられる。 1) では、ヒアリングやアンケートを通じて大学の現場で質保証がいかに理解され、あるいは理解されているかを把握する一方、大学側の文書や政策文書等を対象にテキストマイニング分析手法を用いて、質保証の制度や基準に内在する構造を分析した。2) では、内部質保証の研修プログラム、「プログラム・レビューのチェックリスト」等の研修用教材を開発し、かつまたそれを利用して実際に研修を実施した。一方、Evaluability Assessment 手法を利用して、指標デザインと妥当性の検証方法の開発を進め、かつまたそれを利用して、自己評価</p>	<p>評定：B それぞれの研究課題では、所期の目標に沿った進捗が見られ、相応の知見の蓄積が着実に進んでいる。「ア 高等教育の質保証に係る情報の活用に関する研究」ではソフトウェアや分析ツールの実装が進み、同時に学術的な検討の成果の公表も行われた。「イ 大学等における教育研究の質保証及び質保証システムの構築に関する研究」においては、アンケート調査等の結果がデータとして着実に蓄積される一方、チェックリストや研修用教材等の具体的な成果物が生み出された。「ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、アンケート調査等に基づく質保証のためのチェックリストの開発が進んだほか、国内外での研究成果の公表が精力的に行われた。さらに、学習履歴に関する個別調査では、機構の業務に具体的に貢献した。 以上のことから、中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。</p>	<p>ため。 <評価すべき実績> — <今後の課題・指摘事項> — <有識者からの意見> —</p>	<p><評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見></p>
--	---	--	--	--	--	--

発のためのプログラムの研究開発を進める。

ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究

質保証を伴う国際的な教育プログラムの在り方及び国内外で取得された学位及び単位の相互認証のための情報提供の在り方について調査研究を行い、大学等の支援のための仕組みを検討する。

力向上のためのワークショップを開催した。3)では、大学の現場にアンケートを行って実態を把握する一方、特定教科分野を対象に、具体的な学習成果設定、教授学習法・評価法の設定を検討した。4)では、両者の整合性を、アンケート調査やコンピュータによる把握法で多面的に検討した。

「ウ 高等教育の国際的な質保証と学位・単位の国際通用性に関する研究」においては、《国際的な共同学位プログラムの質保証の在り方の検討》、《東アジアにおける国際的な共同教育プログラムの質保証手法の開発》、《学生移動に伴い国内外の高等教育機関に必要な情報提供の在り方の検討》、《韓国及び東アジア圏内の学位と単位の相互認証に関する調査研究》、《高等教育の国際的な質保証と国際的人材交流に関する研究》、《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学位・単位制度調査》といったテーマに関する調査研究を遂行した。これらは大別すると、1)国際的な教育プログラムの質保証に関するもの、2)学位や単位の国際的な通用性の保証とその課題に関するものにまとめられる。

1)では、国際的な共同教育プログラムの質保証制度について情報収集並びに訪問ヒアリング調査を行い、その実態や課題を把握したうえで、共同教育プログラムの質を保証するためのツールの開発を行った。2)では、日本の大学での外国学習履歴の評価の現状を調査を通じて把握する一方、ヨーロッパ等、諸外国ですでに設置されている国内情報センターの実態を把握するため、オンライン調査や国内外の専門家を招いた研究会合を開催した。研究成果は学術論文等の形で発表された以外に、アンケート調査の結果や研究会合での議論の記録も具体的な成果となった。さらに、実際に学習履歴に関して機構に寄せられた照会について調査することで、機構の学位授与事業に貢

			献した。			
--	--	--	------	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
II-7-(2)	調査研究の成果の活用及び評価				
当該事業実施に係る根拠	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法第16条第1項第5号	業務に関連する政策・施策	政策目標4 個性が輝く高等教育の振興 施策目標4-1 大学などにおける教育研究の質の向上	関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表(平成29年度)4-1 行政事業レビューシート(平成29年度)0150

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報						②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度			26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
機構の事業への成果の活用	事業への成果の移転(事業資料等)	13件	15件	8件	12件		予算額(千円)		—	355,041	344,683	399,870	
	事業関連説明会等(資料作成・説明担当)	24件	22件	21件	23件		決算額(千円)		—	289,285	313,321	328,731	
	事業協働研究会開催(調査研究・事業協働)	20回	9回	16回	9回		経常費用(千円)		299,232	270,851	308,566	323,298	
	その他	9件 6回	15件 7回	9件 1回	7件 1回		経常収益(千円)		299,232	270,851	308,575	331,319	
社会への成果の提供	調査結果等の公表	6件	5件	7件	5件		うち運営費交付金収益(千円)		294,986	264,829	303,874	324,681	
	ワークショップ等開催	2回	3回	1回	0回		うちその他収入(千円)		4,247	6,022	4,702	6,638	
学術論文・学会発表等	学術論文等	9編	11編	17編	11編		従事人員数(人)		18.4(2)	15.3(2)	18.3(2)	17.3(3)	
	学会発表等	18件	20件	22件	37件		/						
	報告書等	13編	5編	6編	10編								
成果の検証	シンポジウム	2回	2回	1回	1回								
	成果検証研究会	1回	0回	0回	0回								

注1) 当該評価項目のインプット情報については、「II-5-(1)-①大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究」、「II-5-(1)-②学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究」及び「II-5-(1)-③高等教育の質保証の確立に資する調査研究」と切り分けることは不可能なため、II-5(調査研究)の決算額及び従事人員数を再掲。

注2) 従事人員数については、当該評価項目に係る業務を主として担当した人員数を記載。管理職員については、配下職員の従事人員割合で按分(年間の平均常勤職員数を実数、非常勤職員数を外数)書きで表記

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 7 調査研究	II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 7 調査研究	<主な定量的指標> ・ 機構の事業への成果の活用(事業への成果の移転件数、事業関連説明会等担当数、その他)	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.190~199	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書 P.151~153	評定	B	評定
			<主要な業務実績> ① 機構の事業への調査研究の成果の活用 研究開発部が中心となり事業担当部課と連携して実施し、その成果を直接、各	<評定と根拠> 評定：B 「① 機構の事業への調査研究の成果の活用」においては、大学評価及び学位授与			

<p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用</p> <p>大学評価及び学位授与の各事業の実施結果を適切な手法を用いて分析して実証的研究の報告としてとりまとめ、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用するとともに、その活用状況を報告・公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>我が国の高等教育政策の動向に対応した調査研究の成果等を、シンポジウム及び研究会等の開催等により、毎年度、社会及び高等教育関係者へ提供し、調査研究の成果を普及させる。</p>	<p>(2) 調査研究の成果の活用及び評価</p> <p>(1) で行った調査研究の成果について、次のとおり、機構の事業の改善に活用するとともに、毎年度、4回以上、シンポジウム及び研究会等を開催することにより、調査研究の成果の普及を図る。</p> <p>① 機構の事業への調査研究の成果の活用</p> <p>大学評価及び学位授与の各事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて、評価手法の開発、新たな学位審査方式の導入等の事業の改善に活用する。また、その状況を、調査研究と事業を一体的に捉えた成果の活用状況として公表する。</p> <p>② 社会への調査研究の成果の提供</p> <p>質保証のための評価システムに関する研究成果、学位授与の要件等の学位システムに関する研究成果及び国際通用性のある質保証に係る研究成果等を、社会及び高等教育関係者へ参照情報として提供する。また、定期的に</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会への成果の提供（成果の種類ごとの件数・対象者数等） ・ 学術論文・学会発表等の件数、成果検証研究会の開催回数等 <p><その他の指標></p> <p>調査研究の実施状況</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機構の事業への成果の活用状況 ・ 社会への成果の提供状況 ・ 調査研究の成果と実績の状況 <p>研究成果の公表について、一層の充実を図ったか。【平成25年度評価】</p>	<p>事業に反映させた調査研究課題、及び成果を事業の改善に活用した事業の実施結果に対する実践的研究として、以下の事例が挙げられる。</p> <p>【大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究】</p> <p>《我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究（第二期国立大学法人評価における学系別参考例の開発）》</p> <p>調査研究で開発した学系別の「参考例」は、平成28年度に機構が実施した「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」における学部・研究科等ごとの教育・研究水準の評価（「現況分析」）において、評価者のための資料として用いられ、評価者研修会でその内容を説明するとともに、資料として配布された。また、ウェブサイトにて公表することにより、評価を受ける大学側も参照できるようにした。その結果、上記評価後のアンケート調査では、評価者の81%、大学の学部・研究科の66%が、「参考例」を参照したことが示された。</p> <p>《大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究》</p> <p>本調査によって得られた国内外の分野別質保証についての情報を踏まえて、第三サイクル認証評価の設計が行われており、日本の分野別質保証の実施状況や認識の現状を踏まえて、分野別質保証を内部質保証として学内で行うことを重視した認証評価基準にするるとともに、学外の分野別第三者評価機関による評価を受けている場合の結果情報等の活用方を検討した。</p> <p>《内部質保証システムの在り方、ならびに</p>	<p>の各事業、及び質保証連携に関して、研究開発部が中心となって実施する調査研究を事業担当部課との協働で行うことによって、その成果を各事業の多くの事例に反映させた。また、事業の実施結果に対する実証的研究の成果を報告としてとりまとめて事業の改善に活用した実績も得られ、機構の事業への調査研究の成果の活用が図られたといえる。</p> <p>「② 社会への調査研究の成果の提供」においては、調査研究の各課題の中で社会への情報提供が適切に行われるとともに、機構が主催するフォーラムやシンポジウムを通じて、調査研究の成果の普及が図られた。さらに、研究成果刊行物編集委員会による学術誌の編集・刊行が適切に行われるとともに、学術情報リポジトリを利用した成果の公表が行われた。</p> <p>「③ 調査研究の成果と実績の評価」においては、毎年度の各事業に係る事業関連説明会・研修会及び研究会等により、機構の事業と密接に関連する調査研究の成果を公表した。また、基盤的研究及び実践的研究の成果を、学術論文等48編、学会発表等97件（うち国際会議等45件）として公表した。さらに、大学における教育研究活動の質の保証に係る取組を一層推進する目的で、平成26年度より毎年度「大学質保証フォーラム」を研究開発部と事業部で協働して開催し、国内外の招へい者による基調講演、パネルディスカッション等を通じて活発な議論が交わされた。</p> <p>機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、大学評価及び学位授与を中心として、それらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を継続して刊行した。平成26年度から平成29年度まで4号を発行し、論文6編、研究</p>	<p>—</p> <p><今後の課題・指摘事項></p> <p>—</p> <p><有識者からの意見></p> <p>機構の調査研究は時代に即したものであり、その成果は広く社会に提供されているものと認められる。</p>	<p><有識者からの意見></p>
--	---	--	--	--	---	-------------------------

<p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p> <p>調査研究の成果を学術論文として公表するほか、機構における事業実施の検証等の結果を高等教育関係者に報告することにより、調査研究の実績を適切に評価し、研究の質を確保する方策をとる。</p>	<p>開催する大学質保証フォーラム等を通じて、これらの成果の普及を図る。</p> <p>③ 調査研究の成果と実績の評価</p> <p>基盤的研究及び実証的研究の研究成果を関連学協会等の学術論文誌及び機構で発行する学術誌『大学評価・学位研究』に査読を受けて公表する。また、各年度の各事業実施の検証等の結果及び事業によっては区切りとなる年度に当該期間の総括的な検証等の結果を高等教育関係者に報告する。さらに、各年度にシンポジウムを1回以上、研究会を3回以上開催し、調査研究の成果について議論を行う。これらを通じて、調査研究の実績を適切に評価して研究の質を確保するとともに、高等教育政策の動向に対応した調査研究の課題を不断に見直す。</p>	<p>内部質保証システムを中心とする機関別認証評価の在り方に関する調査研究》</p> <p>調査研究事業で開発した「教育の内部質保証に関するガイドライン」を踏まえて、第三サイクルの認証評価において、内部質保証を重視した評価基準の策定が行われた。また、本ガイドラインに基づくワークショップを評価事業部とともに2回開催し、内部質保証の考え方を大学と共有した。</p> <p>《第二期国立大学法人評価の検証と第三期のあり方に関する調査研究》</p> <p>国立大学法人評価の検証結果について、平成30年3月に報告書を公表するとともに、同年2月には「中期目標期間における教育研究の状況の評価に係る意見交換会」を開催して検証結果の内容を大学に対して説明した。また、検証結果について国立大学教育研究評価委員会においても報告しており、第三期法人評価を設計するための検討材料となっている。</p> <p>《機構の実施する評価の有効性に関する検証》</p> <p>機構で実施した大学機関別認証評価、高等専門学校認証評価、及び法科大学院認証評価、並びに選択評価について、毎年、評価事業部と研究開発部が協働して、対象校及び評価担当者に対してアンケート調査を実施しており、得られた内容については、今後の対応方針を評価事業部とともに検討している。</p> <p>《認証評価における重要テーマの分析》</p> <p>「単位制度の実質化」等のいくつかのテーマについて分析を行った結果を、第三サイクルの認証評価における評価基準や留意点の策定において参考にした。</p> <p>【学位の授与に必要な学習の成果の評価に</p>	<p>ノート・資料11編を収録した。本誌を関係高等教育機関等へ送付するとともに、ウェブサイト及び「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」にも掲載し、公表・提供した。</p> <p>以上のことから、中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>		
--	---	---	--	--	--

【に関する調査研究】

《学位授与における新たな単位累積加算の在り方の検討》

平成 27 年度の特例適用専攻科修了見込み者から適用されることになった、学士の学位授与における新たな審査方式（特例）の実施にあたって、研究開発部と学位審査課で協働して円滑な事業実施の方策を検討し、説明会を開催して周知を図った。さらに、審査のためのオンラインシステムを設計し、これらを用いて審査の実施を支援した。

また、単位積み上げ型の学士の学位授与に関して、従来の審査方式（通例）の申請者が学修成果（レポート）を作成する際に留意すべき倫理的配慮について研究開発部で検討し、各専門委員会・部会及び学位審査会の審議を経て、学位授与申請の手引きである「平成 27 年度版 新しい学士への途」に掲載した。

《機構の学位取得者への調査と学位授与事業の検証》

単位積み上げ型による学士の学位取得者（4 月期、10 月期）を対象に、従来の審査方式（通例）と新たな審査方式（特例）の双方について学位取得直後のアンケート調査を研究開発部と学位審査課が協働して実施し、その結果を分析した。これらの検討とともに、学位審査会専門委員会の退任委員への自由記述によるアンケートを実施し、回答を整理した結果を研究開発部と学位審査課で検討し、学位授与事業の改善に活かした。また、放送大学と共同で「大学改革支援・学位授与機構で学士の学位をめざす方への説明会」を開催し、参加者からの個別相談にも応じて、機構の学位授与制度を広く知らせることに努めた。

《機構の学位授与事業に関わる諸外国の学

位・単位制度調査》

外国での学習履歴を持つ学習者からの照会に対して、機構の学士の学位授与制度への申請資格の有無について調査し、学位審査課を通じて本人に結果を通知した。平成 26 年度から平成 29 年度までに 17 件（中国 7 件、台湾 1 件、韓国 1 件、オーストラリア 2 件、インドネシア 1 件、アメリカ 3 件、イタリア 1 件、英国 1 件）の照会を受けて、外国における学校教育の課程の修了状況及び当該教育機関の正統性に関する調査を行った。

【高等教育の質保証の確立に資する調査研究】

《大学ポートレートのための技術開発》

大学ポートレートシステム改良のために各種の技術開発を行い、大学ポートレートセンター事務室と連携して、大学ポートレートシステムの改良（設計・開発）に直接的に反映させた。

《大学情報の活用のための分析ツールの開発》

大学情報の活用を促進するための評価指標探索支援システムを開発し、総務課と連携して機構内の研修で試用するとともに、機能を追加開発した上で、大学ポートレートセンター事務室と連携して大学関係者に提供した。評価支援課と連携し、各大学から収集する大学情報データの信頼度を高めるための方法についての検討と今後のデータ収集についての提言を行った。評価企画課と連携し、質保証ポータルサイトの開発環境の整備とプロトタイプシステムの作成を行った。情報支援ツール（国立大学法人評価における研究業績リストの収集・整理ツール）の開発を行った。高等教育に関する質保証関係「用語集」のオンライン版の開発を行った。

《質保証人材の能力開発プログラムの開発・提供》

国立大学の幹部教職員を主対象にした内部質保証研修プログラム、及び実務者向けの教材の開発を進め、成果としてそれぞれの教材を作成し、それに基づいた研修を実施した。Evaluability Assessment 手法の研究を進め、成果として、指標の妥当性と信頼性にかかるチェックリストを開発し、それに基づいてワークショップを7回開催した

② 社会への調査研究の成果の提供

調査研究の成果のうちで、社会及び高等教育関係者への参照情報として提供したものには、以下のような事例が挙げられる。

【大学等の教育研究活動等の状況の評価に関する調査研究】

《我が国の大学評価システムの新たな在り方の検討に資する調査研究（第二期国立大学法人評価における学系別参考例の開発）》

調査研究で開発した「参考例」はウェブサイトで公表することで、高等教育関係者や社会に提供している。また、その内容の一部は、京都大学で開催された人文学・社会科学の評価の在り方に関するシンポジウムでの基調講演、及び京都大学出版会から出版された書籍の章を通じて広く情報を提供した。

《大学教育における分野別質保証の在り方に関する調査研究》

文部科学省先導的大学改革推進委託事業により本調査研究を行い、報告書3冊を機構や文部科学省のウェブサイトにて広く公表した。また、この内容について学会発表を複数回行うとともに、英国の

事例について高等教育関係者が読者である雑誌に論文を公表した。

《内部質保証システムの在り方、ならびに内部質保証システムを中心とする機関別認証評価の在り方に関する調査研究》

内部質保証について「教育の内部質保証に関するガイドライン」を機構ウェブサイト上で公表するとともに、高等教育関係者が読者である雑誌と学会等において発表し、広く社会に情報を提供した。

《第二期国立大学法人評価の検証と第三期のあり方に関する調査研究》

国立大学法人評価の検証についての報告書をウェブサイトにて公表し、法人評価が実際にどのように行われ、大学や評価者から適切なものと受け止められているのかが社会からも分かるような情報を提供した。また、その内容を平成30年度に学会発表する予定である。

《機構の実施する評価の有効性に関する検証》

各種の認証評価に関する検証報告書を毎年公表しており、認証評価の有効性が分かる情報を社会に提供した。また、その内容を踏まえた論文を『大学評価・学位研究』等に発表した。

《認証評価における重要テーマの分析》

現在の高等教育の質保証における重要テーマの一つである単位の質保証について、論文を『大学評価・学位研究』等に発表し、高等教育関係者が参照できる情報を提供した。

【学位の授与に必要な学習の成果の評価に関する調査研究】

《学位の構造・機能と学位制度の理論的基底に関する研究》

「高等教育レベルの職業教育と学位に関する7か国比較研究」を実施し、アメリカ、ヨーロッパ、東アジアの7か国における高等教育システムと職業教育との関係について、制度的、社会的、政策的側面から分析した。研究の成果を『高等教育における職業教育と学位ーアメリカ・イギリス・フランス・ドイツ・中国・韓国・日本の7か国比較研究報告ー』（大学評価・学位授与機構研究報告第2号）及び学会発表により公表するとともに、調査の過程で得られた情報等を、我が国の高等教育政策に関わる関係者に提供した。

《学位に付記する専攻分野の名称に関する調査》

我が国の大学において授与されている学位に付記する専攻分野の名称に関して、研究開発部と学位審査課が協働して、全国の国公立大学を対象にオンライン調査を継続的に実施した。平成28年度の調査結果に基づき、日本語での付記名称と英語による学位の表記に関して整理した結果を、平成29年度にウェブサイト上に公表して機構外からの閲覧に供した。

【高等教育の質保証の確立に資する調査研究】

《大学における民間的手法の実態に関する調査研究》

高等教育関連の政策における「民間的手法」の理解や導入経緯を明らかにすべく、政策に関連する文書を対象に、テキストマイニングやコレスポンドンスの手法による分析を行い、「民間的手法」がいかなる政策的含意をもつかを解明した。成果として、研究結果の一端を学会で発表するとともに、平成30年に報告書を刊行した。

《学習成果の評価手法の検討》

特定の教科分野において、教科内容に即していかに具体的に学習成果を設定し、かつ個々の学習成果に適した教授学習法、評価法をいかに構想するかについて、歴史学を対象に、外部の研究協力者とともに研究会で検討した。研究結果の一端を国際機関の会合で発表した。

《3ポリシーの整合性と学位の付記名称の関係に関する研究》

学位に付記する専攻分野の名称と、各大学の3ポリシーのうち学位に付記する専攻分野の名称との親和性が最も高く期待できるディプロマ・ポリシーの間の整合性に関して、オンラインでのアンケート調査及びコンピュータによる機械学習の手法を用いたマッチング機能の検証を行い、二者間の整合に関する実証研究を行った。研究結果を国内の学会等で発表した。

これらの個別課題によるもののほか、以下により調査研究の成果を、社会及び高等教育関係者に広く公表した。

《大学質保証フォーラム・シンポジウム》

大学における教育研究活動の質の保証に係る取組を一層推進する目的で、平成26年度より平成29年度まで4回の「大学質保証フォーラム」を研究開発部と事業部で協働して開催した。国内外の招へい者による基調講演、パネルディスカッション等を通じて活発な議論が交わされた。

また、「NIAD-UE シンポジウム 国際共同教育プログラムの質保証：日中韓の連携による教育の質モニタリングを通して見えてきたことは」を平成26年11月に開催した。「キャンパス・アジア」モニタリングの1次モニタリングにより明らかになった優れた取組を国内の高等教育

関係者と共有する目的で開催し、各プログラムからの事例発表を通じて、国際的な共同教育プログラムの企画・運営に当たって、教育の質の保証の観点から重要な点や課題等について議論を深めた。

《学術誌の編集・刊行》

機構の研究成果刊行物編集委員会の下で、大学評価及び学位授与を中心として、それらに関連する高等教育の諸課題・諸理論についての論文、研究ノート・資料等を掲載する学術誌『大学評価・学位研究』を継続して刊行した。平成26年度から平成29年度まで4号を発行し、論文6編、研究ノート・資料11編を収録した。

『大学評価・学位研究』の冊子を関係高等教育機関等へ送付するとともに、ウェブサイト及び「大学改革支援・学位授与機構 学術情報リポジトリ」にも掲載し、研究成果の公表・提供を行った。

また、研究開発部教員の研究業績等を、科学技術振興機構の「researchmap」サービス等を利用して社会に公表した。

③ 調査研究の成果と実績の評価

関連学協会等の論文誌等に査読を受けて公表した学術論文等、関連学協会等の学会発表等、機構が発行した報告書等、及び研究会開催の状況、並びに事業関連説明会・研修等については、(1)大学等の教育研究及び学位の質保証に関する調査研究の各項に具体的に記載している。平成26年度から平成29年度までの概要は以下のとおりである。

(学術論文等) 48 編

(学会発表等) 97 件(うち国際会議等 38 件)

(研究会・事業関連研修会等) 61 回

4. その他参考情報

特になし

様式 1-2-4-2 中期目標管理法 中期目標期間評価（見込評価） 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
III	予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画		
IV	短期借入金の限度額		
V	重要な財産の処分等に関する計画		
VI	剰余金の使途		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成 29 年度） 4-1 行政事業レビューシート（平成 29 年度） 0150

2. 主要な経年データ							
評価対象となる指標	前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
給与・報酬等支給総額（千円）	772,027	863,036	865,109	1,173,619	991,549		
給与水準の対国家公務員指数（年齢勘案）	97.2	96.0	99.8	99.7	99.3		
短期借入金（千円）	0	0	0	0	0		
小平第二住宅年間平均入居率	89.3%	90.1%	89.1%	95.8%	62.7%		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
IV 財務内容の改善に関する事項 1 予算の適正かつ効率的な執行 予算の執行に当たっては、自己収入の確保に努め、運営費交付金債務を含めた財務に係る情報を把握し、機構長のリーダーシップの下、適切な予算配分等を行うことにより、効率的な執行を図る。 また、内部統制の充実・強化を図るため、事業ごとに厳格かつ客観的な評価・	III 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算 別紙 1 のとおり 2 収支計画 別紙 2 のとおり 3 資金計画 別紙 3 のとおり 4 人件費の効率化 総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。 給与水準については、国家公務員の給	<主な定量的指標> 収入・支出の状況 収支計画の状況 資金計画の状況 給与・報酬等支給総額 給与水準の対国家公務員指数 短期借入金 小平第二住宅年間平均入居率 <その他の指標> 予算と決算の差額の理由 給与水準の適正化への取組状況 利益剰余金の要因 目的積立金の使途	<実績報告書等参照箇所> 第 3 期中期目標期間見込業務実績等報告書 P. 202~204、207~228 <主要な業務実績> 業務の説明責任の観点から、業務別に適正な予算管理を行うため、業務ごとのセグメント区分を設定しセグメント情報を毎年開示している。 また、文部科学大臣に財務諸表等を提出するとともに、ウェブサイト（9月掲載）や官報掲載（11月掲載）により、内容を公表した。 内部監査、監事監査により、予算執行、会計処理、契約等の適正性を確認した。会計監査人による法定監査により、財務の状況に関する監査を充実させ、より適正な会計処理を実施している。	<自己評価書参照箇所> 第 3 期中期目標期間見込業務実績等報告書 P. 201（、206） <評価と根拠> 評価：B セグメント区分を設定し、業務別に執行状況を把握することにより、適切な予算配分等を行った。 内部監査等を通じて予算執行等の適正性を確認するとともに、より適正な会計処理を実施する体制を整備した。 固定的経費については、平成 26 年度から平成 29 年度で約 18,700 千円の削減を実現した。 平成 26 年度から平成 29 年度における小平第二住宅の入居率は以下のとおりとなっており、売却等の措置の検討を行うとされる事態には至らなかった。 平成 26 年度 90.1%	評価 B	<評価に至った理由> 中期目標に定められた業務が概ね着実に実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> — <今後の課題・指摘事項> — <有識者からの意見> —	<評価に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見>	

<p>分析の実施を促進し、その結果を事業選択や業務運営の効率化に反映させること等により見直しの実効性を確保するとともに、財務内容等の一層の透明性を確保する観点から、内部監査の充実、決算情報、セグメント情報の公表の充実等を図る。</p> <p>2 固定的経費の削減</p> <p>効率的な運営を図る観点から、集約化やアウトソーシングの活用検討を行いつつ、管理業務の一層の効率化を進めること等により、固定的経費の削減を図る。</p> <p>また、総人件費の見直しについては、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>3 資産の有効活用</p>	<p>与水準を十分考慮し検証を行い、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>IV 短期借入金の限度額</p> <p>1 短期借入金の限度額 82億円</p> <p>2 短期借入金を必要とする事態としては、運営費交付金の受入れに遅延が生じた場合、予定していない退職手当の支出、承継債務償還及び施設費貸付事業に係る関係国立大学法人の債務償還遅延（この場合の借換えは行わない。）などにより緊急に資金が必要となる場合等が想定される。</p> <p>V 重要な財産の処分等に関する計画</p> <p>小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p> <p>VI 剰余金の使途</p> <p>決算において剰余</p>	<p><評価の視点></p> <p>「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）</p> <p>小平第二住宅について、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>	<p>業務の質の向上を図りつつ、業務の効率化や経費の節減を目的として、以下のような取組等を通じて、効率的な運営を行うことにより、固定的経費の削減を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機リース料に係る契約台数や単価の見直しによる削減（△3,521千円） ・基幹システム運用保守サポート業務について仕様書の見直しにより複数者応札となったことによる削減（△1,498千円） ・電気料に係る契約の複数年契約としたことによる削減（△1,500千円） ・小平本館～竹橋オフィス間通信回線契約の複数年契約としたことによる削減（△9,256千円） <p>総人件費については、給与の改定及び退職手当減額支給措置等、国家公務員に準じた削減の取組を毎年度行っている。</p> <p>また、役職員の報酬・給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し検証を行い、その検証結果や取組状況について毎年度公表している。</p>	<p>平成27年度 89.1%</p> <p>平成28年度 95.8%</p> <p>平成29年度 62.7%</p> <p>また、「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣）及び「国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令」（平成28年1月22日政令第一四号）（財務省）に基づき、平成26年4月1日付及び平成28年4月1日付で、国家公務員宿舎の見直し内容を踏まえ、宿舎使用料の見直しを行った。</p> <p>以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。</p> <p><課題と対応></p> <p>特記すべき課題は検出していない。</p>		
---	--	--	---	---	--	--

<p>小平第二住宅については、入居者が5割を下回り、その改善の見込みがない場合には、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、売却等の措置を検討する。</p>	<p>金が発生した場合には、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法に定める業務の充実及び組織運営の改善のために充てる。</p>					
--	--	--	--	--	--	--

収入

○平成 26 年度収入状況 (単位：千円)

収入	予算額	決算額	差引 増減額
運営費交付金	1,250,145	1,250,145	0
補助金等収入	0	28,592	28,592
受託事業等収入	0	54,860	54,860
大学等認証 評価手数料	386,940	380,400	△6,540
学位授与審査 手数料	133,016	124,433	△8,583
その他	7,523	11,458	3,935
寄附金等収入	0	2,210	2,210
計	1,777,624	1,852,098	74,474

支出

○平成 26 年度支出状況 (単位：千円)

支出	予算額	決算額	差引 増減額
業務等経費	1,035,642	899,274	△136,368
うち人件費（退職手当を 除く）	689,456	585,538	△103,918
うち物件費	340,618	297,954	△42,664
うち退職手当	5,568	15,782	10,214
国際化拠点整備事業費	0	28,592	28,592
受託事業等	0	54,860	54,860
大学等評価経費	386,940	296,851	△90,089
学位授与審査経費	133,016	124,433	△8,583
一般管理費	222,026	310,859	88,833
うち人件費（退職手当を 除く）	131,619	224,783	93,164
うち物件費	90,407	86,076	△4,331
うち退職手当	0	0	0
計	1,777,624	1,714,869	△62,755

収支計画

○平成 26 年度収支計画 (単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引 増減額
費用の部	1,851,827	1,837,022	△25,079
経常費用	1,851,827	1,826,748	△25,079
業務等経費	1,005,955	859,928	△146,027
国際拠点整備事業費	0	28,592	28,592
受託事業等経費	0	54,860	54,860
大学等評価経費	386,940	294,345	△92,595
学位授与審査経費	133,016	124,433	△8,583
一般管理費	213,723	344,010	130,287
減価償却費	112,193	120,580	8,387
財務費用	0	0	0
臨時損失	0	10,274	10,274
固定資産除却損	0	10,274	10,274
収益の部	1,851,827	1,920,570	68,743
経常収益	1,851,827	1,910,296	58,469
運営費交付金収益	1,212,155	1,199,670	△12,485
補助金等収益	0	28,592	28,592
受託事業等収益	0	54,860	54,860
大学等認証評価手数料	386,940	380,400	△6,540
学位授与審査手数料	133,016	124,433	△8,583
資産見返物品受贈額戻入	5,045	5,045	0
資産見返運営費交付金戻入	107,148	103,235	△3,913
雑収入	7,523	14,061	6,538
臨時利益	0	10,274	10,274
資産見返物品受贈額戻入	0	6,658	6,658
資産見返運営費交付金戻入	0	3,616	3,616
純利益	0	83,549	83,549
総利益	0	83,549	83,549

資金計画

○平成 26 年度資金計画 (単位：千円)

区分	予算額	決算額	差引 増減額
資金支出	1,777,624	2,420,405	642,781
業務活動による支出	1,739,634	1,830,422	90,788
投資活動による支出	37,990	250,158	212,168
財務活動による支出	0	12,300	12,300
次年度への繰越金	0	327,525	327,525
資金収入	1,777,624	2,420,405	642,781
業務活動による収入	1,777,624	1,867,947	90,323
運営費交付金による収入	1,250,145	1,250,145	0
その他の収入	527,479	617,802	90,323
投資活動による収入	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0
前年度からの繰越金	0	552,458	552,458

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
VII	その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）4-1 行政事業レビューシート（平成29年度）0150

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標		前中期目標期間最終年度値	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報)
常勤職員数		131人	132人	139人	177人	147人		期末の人数
人事交流機関数		42機関	40機関	50機関	58機関	41機関		
人事交流者数		52人	52人	63人	77人	51人		
研修参加者数 (延べ人数)	実践的研修	245人	229人	366人	589人	263人		英語研修を含む
	専門的研修	49人	55人	51人	63人	52人		

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	（見込評価）	（期間実績評価）		
V その他業務運営に関する重要事項 1 事業の適切な実施に当たり、職員の幅広い人材確保と資質の向上を図る。	VII その他主務省令で定める業務運営に関する事項 1 人事に関する計画 (1) 方針 ① 業務運営の効率化を推進し、業務量の変動に応じた柔軟な組織体制を構築するとともに、人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的かつ適正な配置を行う。 ② 特に事務系職員には、専門的な能力の向上を図るため、実践的研修を実施するとともに専門的研修事業の活用を行い、各種研修へ年間	<主な定量的指標> 常勤職員数 人事交流機関数、人事交流者数 研修参加者数 <その他の指標> 組織体制の構築状況 実践的研修の実施状況 専門的研修事業の活用状況 <評価の視点>	<実績報告書等参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.231~233 <主要な業務実績> 業務運営の効率化については、毎年度各課・室の組織目標で業務効率化を掲げ、業務運営の効率化を推進し、職員数の適正化に努めた。 事務系職員については、他機関との人事交流を実施し、組織の活性化と機構の業務に即応できる人材を確保するとともに、各事業の業務量の変動等を踏まえて、組織の見直し、人員の適正配置を実施した。 また、業務遂行に必要となる職員の資質及び専門的な能力の向上を図り、機構において実践的研修を実施するとともに、外部機関が実施している専門的研修を積極的に活用し、各年度延べ200名を超える事務系職員を各種研修に参加させた。	<自己評価書参照箇所> 第3期中期目標期間見込業務実績等報告書P.230 <評価と根拠> 評価：B 人員の適正配置を実施した。 また、人事交流により幅広い人事の確保を図りつつ、業務の継続性にも配慮した。 さらに、研修の実施により事務系職員的能力向上を図った。 以上のことから中期計画における所期の目標を達成する見込みであると判断し、Bとした。 <課題と対応> 特記すべき課題は検出していない。	評価 B <評価に至った理由> 中期目標に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 <評価すべき実績> - <今後の課題・指摘事項> - <有識者からの意見> -	評価 B <評価に至った理由> <評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見>	<評価すべき実績> <今後の課題・指摘事項> <有識者からの意見>	<有識者からの意見>

延べ 200 名以上の職員を参加させる。

(2) 人員に係る指標

常勤職員数（期限付職員を除く。）については、適宜適切に、業務等を精査し、職員数の適正化に努める。

(参考)

中期目標期間中の
人件費総額

中期目標期間中の
人件費総額見込み
4,547 百万円

ただし、上記の額は、役員及び常勤職員に対する給与、賞与、その他の手当、法定福利費であり、退職手当は含まない。

中期目標の期間を超える債務負担

長期借入金

(単位：百万円)

区 分	H28	H29	H30
長期借入金償還金	70,480	68,601	64,790

区 分	中期目標期間小計	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還金	203,872	701,125	904,997

4. その他参考情報

特になし